

有識者懇談会の答申に対する最終報告書

平成22年4月8日

(社) 日本監査役協会

社団法人日本監査役協会

会長 築 館 勝 利

有識者懇談会の答申に対する最終報告書の公表にあたって

平成20年3月に、コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会（座長＝江頭憲治郎 早稲田大学大学院法務研究科教授）を設置し、わが国のコーポレート・ガバナンスの整備に向けた議論を行いました。平成21年3月には、有識者懇談会から当協会に対して、「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」の答申がなされ、これを受けて、その後、約1年にわたり、監査実務に立脚した監査役の対応や当協会としての中長期的な方向性を示すために、協会内の委員会を中心に議論を行ってまいりました。その結果として、昨年10月にまとめました中間報告を踏まえ、このたび、「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」として公表するに至った次第であります。

最終報告書をまとめるにあたって、特に留意した点として3点挙げることができます。第一は、監査役が日々監査活動を行うにあたって、モデル的手続となるようなベストプラクティスについて丁寧な記載に心がけたことです。例えば、会計監査人の報酬同意について、監査役として付与されている同意権が立法趣旨に則った手続となるための具体的な手続を明示しました。第二は、「監査役監査基準」等、当協会の公表物との整合性を意識しつつ、取りまとめたことです。第三は、監査役監査の実効性を確保するための方向性を明示し、そのために当協会として行うべき課題を具体的に明示しました。その中には、内部統制システムの運用状況について事業報告や監査役会監査報告書への記載、会計監査人の報酬及び選任議案の決定権の監査役への付与など、法令の改正を伴う事項も存在しましたが、敢えてその必要性と実現のために、関係諸団体との連携等にまで言及しました。

今日、独立役員を選任の問題をはじめとするガバナンス体制の問題、親子会社法制の問題等、会社法制を巡る諸課題についての議論が話題となっております。また、IFRS（国際財務報告基準）の導入に向けた動き等、会計制度のグローバル化の流れも急速化しております。かかる状況下において、株主から負託を受け、経営から法的に独立している監査役が、その職責を十分に果たしていくことが、コーポレート・ガバナンス上も重要と認識しております。このためにも、監査役の一人ひとりが、最終報告書に盛り込まれたベストプラクティスを実践し、監査役としての役割を十分に発揮されることを期待しております。

最後になりましたが、有識者懇談会を主導していただいた江頭憲治郎座長、伊藤進一郎座長代理をはじめ、委員、オブザーバー及び会議でご報告をいただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。協会としては、今後、最終報告書で示した内容を実践し、わが国のコーポレート・ガバナンスに寄与していくことが、有識者懇談会において精力的に検討していただいた方々のご期待に添えるものと確信しております。

目 次

第1章 はじめに	1
(1) 本報告書に至る経緯.....	1
(2) 本報告書の目的.....	2
① 中間報告の要点.....	2
② 本報告書の位置付けと目的.....	3
(3) 本報告書の構成.....	4
第2章 対応の方向性	5
(1) 上場会社のコーポレート・ガバナンスを巡る現状認識.....	5
(2) 監査役の役割と監査役制度.....	6
(3) 協会としての対応の方向性.....	7
第3章 監査役監査の実務対応	8
(1) ベストプラクティス.....	8
① 意義と定義.....	8
② ベストプラクティス作成上の留意点.....	10
(2) 内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス.....	11
① 作成の基本方針.....	11
② 内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス.....	12
(3) 会計監査人の監査報酬及び選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス	16
① 作成の基本方針.....	16
② 会計監査人の監査報酬の同意に関する監査役のベストプラクティス.....	18
③ 会計監査人の選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス.....	22
(4) 株主と経営執行者との利害調整に関する監査役監査のベストプラクティス.....	25
① 作成の基本方針.....	25
② 第三者割当に関する監査役監査のベストプラクティス.....	27
(5) 協会としての今後の進め方.....	32
第4章 将来に向けた対応	34
(1) 内部統制関連.....	34
(2) 会計監査人関連.....	37

(3) 株主と経営執行者との利害調整関連	43
第5章 結語	46
【別添資料】	
図表1：内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス(時系列整理)	50
図表2：会計監査人の監査報酬の同意に関する監査役のベストプラクティス(時系列整理)	63
図表3：会計監査人の選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス(時系列整理)	69
図表4：第三者割当に関する監査役監査のベストプラクティス(プロセス整理)	79
別紙1：内部統制システムの運用状況に関する監査役会監査報告及び事業報告の記載事例 (平成21年)	100
別紙2：監査役に対する会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定権付与の可能性について の意見書(会計委員会専門委員 弥永真生)	105
別紙3：有識者懇談会の答申に対する最終報告書作成検討メンバー一覧	110

第1章 はじめに

(1) 本報告書に至る経緯

近年、コーポレート・ガバナンスに対する重要性が各国において、益々高まっている。企業として短期的な収益向上のみを最終目的とするのではなく、不祥事を未然に防止する態勢を自律的に整備したり社会に貢献する諸活動を行うことにより、企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）を果たすとの認識が広く浸透してきたことがその背景にあるものと思われる。

わが国においても、監査役設置会社と委員会等設置会社の選択制を導入した平成14年の商法改正をはじめ、定款自治の推進と共に、企業集団の内部統制を導入した会社法、財務報告の信頼性確保と開示制度を強化した金融商品取引法(以下、「金商法」という)、さらには、改正公認会計士法など、様々な改正が断続的に行われ、コーポレート・ガバナンスに関する制度上の整備が図られてきた。各企業は、かかる法制度に対応しつつ、執行役員制の導入をはじめ、内部通報制度の設置など、現行法の枠組みの中で各社に適合した制度設計を工夫し、個別に推進している。

監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う会社機関として位置付けられている。すなわち、取締役の職務執行の監査（会社法381条1項）を通じて、企業不祥事の未然防止に努めるとともに、取締役が構築する内部統制システムの基本方針の相当性と適切な運用状況について監査する役割を担っている。監査役は、その職責を十分に果たすために、コーポレート・ガバナンスに関する現状の課題認識を共有するとともに、監査役や監査委員の多くを会員に持つ日本監査役協会(以下、「協会」という)が、監査役の活動のあるべき方向を明確に示していくことは重要である。

かかる認識の下、平成20年3月、わが国のコーポレート・ガバナンスを巡る諸課題について、協会は一定の方向性を打ち出すことを目的として、学識経験者や実務家からなる「コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会」（座長＝江頭憲治郎早稲田大学大学院法務研究科教授）を協会内に設置した。本懇談会では、わが国のコーポレート・ガバナンスの整備に向けた議論・審議を重ねた結果、一年後の平成21年3月に、「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」と題した報告書（以下、「有識者懇談会報告書」という）が取りまとめられ、築館勝利会長に答申された。

この答申を受けて、協会は、「改めて自身の問題として十分に咀嚼し、自らの血肉とするために答申内容を丁寧に掘り下げ、自らの監査活動の糧としていく」ことを平成21年4

月に開催された第 68 回監査役全国会議において明らかにした上で、協会としての具体的対応の検討を開始した。すなわち、監査職務を遂行する当事者として監査実務に立脚した説得性の高い意見形成ないし理論構築を目指すとともに、最終的には関係当局・団体に協会の意見を提出することを念頭に置き、答申に盛り込まれた各論点について、協会としての意見を集約することとした。そのための具体的活動として、有識者懇談会報告書で示された主要論点である「内部統制関係」「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定」「株主と経営執行者との利害調整（大規模第三者割当、買収防衛策）」の三点について、個別に検討チームを設置し、各々のチームリーダーを中心に活発な議論と審議を行った結果、同年 10 月において、基本的な考え方と方向性を「有識者懇談会の答申に対する当協会の対応について（中間取りまとめ）」（以下、「中間報告」という。協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp> 平成 21 年 10 月 21 日付け「協会ニュース」参照）として公表した。

（２）本報告書の目的

① 中間報告の要点

三つの主要な論点における中間報告の内容を簡潔にまとめると以下のとおりである。

「内部統制関係」では、「内部統制システムの運用状況の開示」及び「会社法と金商法の期ずれへの対応」について、法の整備・調整が究極の解決策であるとの認識を持ちつつ、その実現に至るまでの当面の策として、監査役会監査報告書等を通じた説明責任を果たすこと、そして監査役として望ましい具体的実務のあり方を提示することが検討課題であるとした。特に、監査役は、内部統制システムの整備状況¹の有効性を判断する必要があることから、内部統制システムの運用状況についても積極的に監査を実施し、その監査結果を総合的に判断する形で監査役会監査報告書に記載するために、協会としてもひな型等を示すことを通じて、実務的な定着を図ることが現実的な方策であるとした。

「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定」といういわゆる「インセンティブのねじれ」の問題については、現行法下で監査役に付与されている同意権の行使において、決定権と実質的に差がない実務運営を行っている会社がある一方で、同意権の役割を發揮でき

¹ 本報告書では、協会の公表物である「監査役監査基準」等と同様に、内部統制システムの「構築」と「運用」を合わせた概念として「整備」という用語を基本的に使用している。なお、財務報告に係る内部統制システムに言及した際には、内閣府令の規定に伴い「整備」を「構築」と同義として使用している箇所もある。

ていない会社が存在することもアンケート結果で明らかとなった。したがって、監査役が主体的に会計監査人の報酬等に関与できるような制度的担保、及び会計監査人（金商法上は「監査人」、以下「会計監査人」と総称する）の外観的独立性による国際社会からの理解促進などのためには、監査役に決定権を付与する方向性が目指すべき姿であるとした。その上で、同意手続及び決定手続に係るベストプラクティスを提示するとともに、監査役のうち少なくとも1名は財務及び会計に知見を有する者とし、かつ常勤者であることが望ましいとした。

「株主と経営執行者との利害調整（第三者割当、買収防衛策）」については、監査役は違法性に限らず、「著しい不当性」についても監査を行う会社法上の職責を負っているとの認識の下、不適切な業務執行の決定に抑止的な牽制機能を発揮することが期待されると位置付けた。そして、監査役が、業務執行の決定内容の妥当性や「著しい不当性」に係る事項について、対外的に意見表明ができるか否かは会社法上明らかではないことから、非業務執行会社役員として果たすべき役割・機能のあり方については、法令対応の必要性を含め、さらなる考察が必要であると結論づけた。特に、平成21年8月に公表された第三者割当に関する東証規則の改正への対応については、協会としてガイドラインを策定すること、及び買収防衛策等における執行部による特別委員会設置に対しては、監査役の関与のあり方などを整理する必要があるとした。

② 本報告書の位置付けと目的

有識者懇談会報告書に対する協会としての最終報告書である本報告書は、上記の中間報告を土台としてまとめたものである。本報告書をまとめるにあたって、以下の視点を意識した。

第一点は、監査役としてあるべき方向性を明確にすることである。有識者懇談会では、コーポレート・ガバナンスに係る様々な論点について、研究者・実務家などの有識者が自由に意見交換を行い、討議した。その結果、論点について方向性を見出した点がある一方で、参画した有識者のバックグラウンドや組織としての立場もあり、必ずしも一致をみずに、激しく意見が対立し両論併記を行った論点も存在した。そもそも有識者懇談会の報告書では、監査役制度に深く関わる論点について、議論の経緯や内容、各々の主張点や賛否について丁寧に記載していることから、監査役制度を考える上で参考となる点が多々ある。

一方、協会として重要なことは、結論を先延ばしにせず、有識者懇談会報告書における

議論を踏まえて、監査役制度に係る主要な論点について、一定の方向性を示すための具体的な対応に踏み出すことである。有識者懇談会における各論点を再度整理し、その理論構成や根拠を検証しながら、監査役監査の実効性確保のためにあるべき将来の方向性を明確にすることが、有識者懇談会報告書を活用したことになるものとする。

第二点は、監査役の視点に立脚した行動指針を示すことである。監査役制度及び監査役の役割については、コーポレート・ガバナンスのあり方にも係る事項であるだけに、法解釈論や立法論も多々存在する。一方で、監査業務を日々行っている監査役が、監査役監査の基本理念を再確認しその業務の中で具体的に活用できることも重要である。協会としては、コーポレート・ガバナンスの議論の中で、監査役監査のあるべき今後の方向性を明示する一方で、有識者懇談会報告書に記載された重要な論点に対して、監査役の行動指針を具体的に示していくことが強く要請されているものとして認識している。すなわち、有識者懇談会で討議された論点の背景等を十分に斟酌した上で、監査役が現行法の枠内で、内部監査部門等や会計監査人との具体的な連携の方策、株主等への説明責任を果たすための監査役会監査報告書の記載等、日々の活動の中で実践できるような行動指針を示すことが、監査役監査業務に携わっている監査役への有益な情報であるものとする。

第三点は、協会のこれまでの公表物との整合性の点である。協会は、これまで、「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」「監査役監査実施要領」「監査役会監査報告のひな型」等を公表してきた。本報告書では、主要な論点について具体的な行動指針も示しているが、かかる行動指針は、上記の公表物と整合を図った上で、監査役の利便性を意識し、さらに深化させたものも含まれている。したがって、本報告書を活用する際にも、協会が既に公表した諸基準等も併せて参考にしていただきたい。

(3) 本報告書の構成

本報告書は、次のような構成としている。

まず、第2章の「対応の方向性」では、コーポレート・ガバナンスを巡る現状認識について、監査役の役割と監査役制度に関わる論点を中心に、有識者懇談会における議論を踏まえて整理した上で、本報告書をまとめる方向性を明確にする。

第3章の「監査役監査の実務対応」では、内部統制関連をはじめとした主要論点に関する監査役の実務対応を、ベストプラクティスとして具体的かつわかりやすく提示した。そして、かかるベストプラクティスが実務的に定着するための協会としての対応についても

言及した。

第4章の「将来に向けた対応」では、関係諸団体との連携、及び法改正の必要性と課題等について記述している。いずれも、実現に向けては関係諸団体との様々な調整や理解を得るための活動を必要とするものではあるが、監査役監査の実効性確保のために、協会としての役割・立場を認識した上で、協会の今後の進め方等について言及した。

第2章 対応の方向性

(1) 上場会社のコーポレート・ガバナンスを巡る現状認識

当協会内に識者懇談会が設置され、わが国上場会社のコーポレート・ガバナンスを巡る議論が開始されることになった背景や問題認識は前述のとおりであるが、コーポレート・ガバナンスを巡っては、ここ数年、関係省庁・経済団体をはじめ、各方面においても活発に議論が行われている状況にある。事実、識者懇談会の答申が行われた平成21年3月末以降もコーポレート・ガバナンスに関する意見書や報告書、提言等が相次いで公表されている²。

このように、コーポレート・ガバナンスを巡る議論が様々な関係者の間で同時並行的に展開されている背景には、わが国のコーポレート・ガバナンスに対して国内外から問題提起がされる中で、大規模な第三者割当等の資金調達多用によるわが国資本市場に対する懸念や、市場の低迷が要因の一つとなっていることは否めない。また、上場企業においても、国民の生命や安全を脅かすような事例や不適正な会計など、企業不祥事に係る報道が後を絶たない状況なども、わが国の資本市場全体に対する信頼を危うくし、国際的な競争力と地位の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

識者懇談会における議論やその後約一年余りの各方面での真剣な取り組みにより、以上の諸課題に関する論点整理と今後の対応等の検討が進められ、現在までに一定の議論の

² 東京証券取引所上場制度整備懇談会「安心して投資できる市場環境等の整備に向けて」（平成21年4月23日）、経団連「より良いコーポレート・ガバナンスをめざして（主要論点の中間整理）」（平成21年4月14日）、日本公認会計士協会「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 ―上場会社の財務情報の信頼性向上のために―」（平成21年5月21日）、経済産業省企業統治研究会「企業統治研究会報告書」（平成21年6月17日）、金融庁金融審議会金融分科会「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」（平成21年6月17日）などがある。

集約が為されている。現に、それらの議論の成果の一部は、法令改正や取引所ルールの改正等の形で表れている。

コーポレート・ガバナンスのあり方については、企業関係者のみならず、関係当局、自主規制団体、取引所など様々な関係者が、各々の所管や立場から迅速かつ実効性のある施策を講じ、かつ現実に運用することが社会の要請でもある。目下は、これまでの取り組みや成果をもとに、上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化とわが国資本市場への信認の回復に向けて、各関係者が具体的に諸施策を実行・実践に移していく重要なプロセスの只中にある。かかる動きの中で、協会としても、監査役又は監査役制度のあり方については、積極的に議論を行い、意見形成を図り、もってその態度を明らかにしておく必要がある。本報告書は、その一つと位置付けられ、ここに盛られた考え方・趣旨に基づき、今後のコーポレート・ガバナンスを巡る動向に、協会として迅速かつ柔軟に対処していくことが重要と考えている。

(2) 監査役役割と監査役制度

上場会社のコーポレート・ガバナンスを巡り有識者懇談会において議論された諸問題は、既に述べたとおり、大きく「内部統制関係」「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定」「株主と経営執行者との利害調整（大規模第三者割当、買収防衛策）」等を主要な論点とするものであった。これらはいずれも、会社と経営執行者の間又は株主と経営執行者の間に存在する利益相反あるいは経営者支配が懸念される問題であり、上場会社であるが故に必然的に問題が顕在化したり、その影響や程度が無視できないレベルにまで至っているものが少なくない。

ところで、上場会社においてはとりわけ、所有と経営の分離が進み、株主から経営を委託された経営執行者は、自己の利益ではなく、会社の利益を第一に考えて職務にあたるべき義務（忠実義務）を負っている³。また経営執行者は、株主から委託を受けた出資財産を保全・活用する受託者責任を負うことから、会社及び自らを選任した株主に対し、当該受託者責任の履行状況について説明する責任を負っている⁴。上場会社のコーポレート・ガバ

³ 取締役の忠実義務については、会社法 355 条参照。なお、監査役監査基準第 19 条（取締役会等の意思決定の監査）1 項 5 号は、「意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること」を監査役の監査対象として規定する。

⁴ これらの論点については、武井一浩「上場会社監査役コーポレート・ガバナンス・コード（骨

ナンスを考える上では、これらの点に鑑み、主要株主、一般少数株主又は債権者など様々なステークホルダーの利害を踏まえつつ、それらを適切に調整、バランスさせることが肝要となる。近時、問題とされた事例では、一般少数株主の利益が不当に侵害されているとされる事案が多々見受けられるところであり、企業の迅速かつ柔軟な行動を過度に制約することなく、かついかにして適切な規制を課すべきか、法制度のあり方やルール整備においても、経営効率の維持・向上と市場規律の確保を両立させていく視点が要点となる。

こうした近時の上場会社を中心とした問題に関して、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う立場にある監査役は、どのような役割と責任を果たしていくかが課題となるが、従来必ずしも露呈してこなかった問題や今日的な状況において新たに生じている問題等を前にして、監査役には、従来にも増して事案の性質に応じたきめ細かな対応や慎重な検討等が求められるようになってきている。例えば大規模第三者割当などでは、本質的に株主と経営執行者との間で対立することがあり得る構造となっている。この場合、監査役には、第三者割当に係る経営執行者の判断の合理性について監査するとともに、株主等投資家に対して、有利発行の該当性に係る適法性について意見表明が求められる。

監査役には、これらのいわば新しい問題に対応するための監査のあり方が問われる一方で、現状の監査役監査に対しては、監査役の経営執行部門からの独立性に対する懸念とともに、監査役が法の想定するような役割を本当に果たしているかどうか、十分な監査効果をあげているのかどうかについて疑問視する声も少なくない。仮に監査役監査が現状において十分でない点があるならば、真摯な反省の下に改善の方策を立て、評価される監査役監査活動を実践することが必須となる。

(3) 協会としての対応の方向性

以上を踏まえて、本報告書では、協会としての対応の方向性について前述の「本報告書の位置付けと目的」で示したとおり、現行法の枠内で実現可能なことを最大限に実行し、法的に与えられた職責を確実に果たしていくものと、関係団体への働きかけも視野に入れつつ、対外的に法改正を要請すべきものとの二つに大別した。

現行の法制度下において対応すべきものとは、一つは現行法の枠組みにおいても実務運

子)について」(有識者懇談会報告書「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」月刊監査役 555 号特別付録 123 頁) 参照。

用の改善等により、提起された課題の解決又は目的の実現を図ることができる事項であり、もう一つは法改正等の制度整備を待たなくては抜本的な解決には至らないものの、その実現をみるまでの当面の策として、監査役の望ましい実務のあり方あるいは行動指針である。いずれも、監査役がベストプラクティスとして直ちに取り組むことができる事項である。

対外的に法改正を要請すべきものとは、中長期的な視点を踏まえつつ、監査役が主体性をもってその職責を果たしていくための環境整備又は条件整備として、制度的な解決を要する事項である。そのための対応策としては、関係諸団体に連携等を働きかけていくものと、関係当局に対して法改正を要望していくものがある。

本報告書では、上記の二つの方向性について、明確に区別して記載している。詳細については、次章以降の各論点を参照していただきたい。

第3章 監査役監査の実務対応

(1) ベストプラクティス

① 意義と定義

監査役は、「取締役の職務の執行を監査する」（会社法 381 条 1 項）役割を担う会社機関であり、監査役が監査業務を遂行する際に、その権限や義務などが会社法及び法務省令で規定されている。法令で規定されている内容は、遵守すべき最低限の法規範としての性格がある一方で、当事者が立法趣旨を斟酌してその法的効果を最大限活用すべき側面もある。監査役が本来果たすべき業務が十分に果たせない場合や、コーポレート・ガバナンスを取り巻く環境の変化等によって時代から乖離する法規定が存在することとなれば、法令の改正の必要性の議論とその検討が開始される。事実、今日に至るまで、監査役制度に関し、監査役の権限強化や独立性の確保のための改正が行われてきた。しかし、法令の改正には、その必要性や法的効果等に対するそれ相応の検討時間を要し、さらに施行に至るのは、パブリックコメントの募集・整理を経過した後となる。また、仮に法令の改正が行われることが決定したとしても、利害関係者等の事情から、監査役の視点からみて必ずしも実効性が期待できる改正が保証されるわけではないことから、後述するように、協会としても関係諸団体とも連携をとって、将来に向けた対応を確実に推進することが必要となってくる。

これに対して、監査役の実効性確保や向上のために各社の監査役が、現行法の枠内において自主・自律的に監査活動を行うことやその結果を開示することは直ちに可能であり、事実、多くの監査役は自社の業容や態勢に則って工夫をしていると思われる。一方におい

て、自分では良いと思った活動や開示の程度が必ずしも立法趣旨からみて適切とは限らないこともある。場合によっては、監査役の任務懈怠責任を問われる可能性もある。

かかる点を勘案すると、法制度の枠内で自主・自律的に工夫することができ、かつ立法趣旨に即し、監査役監査の実効性を高めるため、各監査役の実務上のガイドラインとなるモデル的な手続を提示することは意義がある。そして、監査役がかかる手続を参考に、自社の監査活動に活用し、最終的にその活動状況を広く株主等に開示することにより、監査役としての説明責任を積極的に果たすことにつながれば、その監査活動は評価されることになるだろう。

本報告書でいうベストプラクティスとは、上記のモデル的手続のことである。協会には、現在、「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」とそれらを具体的実務に展開した「監査役監査実施要領」（以下、「監査役監査基準等」という）が存在する。「監査役監査基準等」もベストプラクティスを示したものであるが、本報告書は、さらに「監査役監査基準」を制定した際に掲げた「監査役に今日的に期待されている役割と責務を明確にする」との理念を踏まえて、その後の環境変化の反映と具体的なモデル的手続を示したものである。すなわち、内部統制システム等の論点に対して、単なる監査活動の具体化にとどまらず、監査役が期待される役割を十分に果たすことが望まれる具体的手続について示している。そして、各社監査役によるベストプラクティスの実践の蓄積とともに、その実務的な定着を踏まえて、将来的には、現行法では明定されていない事項の法制化も視野に入ってくるだろう。

なお、協会としては、各監査役がベストプラクティスを参考にして、自社の業種・業容・態勢・リスク等の状況に応じて、適切に監査活動を実践し、監査役としての職責を有効に果たすことを期待するものである。また、監査役の監査活動がベストプラクティスに準拠していないことにより、直ちに監査役の法的責任が問われる性格のものではない点は、「監査役監査基準等」の趣旨と同様である⁵。

⁵ 協会の「監査役監査基準」について、自社の監査役監査基準に適用することを監査役会で決議した場合には、その監査役監査基準に基づいて監査役業務を遂行する法的な義務を負う可能性がある。本報告書で示したベストプラクティスも同様であると考えられる。

② ベストプラクティス作成上の留意点

本報告書では、「内部統制関係」「会計監査人の報酬及び選任議案の同意」「株主と経営執行者との利害調整」の三つの大きな論点に関して、ベストプラクティスを検討した。作成にあたって、以下の点を共通の留意点とした。

第一は、立法趣旨を踏まえつつ、監査役がその職責を積極的に果たし、監査役監査の実効性を向上させるためのモデル的な手続を意識した点である。会社法や法務省令では、監査役監査における一般規定を示しているが、その規定の立法趣旨を適切に理解した上での監査活動は必要である。例えば、監査役は会計監査人の報酬について同意権を付与されている(会社法 399 条 1 項)が、同意権を行使するにあたっては、監査役は独自に情報収集を行ったり、会計監査人や経営執行部門から説明を受けたりすることなどを通じて、提示された監査計画や報酬額の適切性を判断し、場合によっては拒否権の行使もあり得るはずである。しかし、仮に経営執行部門の提示したものを何らチェックすることなく了承したり、実質的に経営執行部門と会計監査人との間において報酬契約が締結された後に、監査役が事後的に承認するような場合には、監査役として期待されている本来の役割を果たしているとは言えないであろう。監査役にその職責の一環として法的権利が付与されている事項については、その適切な権利行使のためのベストプラクティスが必要である。

第二は、監査役の自主・自律的な活動をサポートできるように、極力個別・具体的な内容とした点である。すなわち、監査役が監査活動を行うことの利便性を考えて、時系列に整理するとともに、対象となる相手方や具体的な手続、準備すべき書類などを具体的に記載している。一方で、会社の業容や業種が異なる全ての会社を網羅的に整理することには無理があるので、各監査役が共通的に参考となるような項目に絞って整理している。その上で、各監査役が監査活動を行うにあたっての創意工夫も念頭に置いて、必要に応じて留意点等として追記をしている。

第三は、会社法や法務省令のみならず、協会が既に公表している「監査役監査基準等」との整合性を意識して、各項目に各々の該当条文や箇所を示している。「監査役監査基準等」は、多くの監査役が自社の監査基準や監査実施要領等として利用している実態があることから、これらとの関連を示すことで、各監査役が本報告書で示したベストプラクティスを実践的に活用するために役立つものと考えた。「監査役監査基準等」を参考にした自社の規程が存在する会社においては、本報告書で提示する該当箇所を参考にしながら、各々の実態に沿った形で適宜見直すことを通じて、監査役監査の一層の実効性確保につながること

を期待している。

(2) 内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス

① 作成の基本方針

「内部統制システムに係る監査の実施基準」では、監査の対象の一つとして「取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無」を規定している。また、監査役会監査報告のひな型でも「内部統制システムの構築及び運用に係る取締役の職務執行の状況に関して特に指摘すべき事項があるときは、その旨を具体的に記載する」こととしている。かかる点も踏まえて、中間報告では、内部統制については、構築にとどまるのではなく、運用状況という内部統制の機能的なプロセスについての実態開示の方が株主等にとってより情報的価値が高いといえるとの基本認識を示した⁶。しかし、事業報告や監査役会監査報告の記載実態を調査する限り、内部統制システムの運用状況の監査結果を自主的に記載することが可能であるのにもかかわらず、その記載は必ずしも十分とは言えないのではないかとの結論に達した⁷。当協会の全国会議や実務部会などでは、監査役が内部統制システムの監査に工夫している事例も発表されているので、監査役が、経営執行部門から法的に独立している立場を活かして、内部統制システムの運用状況を監査するためのベストプラクティスを実行し、その結果を監査役会監査報告に適切に記載する例が、今後増加していくことが望ましいと考える。

なお、中間報告では、会社法と金商法のいわゆる「期ずれ問題」にも言及した。監査役は、会社法上の内部統制システムに対しては、その基本方針を含め監査するという形で法的責任を負っているが、金商法上の財務報告に係る内部統制システムにおいては、監査役は、統制環境の一部を構成するものと位置付けられており、財務報告に係る内部統制システムの評価については直接的な法的責任を負っているわけではない。しかし、会社法上、監査役の職責として取締役の職務執行を監査するとの観点から考えると、取締役の職務執行の一部でもある財務報告に係る内部統制システムの適切な整備・運用状況などに関して、その主要な進捗状況や評価結果について、監査役が経営執行部門及び監査人から報告を受けて確認するプロセスを踏むことがベストプラクティスとなる。そして、かかるプロセス

⁶ 「内部統制関係」対応検討チーム中間報告書「内部統制システムの運用状況の開示及び期ずれ問題への対応について」5頁参照。

⁷ 前掲注(6)5～6頁参照。

を踏むことにより、期ずれ問題についても、実務的な対応が可能となると考えられる⁸。

② 内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス

「監査役監査基準等」や「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ&A」(月刊監査役第548号別冊付録)をもとに、内部統制システムのベストプラクティスに関して、時系列に整理したものが【図表1】である。ここでは、主に期末時期から株主総会の前後に至るまでの間に、監査役が具体的に実施すべき項目別に、その目的・具体的な方法・関係資料等を明示するとともに、財務報告に係る内部統制報告制度との関わり方を含め、特に留意すべき事項や重要事項をクローズアップする形で対応や留意点を記載している。以下、具体的に活用する際のポイントとなる点を解説する。

(イ) 内部統制システムの運用状況とその結果に対する監査

第一点は、内部統制システムの運用状況に対する監査役としての監査の重要性である。内部統制システムについては、経営執行部門が基本方針に基づいて、情報の保存体制やリスク管理体制などを構築した上で、当該事業年度における適切な運用を図るのに対し、監査役は監査活動の一環として監査することになる。会社法上は、内部統制システムの基本方針に関する取締役会決議の内容について、監査役が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を監査役会監査報告に記載すれば足りる(会社法施行規則118条2号、129条1項5号、130条2項2号)。しかし、内部統制システムの基本方針は一度定めれば済むというものではなく、当該事業年度の運用状況を勘案して、新年度の基本方針の妥当性について、必要に応じて継続的な見直しが必要とされるべき性格のものである。

かかる状況から考えれば、内部統制システムの基本方針と運用は連続性があり、基本方針の妥当な設定、基本方針に基づいた適切な運用、新年度の基本方針への反映(見直し)というPDCAサイクルが内部統制システムについても行われていなければならない。そのためにも、内部統制システムの運用状況については、監査役自身が特に日常の監査活動において監査を行っていくことが重要である。

⁸ 金商法上の財務報告に係る内部統制監査は、全社的統制と業務プロセス統制を対象としているが、業務プロセス監査は財務・経理という専門分野における統制システムの詳細を対象としており、高度な専門知識を必要とすることから、監査役の監査活動として、財務報告に係る内部統制全体を自らの責任とすることには一定の限界がある点に留意する必要がある。

監査役は個々の監査をもとに、内部統制システムの構築・運用状況の全体について監査意見を述べることになるが、そのためには、監査の方法が適正に行われるとともに、その裏付けとなる資料等が必要である（【図表1】プロセスⅠ）。その上で、内部統制システムの運用状況について、監査役間で十分に審議し、監査役会としての判断が確立していることが重要となる（【図表1】プロセスⅡ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅸ）。そして、監査役会としての判断結果をもとに、経営者の内部統制システムの構築と運用の状況について意見表明をすることになる。このように、監査役自らが、内部統制システムの適切な運用について監査活動を通じて常に意識し、日頃から経営執行部門と意見交換を行うとともに、監査調書等の記録に留めておくことが重要である。

なお、取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、各取締役が取締役会の構成員として内部統制システムの適切な構築と運用状況に対して監視義務を負うとの観点から、監査役が経営執行部門に対して取締役会で当該事業年度における内部統制システムの運用状況を報告するように求めることは可能であると考えられるし、取締役の職務執行を監査するという立場からも、その方が望ましいであろう。

（ロ）内部統制システムの運用状況の評価結果報告及び開示の要請

第二点は、内部統制システムの運用状況に関する経営執行部門による取締役会での報告や事業報告での開示についてである。

内部統制システムの構築・運用状況について、取締役会で報告が行われていない会社が存在する場合には、経営執行部門に対し、内部統制システムの運用状況について取締役会で報告するように、監査役として働きかける必要がある（【図表1】プロセスⅢ）。各取締役が取締役会の構成員として内部統制システムの適切な整備状況に対する監視義務を負う観点から考えて、監査役が経営執行部門に報告するように求める根拠があろう。そして、監査役としては、経営執行部門から取締役会で報告された当該事業年度における内部統制システムの運用状況について、その評価結果を確認することが望ましい（【図表1】プロセスⅣ）。

会社法の内部統制システムの運用状況については、その開示が規定上明示されていないこともあり、株主に対する開示資料である事業報告の中では十分な記載がなされていない会社が多いように見受けられる。すなわち、不祥事が発生した場合には、当該不祥事の概要や不祥事と内部統制システムの整備状況との関連、再発防止に関わる内部統制システム

の改善状況について、事業報告の「対処すべき課題」や「株式会社の現況に関する事項」の中で開示されている例が多いものの、特段の不祥事等が発生していない会社においては、内部統制システムの運用状況についての記載例は、必ずしも多くはない。しかし、一部の会社においては、「業務の適正を確保するための体制」の中で、基本方針に加え、運用状況を開示する例や、「対処すべき課題」の中で運用状況について何らかの記載をしている例も見られる。

株主への説明責任の観点からは、かかる会社のように、運用状況についても、事業報告に記載することが望ましいと考えられる（【図表1】プロセスV）。その上で、仮に、内部統制システムの運用状況について、経営執行部門の報告内容と監査役会での審議結果が異なる場合は、監査役の判断との相違について相互に検証し、内部統制システムのより良い運用に努めることがベストプラクティスである。

（ハ） 監査役会監査報告書への記載

第三点は、監査役会監査報告書への記載である。監査役は、株主への説明責任を果たすためにも、内部統制システムの基本方針の相当性に限定せず、その運用状況の監査結果についても、監査役会監査報告書において記載することが期待される（【図表1】プロセスVII）。不祥事が発生した場合には、監査役会監査報告書において、再発防止策等の内部統制システムの改善状況を含め、監査役会としての意見が記載されている例が多いが、その際、内部統制システムに係る重大な欠陥や著しい不備に相当するものが発生した場合に限らず、内部統制システムが適切に運用されている場合の監査意見や、今後に向けた課題や改善点なども、極力、監査役自らの文言で記載することが望ましいと思われる。この点に関して、既に具体的に実践している会社の監査役会監査報告の事例を添付した（監査役会監査報告書の事例は、【別紙1】参照）。

監査役が、当該事業年度における内部統制システムの運用状況の監査結果について、その概要を監査役会監査報告に積極的に開示することは、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役としての役割を高めることとなる。

（二） 財務報告に係る内部統制システムの有効性の最終結果の確認

第四点は、期ずれ問題への対応である。金商法に基づく有価証券報告書の作成が、会社法上の株主総会対応の準備実務が一段落した後で行われる実態から考えると、計算書類と

財務諸表との間の相互項目の調整や有用性の低い開示項目の見直し、あるいは連結と単体に対する計算書類等の作成の整理など、中間報告で指摘した課題が解決しない限り、期ずれ問題自体がなくなることは困難である⁹。しかし、定時株主総会において、経営者は株主に対して議案等についての説明責任があることから、金商法に基づく開示を待つまでもなく、重要な欠陥の存在や内容等を株主に開示・説明を行うべきであるという点は、有識者懇談会報告書で指摘されているとおりである¹⁰。したがって、期ずれ問題から発生し得る課題に効率的に対応するため、監査役としても、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用・評価の状況については取締役の重要な職務執行の一つとして日頃の監査活動において注意を払い、経営執行部門と会計監査人から、その有効性の評価の状況や不備が存在した場合の改善の見通しについて、早い段階から状況報告を受けることが必要である。

具体的には、監査役が経営執行部門及び監査人から、期中から継続して定期的に財務報告に係る内部統制システムの評価と監査の見通しの報告を受けることが重要である(【図表1】プロセスⅠ・Ⅱ・Ⅲの留意点参照)。その際監査役は、会社内部の実態・経営環境などについて把握している情報や経理部門・内部監査部門等からの説明聴取により得た財務報告に係る内部統制システムの有効性についての認識と、経営執行部門の財務報告に係る内部統制システムの評価状況や監査人の内部統制監査状況との間で、重要な齟齬がないかに留意する。財務報告に係る内部統制システムに不備が発見されている場合には、それが重要な欠陥に該当するかの判定や重要な欠陥に該当した場合の是正措置の内容と実施状況等について、取締役と監査人との間で期中から円滑かつ適切なコミュニケーションが図られているか等に注視する。

監査役が会計監査人から会計監査報告書を受領する際にも、財務報告に係る内部統制システムに対する有効性について、極力、書面で受領するように調整しておくことが大切である(【図表1】プロセスⅥの留意点参照)。そして、財務報告に係る内部統制報告制度の最終プロセスである有価証券報告書の作成と開示については、経営執行部門と会計監査人から、その評価結果について必ず報告を受け、財務報告に係る内部統制システムの有効性

⁹ 金融庁は、有価証券報告書等の定時株主総会前の提出を可能とするために、有価証券報告書の添付書類とする計算書類や事業報告書は、定時株主総会に報告しようとするものでも可能とするように府令を改正した。金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成21年12月11日)。

¹⁰ 有識者懇談会報告書・前掲注(4)11頁参照。

に関する最終結果を確認することが必要である。仮に、重要な欠陥等があるとの報告を聴取した場合には、監査役会の開催などにより、既に株主に送付した監査役会監査報告書との整合性や、株主総会における監査役としての説明の必要性の有無などを審議・確認する（【図表1】プロセスⅧ）。

（ホ）新年度への反映

第五点は、新年度への対応である。過年度の内部統制システムの運用状況の課題や改善点については、新年度の基本方針や監査計画に反映されなければならない。経営執行部門に対して基本方針への反映を要請し、その結果を確認するとともに（【図表1】プロセスⅢ・Ⅳ）、監査役監査計画においても、内部統制システム監査の方針や方法を監査役間で議論し確定する（【図表1】プロセスⅩⅠ）。その際、過年度の監査活動を振り返って、自らが実施する監査活動のみならず、内部監査部門や会計監査人との具体的連携方法についても改善点を反映するように工夫する。

さらには、内部監査部門や会計監査人に対しても、新年度の内部統制システムの実効性確保に向けて、監査役の監査結果が内部監査部門の監査計画や会計監査人の監査計画に活用されるように、相互に十分な意見交換を行う（【図表1】プロセスⅩⅡ・ⅩⅢ）。中には、監査役監査計画等を会計監査人に説明していない監査役が存在することがアンケート結果から明らかとなったが¹¹、監査役監査のベストプラクティスの観点から、改善すべき点であろう。その際、監査役監査と内部監査部門・会計監査人の監査との重複がないようにすることも留意する。

（3）会計監査人の監査報酬及び選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス

① 作成の基本方針

中間報告においては、会計監査人の監査報酬及び選任議案について、今後のあるべき方向性として、①監査役等にそれらの決定権を持たせるべきこと、②会計監査人設置会社においては監査役のうち1名以上は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任

¹¹ 監査役や監査委員から、監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供を行った割合は、54.2%に過ぎないことが判明した。協会「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する監査役等の関与に関するインターネット・アンケート集計結果」（協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp> 「電子図書館」内「協会事務局」参照）。

すべきであり、かつ常勤者とすることが望ましい、との結論を得るに至った¹²。

会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定については、現行法の下でも、監査役に同意権が付与される（会社法 344、399 条）など一定の関与が認められている^{13、14}ところであり、実務的には、同意権を行使する際に、予め十分な情報を入手し検討した結果、同意の是非の判断を行っている監査役も存在する。

一方、監査役の同意実務の現状については、有識者懇談会において、同意権が有効に行使されておらず、立法趣旨に則った機能を十分に果たしていないのではないかとの監査役サイドの問題を指摘する声も根強くあったところである。事実、中間報告の取りまとめにあたって実施した実態調査¹⁵では、会計監査人の報酬に関して、同意権の行使が形式的な手続に終わっており、実質的には執行部門の提示額を事後的に承諾しているに過ぎない会社が少なからず存在している事実が判明した。

かかる実態調査において明らかとなった要改善事項は、主として会計監査人の監査報酬の同意判断に必要な情報アクセスに関わる問題であり、監査役は、同意判断に反映させるための必要な情報を早い段階から入手し、その分析・検討を行うことが肝要となる。監査報酬に関して言えば、監査報酬は会計監査人の監査計画に基づいて算出される監査時間に報酬単価を乗じて算出されるものであり、監査対象毎にリスクの大小・複雑さなどに応じて過不足のない監査人員が配置され、適正な時間の積算が為されていることなどの妥当性の確認が必要となる。

本報告書で示したベストプラクティスは、中間報告にもあるように、現行の同意制度では十分な機能を果たしていない会社が一部に残る実態から、現行法の同意制度を単に形式的な手続の充足規定として捉えるのではなく、ベストプラクティスを実践することで、立法趣旨の実現を図ることを企図している。そして、会計監査人の独立性を強化するための

¹² 「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について」 対応検討チーム中間報告書「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について」 7 頁参照。

¹³ 委員会設置会社においては、会計監査人の選任議案の決定は監査委員会が権限を有している。以下、本報告書における会計監査人の選任議案は、監査役設置会社におけるそれを指すものとする。

¹⁴ 会計監査人の選任手続への監査役等の関与については、選任議案への同意権限のほか、会計監査人の選任議案の株主総会への提出請求権を有するなど、一定の「積極的」な関与が認められている。

¹⁵ 前掲注（11）参照。

実体規定¹⁶としての視点から監査役に決定権が付与された場合には、同意権の行使におけるベストプラクティスの定着により、実務的にはその円滑な移行が実現できるものと考えられる。すなわち、仮に監査役に決定権が移行された場合は、監査役が報酬決定を判断するために必要な情報収集・説明聴取等を行うにあたり、経営執行部門及び会計監査人との連携・意思疎通等の諸手続を通じて、より一層、監査役がその主体性を発揮することが可能となり、監査の視点から適正な報酬額を定めることが可能となると考える。

こうした考え方は、会計監査人の選任についても当てはまる。会計監査人の選任議案に対する監査役の同意は、昭和 56 年の商法改正により規定されたものであり、既に長年にわたる実務と研究の蓄積がある。監査役としては、会計監査人の監査報酬と同様に、その選任に関しても主体的な関与を発揮することにより、会計監査人の経営執行部門からの独立性を確保することが必要である。

② 会計監査人の監査報酬の同意に関する監査役のベストプラクティス

会計監査人の報酬に係る同意手続の監査役のベストプラクティスに関して、時系列に示したものが【図表 2】である。これの作成上の様式については、前述の内部統制システムに関するベストプラクティス【図表 1】と同じである。以下、具体的に活用する際のポイントを解説する。

(イ) 事前の情報収集・報告聴取の早期着手

第一は、事前の情報収集・報告聴取を早期に着手・開始し、かつ十分に行うことの重要性である。会計監査人の監査報酬は、会計監査人の監査時間に連動することから、その前提となる会計監査人の監査活動の実態を綿密に把握し、評価することが出発点である。具体的には、会計監査実績について、経営執行部門から報告を聴取する一方で、年間を通じた会計監査人との意見交換や報告、さらには監査役自らの現場立会等を通じて、会計監査人の監査活動の問題点・課題の把握を行うことが必要である（【図表 2】プロセス I・II）。仮に、当初の監査計画と監査実績が大きく乖離しているならば、その原因は何か十分に分析し、新事業年度の監査計画に反映する必要性を判断することが大切である。その際、監査役としては、年間を通じて、会計監査人と経営執行部門との協議や意見交換の内容は勿

¹⁶ 相澤哲編著「新・会社法の解説」別冊商事法務 295 号 116 頁参照。

論のこと、必要に応じて、会計監査人の往査先や監査時間等の記録の情報の提出を経理部門等に要請することも必要である（【図表2】プロセスⅡ）。

また、報酬の同意をする前提として、監査役は、同意判断に必要な新事業年度の監査計画及び報酬見積りに関する情報提供や説明を受けることになるが、当該情報提供等は、それら監査計画や報酬見積りの原案作成の早い段階¹⁷において、必ず経営執行部門と会計監査人の双方から受け¹⁸、かつ、監査役による検討時間が十分に確保できるタイミングで受けるように留意すべきである¹⁹（【図表2】プロセスⅢ・Ⅳ）。

（ロ）会計監査人の「監査計画」の内容の適切性・妥当性の主体的検討

第二は、上記（イ）で収集した情報に基づき、会計監査人の新事業年度の「監査計画」の内容について、その適切性・妥当性を主体的に吟味・検討することである。すなわち、会社のリスクに照らして適切に監査対象・拠点が選定され、また当該監査対象毎に関与会計士がその業務経験や専門性等に照らして適切に配置され、かつそれらに基づき監査時間が適正に積み上げられていることの確認が重要である。監査役は、当該監査を実施するための監査手続や監査体制について、過不足のない人員・時間が充てられているかなどにつ

¹⁷ 前掲注（11）問11、問13、問20、問21参照。監査役が経営執行部門から、報酬原案が作成される前の段階で説明又は情報提供を受けている割合は12.0%に過ぎず、34.8%もの会社が「経営執行部門と会計監査人との間で報酬額についてはほぼ結論が出された段階」としている。これに、そもそも監査役に対し説明や情報提供がない会社（6.6%）を合わせると、実に4割近い会社（39.1%）で経営執行部門と会計監査人との間でほぼ結論が出された後に同意判断に必要な情報を初めて得ていることになる。会計監査人からの説明又は情報提供についても約6割にのぼっている。こうした現状からは、事実上経営執行部門で決定した報酬額に、監査役は後追的に「追認」しているともいえよう。

¹⁸ 前掲注（11）問11、問20参照。経営執行部門から説明又は情報提供があった会社は大多数（93.4%）である一方、会計監査人から説明又は情報提供があった会社は半数（52.6%）にとどまる。監査役としては、両者からそれぞれ説明及び情報提供を受け、意見交換を行い、適正な監査計画作りと報酬見積りの算定に一定の責任を果たしていくべきであろう。

¹⁹ 前掲注（11）問37参照。説明又は情報提供を受けるタイミングに加えて、入手する情報の質を確保することも重要である。この点、「担当取締役等からの説明や情報提供が、同意判断に必要な十分なものとは言い難い」としている会社が約2割（19.1%）にのぼり（同様に会計監査人からのそれは23.7%）、監査役には、入手する情報の質が高まるような経営執行部門や会計監査人との関係構築にも努める責務があると言うことができよう。

き、担当取締役及び会計監査人から資料入手や説明聴取を行い²⁰、監査役が自ら主体的に分析・検討を加え²¹、そして担当取締役及び会計監査人との意見交換等の調整を通じて監査役の意向や要望事項の意見表明を行い、その結果として最終的に当該監査計画の内容の適切性・妥当性を判断することが重要である（【図表2】プロセスV・VI）。

（ハ）会計監査人の「報酬見積り」の算出根拠の適切性・妥当性の検討

第三は、「報酬見積り」の算出根拠・算定内容について、その適切性・妥当性を検討することである。ここでは、「監査時間」と「報酬単価」の精査が重要となる。報酬見積りの根拠となる監査計画については、既に上記（ロ）において定められていることから、報酬額の算定は、監査計画に基づく監査時間と報酬単価の積算によって算定できる。上記（ロ）においては、監査時間の内訳たる関与会計士の職掌ランク別の時間配分について既に明らかにされていることから、それらの報酬単価の設定が報酬総額を左右することになる。監査役は、経営執行部門から過去の実績又は同業他社もしくは同規模会社の報酬レベルに関する情報を入手したり²²、経営執行部門との意見の調整などを通じて、当該報酬単価が合理的であり、かつ総額の金額水準が妥当なものであるかにつき、その適切性・妥当性を検討・判断することが重要である（【図表2】プロセスVI・VIII）。

なお、監査役としては、経営執行部門と会計監査人との折衝状況については、途中経過を含めて、その状況を監視・確認しておくことにも留意しておくべきである。すなわち、監査役が指摘又は要望した事項が、両者の折衝において適切に反映されている点に注意を払い、必要があれば、都度指摘するようにする（【図表2】プロセスIII・V）。

²⁰ 前掲注（11）問7-1参照。会計監査人から監査計画（概要書）を受領するのみで、当該内容について説明を聴取していない会社が5.6%あった。監査計画の妥当性を検討する上で、会計監査人から直接説明を受け意見交換を行うことは不可欠であろう。

²¹ 前掲注（11）問33、問34参照。会計監査人の報酬への同意に際して「監査役等が検討・考慮した事項」、及び「同意に際して有用と考えられる情報」については、いずれも「監査日数・時間の見積りの相当性」「監査対象や監査実施範囲の見積りの相当性」「監査担当者・担当チームの監査体制（人員、能力等）」等が上位に来ている。

²² 前掲注（11）問33、34参照。なお、金額水準そのものについては、「前年度の報酬額」や「報酬に関する他社の動向や客観データとの対比」も実際には有用な参考情報の一つとされているようである。

(二) 同意プロセスの確立と書面の作成

第四は、会社法上、監査役の職責である会計監査人の報酬等の同意手続が、適正かつ確実に実行されるため、当該同意のプロセスを経営執行部門との間でしっかりとルール化し、かつ、それらの手続につき記録を作成し証跡として残す実務を定着させることが重要である。

具体的には、監査役が経営執行部門から報酬同意の申し入れを受ける際には、必ず書面の依頼書を受領すべきである（【図表2】プロセスVII）。そして、監査役会における報酬同意に関わる審議内容は議事録にその記録を留め、当該審議結果が同意の場合は必ず書面で同意書を作成し、経営執行部門へ送付すべきである。一方、審議結果が不同意の場合には、その結論に至った根拠・理由を文書にまとめ、経営執行部門又は必要に応じて会計監査人に伝達するようにする。その後、不同意に至った根拠・理由について、経営執行部門及び必要に応じて会計監査人と監査役会との間で、解消に向けた調整を行う（【図表2】プロセスVIII）。

また、監査役の同意の後のプロセスを確認しておくことも重要である。すなわち、監査役が同意した監査報酬金額については、手続の透明性の確保のため、経営執行部門から取締役会に報告をし、取締役会議事録にその旨の記録を留めておくことが望ましい（【図表2】プロセスIX）。さらに、最終的には会社が会計監査人と締結した監査契約を閲覧し、監査役会が同意した報酬金額どおりであることを確認すべきである。

なお、正式契約前に会社と会計監査人との間で仮契約が締結されている場合には、監査契約の内容と当該仮契約の内容の整合性なども確認する（【図表2】プロセスX）。

(ホ) 事業年度を通じた会計監査人との緊密な連携の保持

第五は、上記（イ）から（ニ）までの手続を遂行する前提として、事業年度を通じて会計監査人との緊密な連携を保持することにより、会計監査人の監査の効率化と適正な会計監査の遂行に努める必要がある。監査役による会計監査人の報酬の同意制度は、会計監査人の独立性の担保及び監査の質の確保を目的とするものである²³。

さて、会計監査人の監査計画の内容の妥当性を判断する能力、及び当該監査計画の遂行

²³ 協会「会計監査人との連携に関する実務指針」5頁参照（協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp> 「電子図書館」内「会計委員会」）。

状況とその結果を検証・評価する能力は、会社法上監査役に課された会計監査人監査の相当性判断を適切に行うために必要な能力である。したがって、前述したように、会計監査人との会合や往査・棚卸への立会等に十分な回数・機会を確保するなど²⁴、事業年度を通じて会計監査人との連携を緊密に保持することにより、会社法上課された会計監査の実効性向上に努めることが重要である。

③ 会計監査人の選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス

取締役が、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出する場合には、監査役会の同意（過半数の決議）が必要である。会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議題とする場合も監査役会の同意が必要である（会社法 344 条 3 項、1 項、393 条 1 項）²⁵。したがって、会計監査人の報酬に対する同意と同様に、会計監査人の選任議案等の同意についても、監査役はその手続を行う際のベストプラクティスを実践することが大切である（時系列整理については【図表 3】参照）。

なお、会計監査人の任期にかかわらず継続して同じ会計監査人を起用する場合には、会社法上、監査役会の同意事項とする定めはない²⁶。しかし、監査役が、会計監査人の再任に関して、事業年度毎に監査役会で審議しその内容を議事録に残すことは、会計監査人の監査活動を定期的に評価する観点からも重要なプロセスである²⁷。このために、本報告書

²⁴ 前掲注・(11) 問 5、問 6、問 8 参照。会計監査人との年間の会合回数の平均は 6.1 回である。これについて、「やや不十分である」又は「不十分である」と回答した会社は 15.2%にのぼり、会計監査人とのコミュニケーションの充実が課題となっている会社も少なくない。また、会計監査人の往査・棚卸又は監査講評のいずれにも立会又は同席をしていない会社は 13.8%にのぼり、会計監査人の監査手続の監視・検証が十分でないと思われる会社も存在する。

²⁵ 監査役会が、取締役に対し会計監査人の選任に関する議案を株主総会へ提出することを請求し、あるいは選任又は解任を株主総会の目的事項とすることを請求することも可能（会社法 344 条 3 項、2 項 1 号・2 号）であるが、会計監査人の監査活動の事前の状況把握等の基本的なベストプラクティスは変わらない。

²⁶ 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが、当該株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなされる（会社法 338 条 1 項・2 項）。

²⁷ 注 (26) のとおり、会計監査人の再任の場合には、株主総会の目的事項としないことが可能である。この点を取締役会において株主総会招集の付議を行う際に確認することからも、会計監査人の再任の際に、経営執行部門と監査役との間で予め同意手続を行っておく意味があ

で示す会計監査人の選任議案の同意に関するベストプラクティスには、会計監査人を再任する場合も、含まれるものと考えている。そして、実務的には、会計監査人を再任するケースがほとんどであることから、【図表3】の時系列整理では、会計監査人の再任に関するベストプラクティスを基本として示した。

(イ) 会計監査人の監査活動の適切性・妥当性の検討

新たに会計監査人設置会社となる場合以外は、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性の評価が再任・不再任を判断する出発点となる。この点に関しては、公開会社は「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定めて事業報告にも記載している（会社法施行規則126条4号）ので、その内容が再任・不再任の判断の基準となる（【図表3】d.《解任・不再任の決定方針》）。会計監査人の報酬同意の場合と同様に、事業年度を通じて、監査役は、会計監査人からの会計監査に関する報告聴取、経営執行部門からの会計監査人の活動実態の報告聴取、さらには監査役自らが会計監査の現場立会を通じて、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているかを評価する。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討する。特に、会計監査人が、取締役の不正行為又は法令定款違反の事実を発見した場合における会計監査人から監査役（会）への報告義務（会社法397条1項・3項）の履行状況についても評価の対象となる。会計監査人に関して不再任又は解任に相当する事項はなく、かつ会計監査が相当であると認めるときは、監査役としては会計監査人を再任する方針となる（【図表3】プロセスa.《再任の場合》）。

会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、監査役は、会計監査人を解任することができること（会社法340条1項1号）²⁸についても留意が必要である。

期中の臨時総会に会計監査人の解任議案を提出する場合、及び定時総会に会計監査人の不再任議案を提出する場合は、通常は新しい会計監査人の選任議案を提出することになるので、その同意に要する期間にも配慮しなければならない（【図表3】b.《不再任・選任の場合》）。

ろう。

²⁸ その他、会計監査人の非行、心身の故障による職務執行の支障の場合にも、解任の要件となる（会社法340条1項2号・3号）。

(ロ) 事前の報告聴取

監査役会が経営執行部門より会計監査人の選任議案についての同意を求められた場合、監査役は、監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等その他職務の遂行に関する事項（会社計算規則 131 条）等について、経営執行部門及び会計監査人から事前に十分な報告を受ける（【図表 3】プロセス b. -Ⅲ）。特に、現任の会計監査人を変更する場合には、株主に対して合理的な説明を行う必要がある点に留意し、取締役が変更を求める事由及びそれに対する会計監査人の意見について双方より聴取した上で、客観的かつ具体的に変更に至った事由を把握して同意の可否を判断する（【図表 3】プロセス b. -Ⅲ）。また、会計監査人の変更が会計監査人からの辞任の申し出による場合には、当該辞任の理由がどのような内容であるか、例えば会計処理を巡る取締役と会計監査人の意見の相違にある場合、監査報酬にある場合等につき把握し、監査役会にてその妥当性について審議する必要がある。

(ハ) 同意プロセスの確立と書面の作成

会計監査人の選任について、会計監査人の報酬同意と同様に、その同意プロセスを可視化し、記録として残しておくことが監査役のベストプラクティスになる。具体的には、会計監査人の選任の場合には、経営執行部門から、新たな会計監査人の選任同意依頼書とその理由説明書、会計監査人の概要書等を添付した書類を監査役会への提出を要請した上で、監査役会として審議し、最終的に同意の有無を判断する。そして、審議の経過の要領と結果を監査役会議事録に記載するとともに、会計監査人の選任同意書を作成し、経営執行部門に提出する（【図表 3】プロセス b. -Ⅳ・Ⅴ）。

なお、会計監査人の再任の場合は、前述したように、法的には監査役の同意手続は不要であるが、選任の場合と同様に、適正手続の確保（デュープロセス）の観点から、経営執行部門に対して会計監査人の再任同意依頼書の提出を求めた上で、監査役会において、会計監査人の当該事業年度の監査活動の相当性の最終確認を踏まえて、会計監査人の再任同意書を経営執行部門に提出している会社もある。その際、会計監査人の再任については、株主総会の目的事項としない旨を同意依頼書及び同意書の記録に残しておくことも考えられる（【図表 3】プロセス a. -Ⅳ）。

(二) 同意後のプロセス

株主総会において、監査法人が会計監査人として選任された場合は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを会社に通知しなければならない(会社法337条2項)。会社法上は、会社への通知期限は定められていないが、監査役としては、監査法人が速やかに職務を行うべき者を選定しているか、経営執行部門に確認する。あわせて、会計監査人の氏名又は名称が、株主総会による選任後2週間以内に会社の本店所在地に登記されたこと(会計監査人の変更の場合も同様、会社法911条3項19号、915条1項、商業登記法54条2項・3項)についても、経営執行部門から報告を受ける(【図表3】プロセスb. -VII)。

(4) 株主と経営執行者との利害調整に関する監査役監査のベストプラクティス

① 作成の基本方針

株主と経営執行者との利害が対立する場面があり得る中、中間報告では、第三者割当と買収防衛策をその典型的な事項として取り上げた上で、監査役は、日常の監査活動の実効性を高め、意見表明その他の監査役の権限を適切に行使することにより、本項目に対して一定の役割を果たすことが期待されていると結論づけた。このために、内部統制システム関連や会計監査人関連と同様に、本項目についても監査役としてのベストプラクティスを示すことは、監査役の具体的な行動指針として有益である。

一方で、本課題におけるベストプラクティスは、内部統制システム関連等とは異なる視点がある。すなわち、内部統制システム関連や会計監査人関連のベストプラクティスは、毎年の事業年度で必ず適用する場面があるのに対し、第三者割当や買収防衛策は、具体的に経営執行部門がその状況に至る必要性を生じ実行する局面において、監査役としての判断が求められることである。例えば、内部統制システムの整備状況に対する監査役の監査においては、監査役は期中における日常の監査活動の蓄積を踏まえて、期末の監査役会監査報告に記載するなど、株主総会に報告する一連の時系列的な流れの中で必然的に行われ、ベストプラクティスは業務の一環として完全に組み込まれている。また、会計監査人の報酬同意や再任についても同様である。しかし、第三者割当や買収防衛策は定常的に発生するものではなく、仮にその場面となっても、時期的に特定できるものでもない。事象によっては、短期間での検討・決定が行われる場合も想定される。

さらに、会社法上も、第三者割当と監査役監査との関係に直接的な規定はなく、買収防

衛策についても、買収防衛策に関する基本方針を定めている場合は、その内容の概要等を事業報告の内容とし(会社法施行規則 118 条 3 号)、その基本方針に関する事項についての監査役の意見を監査役会監査報告の記載事項としているように(会社法施行規則 130 条 1 項、129 条 1 項 6 号)、限定的な記載項目となっている。したがって、本課題については、監査役が監査の中で必ずしも日常的に意識するものではなく、また、第三者割当も買収防衛策においても、有利発行の問題や適正な株価算定等、特有の専門性も存在する。すなわち、両者とも、非日常性(事象によっては、緊急性)、専門性がその特徴であるといえよう。かかる点を勘案し、本課題のベストプラクティスの作成については、下記のような点に特に留意した。

第一は、非日常的な課題であるからこそ、経営執行部門が執行決定をしようとするときに、監査役として後追的にかつ拙速な対応となることがないように、監査役が具体的な判断を行うためのプロセスと確認事項を丁寧に記載した。例えば、第三者割当でいえば、第三者割当を要する事象が発生した際に、監査役としての確認事項を具体的に示した。

第二は、本項目には執行部門の検討を開始する際の背景が必ず存在することから、ベストプラクティスの作成においては、執行側の検討事項についても極力、具体的に記載した。これにより、監査役としては、執行部門の検討過程を予測することが可能となり、監査役としての対応が機動的になると考えたからである。

第三は、内部統制関連等のベストプラクティスと異なり、本項目に対するベストプラクティスは、非日常的な特徴である故に、いわゆる時系列としての整理に馴染まないことから、日程面よりも検討のプロセスを重視した整理としている。したがって、監査役が具体的な確認を行うための参考とする際、監査役が該当する事象の情報を把握したときに、執行側の検討状況の段階を確認した上で、その後のプロセスに従って検討できるような整理とした。

第四は、前述したように、本項目は専門的な用語や東証の規則等が存在することから、利用の際の利便性に配慮し、極力、用語の定義や具体的な規則の内容等を記載するように努めている。

なお、株主と経営執行者との利害調整として、本報告書で具体的なベストプラクティスを示したのは、第三者割当に関してである(【図表 4】参照)。第三者割当については、近

時、発行数量の大型化や不適切だと指摘される事例が増加していること²⁹、平成 21 年 8 月に東証の規則改正が行われたことから、監査役として、該当事例が発生した際には、直ちにその対応に迫られることになったことがその主たる理由である。

買収防衛策についても、同様に株主と経営執行者との調整が必要な事象であることは、中間報告でも示したとおりであり、かつ特別委員会（第三者委員会）の設置が一般的であるなど、第三者割当とは異なるベストプラクティスが存在することも十分に認識しているところである。しかし、買収防衛策の発動の際には、株式の争奪から新株予約権の発行などと類似の検討の場面も多いこと、買収防衛策の導入自体は、それを必要と考える企業が既に一段落していることなどの理由から、本報告書では取り上げなかった。もっとも、買収防衛策で特に見受けられる特別委員会の設置と監査役の関与のあり方などについては、別の機会に検討を進めることにする。

② 第三者割当に関する監査役監査のベストプラクティス

(イ) 監査役監査としての基本的な考え方・着眼点・留意点

第三者割当に関して、監査役監査の基本的な考え方、着眼点、留意点³⁰として重要な要点は、次の三点に集約することができる。

第一は、第三者割当の必要性及び相当性、又は払込金額が割当先に特に有利でないことなど、第三者割当の発行価額や発行条件等の決定に係る意思決定が、慎重かつ適正な社内手続を経て行われることについて、当該経営判断プロセスの状況を重点的に監視し検証することである。すなわち、経営執行者が、既存株主の利益保護の観点を踏まえて、当該判断の合理性について十分に説明できるような手続を経ているか否かについて、しっかりとチェックすることである。

そのため監査役としては、日頃から会社の財政状態及び経営成績の推移や状況の把握に努め、会社の資金繰りや資金調達の状況等について自らの基本的認識を有しておく必要がある。監査役は、取締役会への出席義務及び意見陳述義務を有するほか、一定の法的要件の下で取締役の行為の差し止めを請求する権限その他の業務執行に対する是正権限を有し

²⁹ 有識者懇談会報告書・前掲注（４）66～67 頁参照。

³⁰ 第三者割当の有利発行該当性に関する監査役の意見表明の意義、実務上の留意点等については、武井一浩＝中山龍太郎＝山中政人「第三者割当の有利発行適法性意見制度と実務対応[Ⅵ・完]」商事法務 1886 号 21 頁以下参照。

ている。監査役は、日常的に実施する監査の実効性を高めるとともに、その権限を適切かつ有効に行使することで、不適切な資金調達はもとより、不適切な業務執行の決定に抑止的な牽制機能を発揮することが強く期待される。

第二に、新たに東証規則及び開示府令³¹において、一定の場合には有利発行該当性に係る適法性に関する監査役の意見が求められることになった。有利発行規制は、募集株式の発行が既存株主の了解なく行うことが（既存株主に与える希薄化の観点から）適切でない場合に、株主総会特別決議を経て募集株式の発行を行うべき場合として会社法において規定されている。有利発行該当性に関して監査役に意見が求められることになったことは、適法性監査の範疇の職責であるとはいえ、会社の意思決定・業務執行が既存株主に与える影響に監査役としても真摯に向き合うことが改めて求められた一局面であるといえる。

有利発行に該当するの可否は、既存株主の希薄化のデメリットと円滑な資金調達が行えることに伴う既存株主のメリットとの調整を図った上で規範的観点から決定されるものである。有利発行該当性判断の基礎となる「公正な価格」や「特に有利」の判断は、一定の事実を確認すればその結論が即座に一義的に導き出されるものではない。そこで監査役としても、有利発行該当性に係る適法性に関する意見表明にあたっては、発行される株式や新株予約権の払込金額等が公正な価格であるという一義的な対外的保証を与えるのではなく³²、株主が（差止請求権の行使などの）最終的な判断を行うために必要な情報を提供するように努めることが重要である。具体的には、取締役会における議論や、場合によっては取締役

³¹ 前掲注（9）参照。

³² 監査役による有利発行該当性に係る適法性に関する意見表明について、監査役が担保するのは、払込金額が公正価格そのものであるという実態的な結論ではなく、資金調達の意思決定過程において有利発行規制及び開示制度の趣旨を踏まえ、社内手続が適正に履践されたか否かをチェックした上で、引受人にとって特に有利でない判断したプロセスの合理性に関する意見であると考えるのが妥当と思われる。また、開示されるべき監査役の意見内容も、「有利発行に該当する／該当しない」という二者択一的なものに限定される必要はなく、監査役として、そのような結論に至った判断根拠を開示した上で、その意見の妥当範囲を明確にしたり、場合によっては、断定的な意見ではなく一定の前提に基づく留保付きの意見を述べることも選択肢として考えられよう（武井等・前掲注（30）24～25頁）。なお、対外的に開示される監査役の意見の例としては、例えば特段の指摘事項がなければ「監査役としては、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められません。」などが考えられる。また、監査の方法に該当する事項については、さらに詳細な意見を述べておくことも考えられる。

会における担当取締役やその指揮下の担当者からの説明、さらには、必要に応じてそれらの判断の基礎資料を検討して、取締役が払込金額を中心とした発行条件の決定に至る過程において、既存株主の利益保護という観点を踏まえた上で合理的に行動しているか否かをチェックすることが監査役には求められる。こうした監査役の関与を経て、上場会社の業務プロセスにおいて、第三者割当の引受人との間で払込金額や発行条件を交渉・合意する際に、既存株主の利益保護の観点から十分な合理性を説明できる慎重かつ適正な手続が履践されていくことが期待されている。

第三に、希薄化率が25%以上となる第三者割当あるいは支配株主が異動する第三者割当（以下あわせて「大規模第三者割当」という）については、原則として、①第三者委員会などの経営陣から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手か、②株主総会の決議などの株主の意思確認の手続を経ることが、上場会社に求められることとなった。大規模第三者割当においては取締役会が支配株主を選別するという利益相反の懸念が生じるので、通常の第三者割当の場合以上に慎重な手続が求められる。これは買収防衛策の発動と似た、株主と経営執行者との利害調整の重要局面である。

監査役としては、経営者から独立した会社機関として、会社役員の地位の維持を目的として株主の共同の利益に反する³³大規模第三者割当が行われるものではないか、監査を行う必要がある。

以下、検討プロセスに沿って、ベストプラクティスの概略を示す。

(ロ) 第三者割当実施の前提の確認

他の事項についても該当することであるが、特に第三者割当については、日頃から会社の財政状況及び経営成績の推移や状況の把握に努め、会社の資金繰りや資金調達の状況等について、基本認識を有しておくことが重要である。そのため、日常的な監査活動を通じて、資金需要を伴う事業計画や株主還元策等の動向を把握するとともに、取締役会に付議される前段の投融资委員会や常務会等での審議状況にも注視し、必要に応じて執行部門に説明を求めることなどが必要である。そして、資金調達を要する事象が発生したことを確認する際には、資金調達の必要性や資金調達の方策の比較検討の状況を監査役として確認

³³ 会社法施行規則118条3号ハ(2)(3)参照。

する（【図表4】プロセス1. - I～V）。資金調達を要する事象を常務会等で付議する段階では、既に資金調達の方法が明示されている場合が多く、執行部門の検討がかなり進捗していることから、監査役としては、資金調達を必要とする具体的な事象や案件が議論されている段階から、資金調達の方法についても意識した上で、経営執行部門から報告聴取などを受けるべきである。

なお、第三者割当は、その緊急性等により時間的な制約があるため、監査役としては、監査の実効性をあげてその職責を果たすためにも、執行側に対し、その検討の状況に係る情報提供や説明等の可及的速やかな実施を、特に要請することに留意すべきである。また、日頃からの情報提供・説明や意見交換等についても、緊密に実施することの重要性を強調しておきたい。

（ハ）第三者割当の選択・発行条件・割当先の具体的確認

仮に、経営執行部門が第三者割当を選択した場合には、その判断の合理性とともに発行条件等の具体的な点まで確認することが重要である（【図表4】プロセス2. - I～III）。具体的には、第三者割当を選択した理由を含めた検討・決定過程、発行条件の合理性、割当先の適切性、などである。発行条件の合理性では、発行条件の内容のみならず、発行に関わる専門家による意見書・鑑定書を入手した上で、必要に応じて、監査役は意見書等の作成者から直接に説明を受けることも考えられる。また、割当先についても、その適切性を判断するために、割当先との取引関係を含めた属性を確認することが重要である。

東証の有価証券上場規程等の一部改正により、一定の場合には「払込金額が割当を受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等」の開示が求められることとなった（有価証券上場規則施行規程402条の2第2号b）。株主総会決議を経ることなく第三者割当が行われるということは有利発行に該当しないという判断が前提となっていることから、平均株価の状況に照らして（正確には、決議日の直前日の価額、決議日から1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各平均価額からのディスカウント率を勘案して）有利発行に該当しないことが明らかな場合を除いて、有利発行該当性に関して監査役の意見が求められることとなった。有利発行に該当するか否かの基準は明確ではないが、少なくとも、前述の（イ）で示した「監査役監査としての基本的な考え方・着眼点・留意点」

を実践することにより、監査役としての職責は十分に果たすものといえよう³⁴。

なお、支配権の移動を伴うような大規模第三者割当が行われるような場合は、対外的に投資家への影響が大きいことから、社内における検討が必要かつ十分な情報に基づいて合理的な判断がされたものか注意が必要である。

常勤監査役が中心となって、上記の確認の後は、監査役会での審議を行った上で、経営執行部門に対して、監査役総意としての意見表明を行う（【図表4】プロセス3.-I～II）。監査役会では、常勤監査役から経営執行部門による検討経緯と監査役としての確認状況を説明した上で、改めて第三者割当の相当性について審議を尽くす。仮に、第三者割当に違法性があると判断したならば、取締役会等の場で遅滞なく意見陳述を行うとともに、経営執行部門が強行するおそれがある場合には、当該行為の差し止めを検討することが必要である。かかる状況に至らないためにも、事前の確認段階において、経営執行部門と十分な意見交換を行い、検討プロセスの段階において疑義が生じた際には、監査役として、都度意見表明を行い、必要に応じて外部の知見者からの意見を参考にしつつ対応することが必要である。

（二）第三者割当実施後の確認

そして、最終的には、有価証券届出書等開示書類の確認等を行う（【図表4】プロセス4.-I）。

なお、第三者割当が社内で最終決定された際には、有価証券届出書等の作成・提出とともに、プレスリリース等の対外公表が行われるのが通常である。監査役としては、かかる手続や適正な開示状況等についても確認を行う。

発行後は、株式及び新株予約権の発行が発行条件に沿って正しく行われているか確認する。支配株主の異動があった場合には、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると取引所が認めるときは上場廃止となるため、監査役としても経過をよく確認する必要がある。また、一年毎に支配株主との取引状況等を記載した書面の提出が必要となるため、その状況確認も必要となる（【図表4】プロセス4.-II）。

³⁴ 前掲注（32）参照。

(5) 協会としての今後の進め方

前述したように、本報告書で示した内部統制関連等のベストプラクティスは、監査役がその職責を積極的に果たすためのモデル的な手続である。したがって、監査役が監査業務を具体的に遂行する上で本ベストプラクティスを指針として、日常的な監査活動に反映させることが期待される。このために、今後、協会としては以下の点に留意して進めていきたい。

第一は、協会が既に発表した「監査役監査基準等」について、本報告書で示したベストプラクティスとの整合性を勘案し、必要な文言修正を図っていく点である。

本報告書においては、既存の「監査役監査基準等」をもとにして、その趣旨や方向性を勘案の上、ベストプラクティスを示したものであるが、ベストプラクティスを具体的に検討する過程で、細部においては「監査役監査基準等」の文言を加筆したり、修正が必要と思われる箇所の検討も必要であるとの認識をもっている。「監査役監査基準等」をもとに、自社の監査役監査基準を作成している会社が多い点を勘案すると、「監査役監査基準等」における必要な文言の見直しについても、協会として早急な協議を開始した上で、必要な改定を行っていくこととする。この点は、「内部統制関係」「会計監査人の監査報酬及び選任議案の同意」「株主と経営執行者との利害調整」の全ての項目に関係するものと考えている。

第二は、「監査役会監査報告のひな型」の改定に関してである。内部統制システムに対する監査役監査のベストプラクティスで示したように、監査役は、内部統制システムの構築にとどまらず、その運用と結果に対しても、執行部門に対して説明責任を果たすように要請するとともに、自らも積極的に監査を行い、監査役としての意見を株主に開示することがコーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役としての役割でもある。

株主総会において、監査役が独自に内部統制システムの運用状況とその結果について、監査結果の意見表明を行うこともあり得るが、株主総会全体の運営の流れなどを勘案すると、まずは監査役会監査報告書に記載する工夫が考えられる。現状においても、内部統制システムの運用状況に関して、監査意見を記載することが期待されているものの、ひな型では、「内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません」と示したところである。しかし、この表現の意味するところが運用状況に対する意見といえるか明確ではないことから、協会として内部統制システムの運用状況とその結果に関する監査役としての判断を明瞭に記載するひな型、もしくは文案を示すことは、本問題に対する監査役の全体としての対外的なメッセージ性の点から意義があろう。

他方で、会社法上、監査役の内部統制システムの運用状況に関する監査について、監査役会監査報告書に記載することが義務とされているか否かが明確でない現状では、当初から、協会がかかるひな型を積極的に提示することは経営執行部門のみならず監査役にも誤解を生じる可能性があるとの意見も指摘されたところである。また、監査役に対して、協会のひな型の影響力が極めて大きい現状においては、新たに提示したひな型に、多くの監査役会監査報告書が収斂し、却って各社の独自性が発揮されにくい懸念があるとの意見も出された。

そこで、ベストプラクティスとその実務的な定着を図ることが最も重要であるとの趣旨から考えて、本報告書では具体的な監査役会監査報告書のひな型改定の可否は後に譲るとして、ここでは、昨年公表した「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて一文例集の作成に当たって」（平成21年4月3日付け）を踏まえて、既に積極的な記載を行っている監査役会監査報告書の事例を提示することとした（【別紙1】参照）。

中間報告で既に示したように、事例のパターンとして、i) 内部統制システムの運用面で問題がない場合、ii) 運用面で問題があるものの改善がみられる場合、iii) 運用面で問題があり改善の必要性等を言及している場合、がある。各社が当該事業年度において、どのパターンに該当するか勘案した上で、事例を参考にして、各社監査役が年間の監査活動の結果を踏まえて、内部統制システムの運用状況やその結果に対して独自に工夫された監査役会監査報告書を作成されることを期待したい。

なお、最終的な監査役会監査報告書のひな型の改定は、平成21年度の各社の監査役会監査報告書における記載状況等を確認しつつ、各社が平成22年度の監査役会監査報告書の作成の検討を開始するであろう時期（3月決算会社の場合で平成23年3月頃）の前までには、審議・確定する予定である。

第三は、監査役への理解・浸透を図るための活動である。本報告書で示したベストプラクティスは、監査役監査活動の一助となるように、協会の監査法規委員会及び会計委員会の委員が中心となって、真摯な審議・協議を経た上で、実務ですぐに利用できるような利便性を考慮してまとめたものである。一方、協会は、実務面での一層の定着を図るためにも、その趣旨や留意点を含めて、監査役に対して丁寧に理解・浸透を図る活動を行う必要があるとの認識を持っている。具体的には、研修会や解説会、あるいは勉強会などが考えられるが、「月刊監査役」等に解説を記載するなどの複合的な方策を検討し、実行していき

たい。

いずれにしても、監査役が、本報告書で示したベストプラクティスの趣旨と実務手順を
実践し、経営執行部門や会計監査人との連携を具体的に強化することにより、監査役監査
の実効性を確保することを期待するものである。

第4章 将来に向けた対応

第3章において、主要な論点に対して、監査役が現行法の枠内で自主的に監査活動を行
うためのベストプラクティスを示した。一方で、監査役監査の実効性確保をより高めるた
めには、中長期的な視点から、制度設計を含めた対応を視野に入れる必要もある。そこで、
本章では、直近の制度改正等の動向を踏まえつつ、主要論点を中心に、協会としての将来
に向けた対応について記載する。

(1) 内部統制関連

内部統制関連に関しては、「内部統制システムに対する開示」の問題と「期ずれ」の問題
に分けて考えたい。

株主等のステークホルダーにとって、自らが会社の内部統制システムの整備状況を確認
することが困難である以上、経営者による自社の整備状況の開示と、経営執行者から独立
した立場にある監査役による整備状況に関する監査結果の報告は、当該会社の内部統制シ
ステムの有効性を判断する唯一の方法といえる。その具体的方策の一つが、監査役会監査
報告において、内部統制システムの基本方針の相当性に限定することなく、その運用状況
や結果についても、監査役が年間の監査活動の結果を踏まえて、積極的に記載すること
である。このことから、本報告書では、監査役が内部統制システムの整備状況の監査を行
うためのベストプラクティスとしての手続を示すとともに、その結果としての監査役会監査
報告の記載の事例を示したところである。

しかし、株主等にとって、経営者による開示状況と監査役の監査結果の報告とを対比し
てはじめて、当該会社の内部統制システムの有効性を判断できるのであり、内部統制シ
ステムの運用状況について、監査役会監査報告の記載にとどまらず、事業報告の中でも、記
載があつてしかるべきである。このための最も実効性ある方策は、法務省令を改正して、
内部統制システムの基本方針にとどまらずに、その運用状況等についての記載も義務づけ
ることである。例えば、事業報告における記載すべき事項としては、i) 内部統制システ

ムの構築と運用状況の内容の概要、ii) 内部統制システムの構築及び運用状況に対する適切性、iii) 重大な欠陥や著しい不備等が存在すればその概要と改善についての見通し、の三項目であり、上記の事業報告の記載を受けて、監査役会監査報告においても、内部統制システムの整備状況の監査結果を記載することを義務化することが考えられる。かかる法整備に向けて、協会としては、関係省庁や学会等と議論を深めつつ、意見表明を行うことを通じてその実現化を図ることが将来的な方向性であろう。かかる実現化は、コーポレート・ガバナンスの観点から、内部統制システムが有効に機能するために有益なことでもあり、決して監査役の権限強化のためではない。

もつとも、現行法の枠内においても、監査役が監査役会監査報告を通じて、自主的に記載することが可能なように、経営者が金商法における財務報告内部統制システムに対する財務報告内部統制報告書の公表と同様に、会社法上の内部統制システムの運用状況についても事業報告に記載することが考えられる。しかし、現時点において、日本経済団体連合会（以下、「経団連」という）が示しているひな型は、内部統制システムの運用状況等まで記載する様式とはなっていない³⁵。したがって、協会としては、企業としての株主等への説明責任と企業情報の透明性の確保という視点から、経営者が自主的に内部統制システムの整備状況まで記載する方向を積極的に後押しするために、経団連をはじめ、東京証券取引所等と連携・協議をしながら、その実現に向けた働きかけを行うことも必要であろう。

かかる方向性に向けて協会が関係諸団体に対して要望等を行うなどの役割を果たすためには、まずは、監査役自身が率先して監査役会監査報告への記載の充実を積極的に推進する対応が望ましい。

次に、期ずれ問題については、監査役と会計監査人との位置関係にとどまらず、内部統制システムの運用状況の開示にも関わることから、監査役としては看過できない課題である。内部統制システムの整備状況については、特に重大な欠陥の存在等、その有効性に大きな疑義が生じるような場合には、会社法と金商法の規定にかかわらず、株主等に開示・説明を行うべきである点については、有識者懇談会報告書でも記載されている³⁶。他方、金商法で規定されている有価証券報告書の提出は、計算関係書類及び事業報告(以下、「計算書類等」という)等を含め、株主総会の決議を終えていることが前提となっている制約に

³⁵ 経団連「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改定版）」
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/118.pdf>（平成21年12月28日公表）

³⁶ 有識者懇談会報告書・前掲注（4）11頁参照。

加え、会社法上の計算書類と金商法上の財務諸表の開示項目の不一致から³⁷、そもそも有価証券報告書の前倒し作成は、実務上、極めて困難な状況にある。すなわち、事業報告や監査役会監査報告の作成時期までに、有価証券報告書の作成を終え、経営者による財務報告内部統制報告書やその監査証明の作成も完成し、仮に重要な欠陥等が明らかになれば、監査役会監査報告書にその欠陥の概要や対応状況等を記載することは可能であるが、法的制約により、かかる記載を行うことは難しかったのである。

しかし、平成 21 年 12 月の内閣府令の改正の公表に伴い、有価証券報告書への添付書類は株主総会の決議前でも早期開示が可能となり³⁸、法的制約が低減されたことは、本課題に関して一歩前進となった。したがって、期ずれ問題の解消に対する残された課題は、経営者が有価証券報告書の前倒し作成のためのインセンティブ、具体的には、会社法上の計算書類等と金商法上の財務諸表作成のための業務の簡素化と効率化を図り、作成の負担と期間をいかに短縮できるかである。

かかる点を克服するためには、計算書類等と有価証券報告書の記載項目の調整、有用性の低い開示項目の見直し、さらには決算短信の開示項目の整理が必要であろう。例えば、有用性の観点からいえば、有価証券報告書は投資家向けの情報開示を主要目的としており、投資家が投資判断にあたって重視するのは連結情報であることから考えると³⁹、有価証券報告書では連結情報で十分であるとも考えられる。

もっとも、本報告書においては、計算書類等と有価証券報告書の記載項目等の具体的な見直しにまで言及していない。なぜなら、記載項目等の一致は、一義的には経営執行部門が実務上の効率性の観点等から個別具体的に検討し関係官庁に働きかける課題であると思われるからである。しかし、公開会社法要綱案の中にも、開示項目の一致については、論

³⁷ 具体的な不一致の項目については、中間報告の別紙「有価証券報告書・計算書類等・決算短信の記載の差異」を参照。

³⁸ 金融庁「連結財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 21 年 12 月 11 日）。本改正では、「有価証券報告書等の定時株主総会前の提出を可能とするため、有価証券報告書の添付書類とされている、定時株主総会において承認を受けた、又は報告した計算書類・事業報告書に加えて、定時株主総会において承認を受け、又は報告しようとする計算書類・事業報告書を追加する」としている。

³⁹ 持株会社（ホールディングカンパニー）を投資先として考えている投資家は、持株会社の傘下にある事業会社（オペレーティングカンパニー）の収益状況等を含む連結情報が重要である。

点の一つとして内容に含まれており⁴⁰、また、期ずれ問題の解消のためには、本論点の解消が重要な課題となっていくことから、協会としては、今後の会社法制に関する議論の一端の中で、実務実態の状況を踏まえつつ、関係諸団体と連携をとって本課題について取り組んでいきたい。

(2) 会計監査人関連

会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定のあり方の問題については、それらの内容の決定機関として当該決定権限を監査役（会）に帰属させるべきかという「権限の所在」に関わる問題と、当該決定権限を適正に行使するための「条件整備又は環境整備」に関わる問題の二つがある。

第一の論点の「権限の所在」に関わる問題については、有識者懇談会の報告書等において指摘されているとおり、わが国においては、既に立法府において「監査人の選任議案の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努める」との決議⁴¹が得られている状況にある。したがって、本報告書においてもこれを真摯に受けとめる必要があるとの認識の下、「監査役等に決定権を持たせるべき」とした中間報告で示した方向性をさらに確実かつ強固なものとするべく、今後協会として、これの実現に向けて取り組んでいく必要があると考えている。

このように考える理由の第一は、「人事」と「報酬」という会計監査人の独立性を支える中核的な要素について、監査を受ける立場にある経営執行者からの影響を極力回避し、経営執行者を監査する立場にある監査役の専属的な権限とすることで、会計監査人の経営執行者からの独立性を制度的に保持するとともに、監査役が同意権の行使と比較してより主体的に本問題に関与することを制度的に担保することに意義がある。その上で、会計監査

⁴⁰ 日本取締役協会「公開会社法要綱案（第11案）」（2007年9月公表）5頁。なお、民主党公開会社法プロジェクトチームの整理の中でも、「会社法と金融商品取引法との間で、情報開示や会計のあり方が不明確となっている」との記載がある。民主党公開会社法プロジェクトチーム「公開会社法（仮称）制定に向けて」2頁（2009年7月公表）。

⁴¹ 「公認会計士法等の一部を改正する法律（平成19年5月27日法律第99号）」の法律案における衆参両院の付帯決議（衆議院財務金融委員会平成19年6月8日、参議院財政金融委員会平成19年6月15日）参照。本問題については、その後も各方面で積極的な議論が行われ、この一年余りを見ても経団連、日本公認会計士協会、金融庁などから報告書等が取りまとめられている。前掲注（2）も参照。

の専門家である会計監査人と会社の業務に精通した監査役が一層緊密な連携を図ることにより、会計不祥事の根絶、ひいてはわが国資本市場の信頼性確保に向けて大きく寄与することが可能となる⁴²。第二は、会計監査制度においては、会計監査人が独立性を有していることを株主や債権者が確認できることが重要であるが（外観的独立性の確保）、会計監査人の選任等につき経営執行者から独立した機関である監査役がその権限及び責任を担うことは、会計監査に関する国際的な動向とも調和し、わが国の会計監査に対する国際的な信頼向上に資するという点である。

上記二つの点とも、粉飾決算等の会計不祥事による企業価値の毀損防止に寄与するという観点、すなわちコーポレート・ガバナンスの有効性の観点からも望ましい方向にあり、監査役としてその一翼を責任のある形で担うことは、わが国の監査役制度に対する国際的な理解促進にも大きく寄与するものと考えられる。

なお、会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定権限を監査役に付与することについては、法的な観点から業務執行の二元化をもたらすことへの懸念や、監査役制度全般に与える影響について慎重な検討の必要性等の指摘がある⁴³。しかし、こうした指摘については、次のように理解することができると思う。

第一に、会計監査人の選任議案については、現行会社法においても、監査役は、取締役に対し、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求する権限を有しており（会社法 344 条 2 項 1 号）、当該請求を受けた取締役は、監査役からの請求を無視して株主総会に議案を提出しない扱いとすることは許されていない。また、逆に、当該選任議案の提出が取締役側から提案されたものであるときは、当該選任議案を株主総会に提出するためには、取締役は、監査役（会）の同意を得ることとされている（会社法 344 条 1 項 1 号）。これらのことから、会社法は、会計監査人の選任議案の提出に対して一定の権利を有しているが、外観的権利をより明示的に表し、会計監査人の選任議案の決定権限を監査役に付与することは、会社法の考え方とも整合すると考えられる。

第二に、会計監査人の監査報酬の決定については、監査役は取締役や使用人など業務執行を行う者と兼務することができないとする会社法規定（会社法 335 条 2 項）に抵触する

⁴² 現行の会計監査人の報酬等の同意制度の下で、同意権の行使が形式的な手続に終わっており、実質的には執行部門の提示額を事後的に承諾しているに過ぎない会社が少なからず存在している実態があることは、先に指摘したとおりである（第 3 章（3）①参照）。

⁴³ 業務執行の二元化に関わる論点については、有識者懇談会報告書・前掲注（4）35 頁参照。

との指摘や、会計監査人の報酬の決定は取締役(会)が行う経営判断に属する事項であり、前述のとおり、監査役がこれを行うことは業務執行の二元化になり、会社の効率的な経営にとって妨げになるとの指摘がある。この点について会社法は、監査役がその職務の執行について要する費用については会社に対する請求権を有するものとし(会社法388条)、監査費用については、監査役が本来判断すべきものであるとの考え方に立っていると理解することができる。そして、会計監査人の設置は、監査役を設置を前提とし(会社法327条3項)、会計監査人設置会社における監査役の会計監査は会計監査人による監査を前提とするものであることに鑑みれば、会計監査人の監査報酬は、監査役にとって、一種の監査費用としての面を有すると理解することも可能である。

第三に、監査役制度全般に与える影響の点については、例えば、会社と取締役間の訴えの提起については監査役が会社を代表するものとされ(会社法386条)、株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加するためには、監査役の同意を得なければならない(会社法849条2項)とされ、さらには、会社がいわゆる買収防衛策を定めている場合には、監査役は当該買収防衛策についての意見を監査報告に記載しなければならないとされている(会社法施行規則129条1項6号、130条2項2号、118条3号)。これらは、一般に監査役に会社の業務執行についての妥当性判断を求めたものと解されており、会社法においては、業務執行の中でも取締役の利益相反が特に懸念される事項については、個別的に監査役にその任を担わせているところである。監査する側とされる側の関係に立つ会計監査人と取締役の関係においても、会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定を取締役が行うことは、利益相反が認められることから、これらと同様の考え方を採ることもできるものと考えられる。以上のことから、会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定権限を監査役に付与することについての法的観点からの指摘等については、これを乗り越えていくことは十分に可能ではないかと考えられる。

これら法的な解釈論については、有識者懇談会の報告書において有益かつ大変貴重な意見書が多数収録されているところであるが、本報告書の取りまとめにあたっては、弥永真生・筑波大学大学院教授より監査役等への決定権付与は法的に可能である旨の意見書を論述いただいたところである(【別紙2】参照)。

なお、監査役が決定権を持つことになれば、監査役がより主体的な役割を担うとともに、監査役の機能強化や会計監査人の独立性の関連からも意義があるものと考えられるが、一方でそれ相応の責任を伴うことにもなると思われる。したがって、監査役としては、コー

ポレート・ガバナンスの充実・強化に一層の自覚を持って当たる必要がある。

第二の論点の「条件整備又は環境整備」に関わる問題については、決定権が付与された場合には、当該権限をいかに実効的に機能させるかが命題となる。これには、監査役自身の資質・能力に関わる問題と組織論に関わる問題の二面がある。前者の監査役の資質・能力については、決定権を適正に行使するためには、会計監査人設置会社においては監査役のうち少なくとも1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任することが望ましいとの結論に達した^{44,45,46}。すなわち、監査役は、会社法上、会計監査人監査の相当性について判断を下し、その判断ができるだけの監査を自ら適切な方法で実施するが、当該監査役の会計監査は、会計監査人の職務遂行状況の監視と評価を適切に実施することを含むものである。近年ますます複雑かつ高度化する会計監査業務について適切に判断・評価を行うためには、当該職務に関する十分な知見を有する者を選任し、かつ会計監査人

⁴⁴ 協会調査によると、現在、公開会社が会社法施行規則第121条第8号に基づき事業報告において「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」の記載を行った割合は69.3%である。また、当該知見者のうち、常勤者（「常勤社内監査役（監査委員）」又は「常勤社外監査役（監査委員）」）で設置していると回答した会社は36.6%である（前掲注（11）問38参照）。

⁴⁵ どのような経歴等を有する者が「知見者」に該当するのか、その要件等について現行法では規定は存在しない。この点につき立法担当官は「財務・会計に関する相当程度の知見を有するという事実とは、公認会計士や税理士など一定の法的な資格を有する場合に限定されるものではない。たとえば、経理部門で経験を積んできているなどの事実上のものであっても差し支えない。」としている（相澤哲編著「新会社法関係法務省令の解説」46頁（別冊商事法務No.300））。

⁴⁶ 当協会が定める監査役監査基準第10条（監査役候補者の選定基準）第2項は、「…なお、監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関して十分な知見を有する者であることが望ましい」と規定する。一方、本最終報告の結論は「『相当程度の』知見」としており、監査役監査基準における「『十分な』知見」と表現振りが異なる。監査役監査基準は、各社がこれを参考に各社の監査環境等に照らして適切な監査役監査基準を策定・実行することを期待したものであり、各社にとってまさにモデル的な位置付けにあることから、その規定ぶりについても、規定趣旨が明確になるように、ある程度の具体化を図り「十分に」としているものである。一方、本報告書においては、既に現行法における扱いがそうであるように、開示を前提として論じているものであり、「知見」のレベルやその適切さの判断についても専ら株主に委ねられることとなる。本報告書と監査役監査基準とで表現振りが異なるのも、こうした両者の位置付けに基づくものであり、両者は実質的に同内容のものと考えている。

の人選と職務遂行の対価である報酬についてもその妥当性を判断できる能力を発揮できることが、会計・監査制度を支える基盤を一層盤石なものとする上で重要になってくるからである⁴⁷。

この点、中間報告においては、前述のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任すべきであり、かつその者は常勤者であることが望ましい、としていたところである。監査役による会計監査の充実を念頭に置くならば、この方向性は基本的には認められるべきものであることは言うまでもなく、この点で中間報告における考え方と何ら変わるものではない。しかし、本問題は主として公開会社を念頭に置くとはいえ、非公開会社を含む会計監査人設置会社全体に共通する問題として捉えた場合には、監査役に1名のみという機関設計も容認されることから、そのような会社についてまで監査役に財務及び会計の知見者を求めることは現実的ではないことなどから、本最終報告書においては、「財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任することが望ましい」としたものである。したがって、監査役会設置会社にあつては、仮に財務及び会計に関する知見者が常勤監査役でないとしても非常勤監査役を含めた監査役体制の中で財務及び会計の知見者を確保することとし、監査役会全体としての監査機能の向上を図り、もって会計不祥事の防止と財務情報の質の向上に寄与することが強く期待される。

なお、「財務の知見者」の定義については、画一的に規定することは必ずしも適切ではなく⁴⁸、各社において財務の知見者に該当する監査役を株主等に開示し評価を仰ぐことが、

⁴⁷ ただし、どのような会社の範囲で設置が求められるのか、あるいは「相当程度の知見」の要件等について現行法制のような開示規制にとどまるのか、又は仮に現行法制のような開示規制にとどまらず実質要件を課すこととした場合にどのような要件等を課すべきか等については、立法論あるいは制度論として政策的な判断に委ねられるべき部分も多い。本報告書は、会社法で規定された監査役の会計監査を適切に実行していくための条件整備として、近時各方面で議論がなされている「知見者」の必要性等についてその基本的な考え方を示したものであり、「知見者」の設置が求められる会社の範囲や要件等を明確化することまでを目的とするものではない。そうとはいえ、全ての「会計監査人設置会社」に「知見者」の設置が求められるべきなのか、例えば監査役会非設置会社で非公開(又は非上場)の会社についても一律に求められるべきか等については、現行会社法上、非公開会社かつ非大会社については監査役の権限を会計監査に限定できるなど会社の機関設計について多様な選択肢があるのと同様、一定の幅の選択肢を設けることも積極的な検討に値するものと考えられる。

⁴⁸ 公認会計士や税理士は、財務の知見者として該当するとの意見は多いと思われるが、企業に

当面の現実的な解であると考え。すなわち、財務部門等経験者であることが一つの要件ではあるが、各企業においては、そのあり方は画一的ではなく、財務・税務・管理等組織や職務内容は千差万別である。本件の議論の根底にあるのは、職業的会計専門家の業務を判断できる程度の業務知識を備えているべきであるという意味であり、各企業の株主総会での選任議案時の開示内容の記載振り、株主の判断の適切性が問われている。そして、将来的には、実務における「財務の知見者」の実態の蓄積等を踏まえて、何らかの定義規定が設定されることも考えられよう。

後者の組織論に関わる問題については、決定権を適正に行使するために必要な情報が確実に入手できる仕組みや手続が確保される必要があり、具体的には、現行の同意プロセスと同様、内部監査部門を含む経営執行部門及び会計監査人の双方から情報提供及び説明がなされ、両者から聴取した内容に基づき最終的に判断が行えるような手続が確保される必要がある。また、こうした手続の確保を一層確実なものとするため、内部監査部門を含む経営執行部門及び会計監査人に、監査役に対する説明責任を課すようなインセンティブや仕組みのあり方についても、今後さらに検討していく必要があると考えられる^{49,50}。

さらに、監査役自身も、経理・財務出身者をはじめとした監査役スタッフの配置を経営執行部門に要請し実現を図るなど、情報の収集・分析力の強化のための監査環境の整備の充実に向けて対応を図っていくことが大切である。

今後、会計監査人の報酬や選任議案について、同意権におけるベストプラクティスを踏

における経理・財務出身者は各社の諸事情により多様化していることから、その就任期間や職位による峻別は、実務的には困難である。

⁴⁹ 経営執行者、会計監査人等の説明責任について、「諸外国では、経営者、内部監査部門、外部監査人に監査委員会への説明責任を負わせることで、監査委員会が必要とする全ての情報を入手できる仕組みが作られている。」との指摘もある（有識者懇談会報告書・前掲注（4）41頁、会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定に関する日本公認会計士協会の意見参照）。

⁵⁰ 協会調査によれば、会計監査人の監査報酬の決定権を監査役(会)(監査委員会)に「付与することが望ましい」と回答した監査役・監査委員であっても、決定権を実効的に機能させるために必要又は整備すべきと考えられる条件として、「現行の同意制度の下での報酬決定プロセスと同様、監査役(会)(監査委員会)が自ら全てのデータを集めるのではなく、取締役及び会計監査人から監査報酬の見積りとその算定の根拠となる監査計画の内容等について説明を受け、両者から聴取した内容に基づき、監査報酬の適切性について最終的に判断が行えるような手続の確保」を挙げる回答が93.6%と大多数を占めている。「選任議案」についても同様の結果が示されている（前掲注（11）問42、48参照）。

まえ、決定権への円滑な移行が可能となるように、制度改正後に備えておく必要がある⁵¹。したがって、協会としても、決定権が付与された場合における実務のあり方等についてさらなる研究を深めながら、本問題を巡る議論の動向等を注視しつつ、その実現に向けて、関係当局への要望や関係諸団体への働きかけなど、対外的な活動を効果的に行っていく予定である。

(3) 株主と経営執行者との利害調整関連

上場会社にとって、株主等投資家から信認を得ることは重要である。近時、資本市場において見られた敵対的買収、株主総会における株主提案や委任状合戦、さらには第三者割当などは、株主・資本市場と経営・執行現場との意見衝突が顕在化した一局面であり、とりわけ一般株主（少数株主）の権利・利益に大きく関わるものであった。本問題は、こうした株主と経営執行者との利害が対立する業務執行について、株主から選任され会社に対して法的責任を負い、かつ経営・執行から独立した会社機関として、監査役はいかにして役割と責任を果たすのかという問題である。

本問題に対する将来に向けた対応についても、以下、中間報告や本報告書で取り上げた第三者割当と買収防衛策を念頭に考える。

第一に、東証規則及び開示府令の改正で求められた第三者割当に関する監査役意見の開示について、それらと会社法規定との関係・整合性等につき、解釈の一層の明確化が望まれる点である。すなわち、東証規則により、第三者割当の有利発行該当性に係る適法性に関する監査役の見解が求められたが、このほか第三者割当が希薄化率25%以上、又は支配株主が異動する場合には、経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手が会社に求められ、その「独立した者」として第三者委員会や社外取締役と並び社外監査役が想定されている。本報告書では、監査役が意見表明を行う

⁵¹ 協会調査によると、わが国のコーポレート・ガバナンスの今後の望ましいあり方を念頭に置いた場合の会計監査人の監査報酬の決定のあり方はどうあるべきかについて「監査役(会)(監査委員会)に決定権を付与することが望ましい」31.4%、「同、望ましいとは言えない」42.9%、「どちらとも言えない」25.7%となっている（「選任議案」についても同様の結果が示されている。前掲注(11)問41、47参照）。今後の協会を挙げての同意実務の改善に向けた取り組みなどを通じて、監査役等に決定権を付与する意義・必要性等への理解についても、さらに深められていくことが期待される。

ためのベスト・プラクティスを示したことは参考になると考えているが、一方で社外監査役が「独立した者」として第三者割当の必要性及び相当性について意見表明を行うことについては、その法的責任、会社法上の監査役職責との関係、さらにはそうした意見表明を社外監査役が行うことの意義など、詰められるべき法的解釈等が必ずしもクリアになっている状況にあるわけではない。したがって、こうした点について、ルールの設定主体である東証や関係当局に対し、指針やガイドラインなど何らかの形で一層の明確化が図られるよう要請していく必要があるだろう。そして、それら監査役の役割・責任等の明確化が図られるならば、監査役として又は業務執行を行わない会社役員（非業務執行会社役員）である監査役として、期待される役割のより確実な遂行が可能になっていくものと考えられる。また、今後、監査役に関する類似の規則化等が検討される場合には、監査役としての対応に万全を期すためにも、事前に協会と十分な協議の機会が設けられるよう取引所や関係当局に対して要請し、監査役の機能発揮を最大限に活かすためのルール設定に、協会としても積極的に寄与していく必要があると考えられる。

第二に、株主等投資家に対する監査役の監査活動・監査意見の情報開示・説明責任の観点である。上場会社においては、一般少数株主のほかにも、機関投資家や海外投資家など多様な株主が存在することから、それら株主間の公平性・平等性を維持し、かつ株主以外の利害関係者を含めた権利・利益を尊重しそれらの円滑な関係構築に努めることは、会社の価値向上にとって不可欠である。そして、そうした利害関係者の権利・利益が現実を守られるためには、適時適切な情報開示を通じて企業活動の透明性が確保される必要があり、そのために監査役が期待される役割を果たすことが重要となる⁵²。

監査役がかかる役割・期待に応えるための手段としては、前述のとおり、現行法においても、買収防衛策に関する基本方針等の事業報告記載事項についての監査役(会)監査報告における意見表明の規定がある(会社法施行規則118条3号、129条1項6号、130条2項2号)。このほど東証規則及び開示府令で要請された第三者割当に係る監査役の意見表明は、株主等投資家の投資判断に資するために適時性が要請された意見表明・情報開示といえるが、こうした適時開示に加えて、支配権の移動を伴うなど買収防衛策と同レベルに利益相反的色彩が懸念される第三者割当や、持株割合の大幅な希薄化を伴うような第三者割当に

⁵² 東京証券取引所「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」(2009年12月22日最終改訂)参照。

については、買収防衛策と同様に監査報告書の法定開示事項とすることについても、今後の東証規則等への対応の運用状況を見極めつつ、検討していくべき課題と考えられる。

また、買収防衛策については、前述のとおり監査役(会)監査報告への監査役の意見記載の法令規定があるが、買収防衛策の「導入」の場面に限らず、導入された買収防衛策の実際の「運用」の場面についても、当該買収防衛策の発動等に関する取締役の職務執行が(イ)株主共同の利益を損なうものでないこと、及び(ロ)会社役員の状態の維持を目的とするものではないことについて、定時株主総会における監査役(会)監査報告や臨時株主総会において意見を述べることも、前向きに検討されてしかるべきであろう。さらに、第三者割当と同様に、買収防衛策についても、その導入又は運用の際に監査役意見を取引所の適時開示事項とすることについても、それらの平仄等から特段の支障はないものと考えられ、今後、株主等投資家から要請があれば、これに積極的に応えていくべきであると考えられる。なお、言うまでもなく、現行法の下でも、監査役が自主的に監査報告において監査意見を述べるよう努めることも重要なことである。その意味でも、監査役(会)監査報告への記載のあり方については、前述した当協会の監査報告書のひな型に関する今後の見直し論議において、俎上に載せていく必要があると考えられる。

第三に、現行会社法上、新株発行については、法令又は定款に違反し、もしくは著しく不公正な方法により行われる場合には、株主は、当該株式の発行について会社に対する差止請求権を有している(会社法210条)。一方、監査役も取締役の違法行為差止請求権を有しているが、当該差止請求を行使するためには、その行為により「会社に著しい損害が生ずるおそれ」があることが要件とされている(会社法385条)。第三者割当は会社の資金調達であり資本の充実に資することから、その決定・執行は一般に当該要件を満たさず、監査役は差止請求することはできないと解されている。また、現実に監査役が違法・不当な意思決定や業務執行を阻止するためには、当該意思決定プロセスや業務執行の適法性・妥当性に問題があることに確信が持てる場合に事実上限られ、仮に問題等を指摘したとしても、当該指摘は強制力を伴うものではない。そこで、監査役に株主の権利を保護する役割をも期待し、監査役による取締役の違法行為差止請求権について、会社の利益が害されそうなときに加えて、株主の利益侵害を防止するためにも行使できるよう法的措置を講じることについて、今後の東証規則等への対応の運用状況を見極めつつ、検討していくべき課題と考えられる。

第5章 結語

企業の社会的責任への関心が高まっている。そして、企業は、単に利益を追求するのではなく、株主・投資家・従業員・地域社会等、広義のステークホルダーの利益を意識しつつ、「社会の公器」としての役割が要請されているといえよう。かかる点を勘案すると、法令・定款違反等の不祥事の発生は、当該企業が社会からの信頼を失うこととなり、結果としてステークホルダーの利益を毀損することにもなる。したがって、内部統制システムが適切に整備され、経営トップから全ての役職員に至るまでの自律的な態勢が機能していることが極めて重要となってくる。

監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っている。株主から選任された監査役が、経営執行部門から法的に独立した立場で、その職責を果たすことは、自律的な企業統治にとって不可欠である。そして、経営者と監査役が相互の信頼関係に基づき、各々の立場から企業の社会的責任に応えていくことが究極的な企業価値向上につながるであろう。

監査役の監査活動は、日常の地道な積み重ねである。しかし、監査役がコーポレート・ガバナンスの一翼を担うことの重要性を考えると、「監査役制度は機能していないのではないか」という評価に甘んじることなく、自ら「行動する監査役」であり、「責任を果たす監査役」でなければならない。このためには、不作為ではなく、自主的かつ主体的な日常の監査活動が極めて重要となろう。監査役制度は機能していないとの判断根拠として、監査役が法定化された義務を果たしていない、言い換えれば任務懈怠とも取られかねないとの批判⁵³を回避するためにも、監査役が立法趣旨に則った適切かつ具体的な行動を行い、監査役の職責を果たしていることを内外に示すことは必要である。

この点からも、本報告書で示したベストプラクティスは、監査役が「行動する監査役」となるための具体的なモデルとなるものと期待される。監査役一人ひとりが、日常の監査活動を通じて、ベストプラクティスを実践し、経営執行部門と信頼関係を醸成するととも

⁵³ 例えば、「インセンティブのねじれ」を解消することに反対する根拠として、「監査役の同意権が充分に行使されていないとすれば、まず、監査役・監査役会の職務に対する怠慢を責めるべきである」（有識者懇談会・阿部泰久委員、有識者懇談会報告書・前掲注（4）60頁）との主張が経営者側からなされることが多い。同旨、有識者懇談会・島崎憲明委員・前掲注（4）45頁参照。すなわち、監査役の権限強化を主張する前に、まずは現行法の下での権限を十分に活用することが先決であるとの意見である。かかる主張も一理あるが、既に立法趣旨に則って活動をしている監査役には目を向けていない嫌いがある。いずれにせよ、かかる批判に対しては、監査役がベストプラクティスに基づいた活動を実践することが重要である。

に、監査活動の方法の内容や監査結果については、「責任を果たす監査役」として積極的に株主等に開示することが必要であろう。そして、監査役活動の実践を自ら示しつつ、監査活動の実効性確保に向けた将来的な展望にも積極的に目を向ける姿勢を継続することが重要である⁵⁴。

有識者懇談会の発足当時においては、検討対象として「親子会社上場に関わる問題」「企業集団に関する親会社のガバナンスの構築の問題」「株主提案の取扱いの問題」の内容も含まれていた。しかし、有識者懇談会においては、内部統制システムの整備状況に対する開示や期ずれの問題、インセンティブのねじれの問題など、監査役監査活動に直結する課題の協議を優先的かつ十分な時間をかけて協議したことから、親子会社上場等の問題については、論点として残された。したがって、協会としては、今後の企業法制のあり方を検討する過程の中で、かかる論点についても整理し、今後しかるべき対応を図っていくことにしたい。

監査役制度については、今後、制度改正の必要性も含めて様々な議論が予想される。協会としては、単に監査役の権限の維持・強化を求めるのではなく、あるべき制度論を踏まえて、多くの監査役の意見にも十分に耳を傾けながら、わが国のコーポレート・ガバナンスにおいて監査役が積極的な役割を果たすとの観点から、関係当局や諸団体との幅広い議論を重ねて、内外に対して意見発信を行っていく所存である。

以 上

⁵⁴ 有識者懇談会の委員であった八田進二教授は、「監査役宣言」として、監査役への期待を込めて、その姿勢・方向性を示した私案を提出したが、参考になる点が多々ある。有識者懇談会報告書・前掲注（4）122頁参照。

【資料編】

内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティス（時系列整理）

注1：3月期決算の監査役会設置会社の例。

注2：下線部は、財務報告に係る内部統制（「財務報告内部統制」）への対応部分を示す。「経営者」「監査人」との表記も、金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等の表記に基づいている。

注3：各用語の意味については、監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査の実施基準（「内部統制監査実施基準」）を参照されたい。

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
I	～3月中旬 (期中監査)	各監査役による監査	①基本方針（期中でもし変更があった場合にはそれを含む）に基づき内部統制システムが適切に構築・運用されているか、取締役の善管注意義務の履行状況の観点から監査する。 ②監査役が把握した内部統制システムの構築・運用状況は、執行部門との意見交換の際のベースとする。	監査役 ⇒各執行部門（内部監査部門含む） 監査役 ⇒子会社監査役、会計監査人	【方法】 ・各執行部門からの報告聴取 ・各種規程類の監査 ・事業所、現場等 の往査 【資料例】 ・重点監査ポイント ・チェックリスト ・業務記述書等 ・監査調書	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制システムの構築・運用状況の全てを監査役が細かくチェックするというよりも、取締役等から内部統制システムの構築・運用状況の報告を受けるとともに、内部監査部門等を含む内部統制部門などとの適切な連携を経て、リスク・アプローチの観点から検証する。 内部監査部門等に対して内部監査計画そのほかモニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求め、取締役・使用人や会計監査人等から報告を受けた事項についても、内部統制システムの不備に起因する事項がないか、検討する。 不備等が発見された場合には、取締役等から随時速やかにその報告を受け、期中を通じてその改善状況を監視・検証する。 財務報告内部統制については、財務担当役員 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法362④六、⑤(内部統制システム整備に係る取締役会決議) 会社法施行規則100① ③(業務の適正を確保するための体制)、同105(監査報告の作成) 監査役監査基準21(内部統制システムに係る監査)、同32(内部監査部門等との連携)、同42(会計監査人との連携) 監査役会規則(ひな型)14(代表取締役との定期的会合)、同15(監査役会に対する報告)、同16(報告に対する措置)

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
					<p>・期中監査報告書(中間報告)</p>	<p>員及び監査人から四半期決算報告聴取時などに内部統制評価の状況報告を受ける。 <u>監査役が会社内部の実態・経済環境などについて把握している情報や経理部門・内部監査部門等からの説明聴取により得た財務報告内部統制の有効性についての認識と、経営者の財務報告内部統制の評価状況や監査人の内部統制監査状況との間で、重要な齟齬がないかに留意する。</u> <u>・財務報告内部統制に不備が発見されている場合、それが重要な欠陥に該当するかの場合、それが重要な不備の是正措置の内容と実施状況等について、経営者と監査人との間で期中から円滑かつ適切なコミュニケーションを図られているか等に注視する。</u></p>	<p>○内部統制監査実施基準 6～16 ○内部統制監査実施基準 3：監査役は、取締役が行う内部統制システムの構築及び運用（以下あわせて「整備」という）の状況における不備の有無について監査を行う。 ○監査役監査実施要領 7 章 1～4 項、6～7 項 ○監査役監査実施要領 7 章 1 項：「不備」又は「著しい不備」は、会社の事業内容、規模その他の会社の特性により、会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると想定されるリスクへの対応状況に応じて、各社毎に判断される。 ○「<u>監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関する Q</u></p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
II	3月下旬	監査役会での審議(第1回目)	①内部統制システムの構築・運用にかかる期中の監査活動について、監査役会において予め審議する。	監査役 ⇒監査役会	【方法】 <ul style="list-style-type: none"> 監査役会で審議 【資料例】 <ul style="list-style-type: none"> 期中監査結果報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 各監査役は、内部統制システムに係る監査の実施内容・結果等について、監査役会に報告を行う。 監査役会は、上記報告を受けて、内部統制の不備又は著しい不備と認められる事項の内容について審議するとともに、代表取締役又は取締役会に助言又は勧告すべき必要性とその内容等について、審議する。監査役会における審議に当たって、考慮すべきポイントの例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> i) 重大な欠陥又は重大な不祥事の有無、及び該当事例があった場合には、当該重要な欠陥等の是正措置の内容と対応状況 ii) 内部統制上の問題に対する改善状況 iii) リスクの未然防止に対する態勢整備とその運用状況 	&A1 Q5～6 (平成20年9月29日日本監査役協会) ○会社法390④(各監査役から監査役会への報告) ○監査役監査基準 21⑥(内部統制システム監査結果の監査役会への報告) ○監査役会規則(ひな型)15①③(監査役会に対する報告) ○内部統制監査実施基準 7①(各監査役が実施した内部統制システム監査の内容等の監査役会への報告)、②(代表取締役又は取締役会に取締役又は助言又は勧告すべき事項の審議) ○監査役監査実施要領 7章 7項

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
III	3月下旬 ◎事業年度末・基準日	執行部門に対する取締役会での報告要請 (取締役会が報告が行われていない場合)	①執行部門に対し、内部統制システム構築・運用状況について取締役会で報告するよう要請する。 ②次年度の内部統制システム整備に係る基本方針の変更有無について、報告するよう要請する。	監査役 ⇒内部監査部門又は総務部門	【方法】 ・個別会議、打ち合わせ 【資料例】 ・要請文書	・今期事業年度における内部統制システム構築・運用状況について、3月末時点において取締役会で報告するよう執行部門に要請する。 ・次年度の内部統制システム整備に係る基本方針の変更有無については、当該事業年度の内部統制システムの構築・運用状況について報告する取締役会でなく、以後の取締役会で付議することもあり得る。 ・執行部門が行う取締役会への報告に当たっては、監査役は、内部監査部門や総務部門等と事前に協議を行うなどして、内部統制システムの構築・運用状況について相互に認識を確認しておくことが望ましい。	○会社法 362④六、⑤(内部統制システム整備に係る取締役会決議)、②二(各取締役の職務執行の監督) ○監査役監査基準 20(取締役会の監督義務の履行状況の監査)
IV	4月上旬 ◎総会関係 日程適法性 審議	取締役会での報告受領	①内部統制システム構築・運用状況について、担当役員より報告を行う。 ②当該年度の運用状況を踏まえて、新年度の内部統制システム整備に係る基本方針の変更有無を決議する。 ③監査役は、必要に応	取締役 ⇒取締役会	【方法】 ・取締役会報告 【資料例】 ・内部統制システムの結果報告書 ・内部統制システム	・上記IIIを踏まえて、執行部門より、内部統制システムの構築・運用状況について取締役会で報告を行う。 ・上記報告は、内部統制システムの構築・運用にかかるとしての監査意見が形成できるよう、具体的事案に即して、かつ十分に行われることが重要である。 ・新年度の内部統制システム整備に係る基本方針に、監査役が助言又は勧告した指摘の内容が適切に反映されているか、確認する。	○会社法 362④六、⑤(内部統制システム整備に係る取締役会決議)、②二(各取締役の職務執行の監督)、同 383①(取締役会への出席義務、意見陳述義務) ○会社法施行規則 100① ③(業務の適正を確保するための体制) ○監査役監査基準 20(取

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
V	4月中旬～下旬 ◎計算書類等作成・提出 ◎決算発表	事業報告の記載内容の協議	①内部統制システム関連の事業報告への記載に向けて、必要事項の記載の有無や程度について、執行部門と意見交換を行う。	監査役 ⇨取締役 (執行部門)	【方法】 ・会議による協議 【資料例】 (文書による指摘)	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システム整備に係る基本方針の事業報告への記載は、会社法上必須である。 ・株主に対する説明責任を果たす観点から、内部統制システム整備に係る基本方針にとどまらず内部統制システムの運用状況についても事業報告に記載されることが望ましい。 ・特に、内部統制システムに係る重要な欠陥又は重大な不祥事が発生した場合には、事業報告の開示事項である「対処すべき課題」その他の「株式会社社の現況に関する事項」に該当する可能性があるため、留意を要する。この場合、事業報告において下記の各事項が適切に記載されているか、監査役として確認する。 	<p>取締役会の監督義務の履行状況の監査)、同21(内部統制システムに係る監査)</p> <p>○内部統制監査実施基準5(内部統制システムに係る取締役会決議に関する監査)</p> <p>○監査役監査実施要領7章2項</p> <p>○会社法435②(事業報告等の作成)、同436①、同436②二(事業報告等の監査役の監査)</p> <p>○会社法施行規則118二(内部統制システムに関する取締役会決議の内容の概要の事業報告記載)、同120(株式会社)の現況に関する事項)、①八(対処すべき課題)、同129①二、同130②二(事業報告に関する監査意見)</p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
VI	4月下旬～ 5月上旬 ◎計算書類等の附属明細書作成・提出 ◎会計監査報告作成・提出	監査役会での審議(第2回目)	①事業報告の記載内容について、最終確認を行う。 ②会計監査人から会計監査報告を受領する。 ③監査人から、財務報告内部統制監査の経過報告を受領する。 ④監査役会監査報告作成のための審議を行う。	監査役会 会計監査人 ⇒監査役会 監査人 ⇒監査役会 常勤監査役 ⇒監査役会	【方法】 ・ 監査役会で審議 【資料例】 ・ 監査役会監査報告書 ・ 監査役会監査報告書(原案)	<ul style="list-style-type: none"> i) 当該事実及びその概要 ii) 内部統制システムの整備状況との因果関係 iii) 再発防止に向けた内部統制システムの改善状況 <p>・記載内容が著しく不適切又は不十分な場合には、執行部門に対して記載内容の修正を求め、当該修正提案に執行部門が正当な理由なく適切に対処しない場合には、監査報告における記載の必要性について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 適切な規程類の整備 ii) 情報保存管理体制の整備 iii) リスク管理体制、報告体制の整備 iv) 過度な体制となっていないか(効率 	<p>○監査役監査基準 23(事業報告等の監査)</p> <p>○内部統制監査実施基準 5 ②(取締役会決議の内容の概要の事業報告記載の検証)、③(取締役会決議内容の相当性に係る監査役監査報告記載)</p> <p>○監査役監査実施要領 7 章 2 項</p> <p>○会社法 435②(事業報告等の作成)、同 436①、同 436②二(事業報告等の監査役の監査)</p> <p>○会社法施行規則 118 二(内部統制システムに関する取締役会決議の内容の概要の事業報告記載)、同 120(株式会社の現況に関する事項)、①八(対処すべき課題)、同 129①二、同 130②二(事業報告に関する監査意見)</p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
						<p>性確保体制) 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告に内部統制システムに関する取締役会決議の内容の概要が正確かつ適切に記載されているか、また、内部統制システムの運用状況について記載されている場合には、株主に対する説明責任を果たす観点から適切に記載されているか、当該記載内容についても検証する。 ・審議の経過と要領は、監査役会議事録に記載する。 ・監査役が把握している情報等により得た財務報告内部統制の有効性についての認識と、監査人の内部統制監査結果との間で、評価の異なる重要な問題がないか、特に留意する。 ・監査人による財務報告内部統制監査の経過報告については、監査役会監査報告作成前に、書面（会計監査人の監査結果の一部としてでも可）で受領することが望ましい。 口頭で報告を受けた場合には、当該報告等についてその内容を審議した旨を監査役会の議事録に記載するなど、監査役として適切に対処したことを記録として残しておく。 	<p>○監査役監査基準 23(事業報告等の監査)、同 52(監査報告の作成・通知)</p> <p>○監査役会規則(ひな型)17(監査報告の作成)</p> <p>○内部統制監査実施基準 5 (内部統制システムに係る取締役会決議に関する監査)</p> <p>○監査役監査実施要領 5 章 3～4 項、同 7 章 2、6、8～9 項、同 9 章 1～2、5 項</p> <p>○「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関する Q&A」 Q 8 (平成 20 年 9 月 29 日 日本監査役協会)</p> <p>○「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」(平成 21 年 4 月 3 日 監査法規委員会)</p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
VII	5月中旬 ◎総会招集通知の監査 ◎取締役会(計算書類等の承認・総会議案の決定等)	監査役会での審議(第3回目)	①監査役会監査報告作成のための最終審議を行う。 ②内部統制システムの整備の基本方針の相当性、及び内部統制システムの運用状況に関する審議結果の記載内容を検討する。 ③監査役会監査報告を提出する。	監査役会 ⇒特定取締役	【方法】 ・監査役会で審議、決定 【資料例】 ・監査役会監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の決議に基づき取締役が整備する内部統制システムについて、取締役の善管注意義務に反すると認められる場合には、監査報告においてその旨を記載する。 内部統制システムの構築及び運用に関し指摘すべき事項があるときは、監査役監査報告においてその旨を具体的に記載する。 内部統制システムの構築に係る基本方針や内部統制システムの構築・運用状況に関する監査の方法及び結果を、監査役監査報告に記載する。なお、記載に当たっては、株主に対する説明責任を果たす観点から、監査の実態を正確に反映し、かつ監査の信頼性が正確に判断できるよう、表現上工夫することが望ましい【別紙1】を参照。 仮に、協会のひな型に近い文言となった場合でも、株主総会での想定質問において、説明責任が果たせるように準備をする。 事業年度末において財務報告内部統制に「重要な欠陥」が是正されずに残った場合、当該「重要な欠陥」を是正しない状態 	<p>○日本公認会計士協会「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」4.(9)</p> <p>○会社法381①(監査役監査報告の作成)、同390②一(監査役会監査報告の作成)</p> <p>○会社法施行規則129①(監査役監査報告の内容)、同130(監査役会監査報告の内容)</p> <p>○会社計算規則127(監査役監査報告の内容)、同128(監査役会監査報告の内容)</p> <p>○監査役監査基準23(事業報告等の監査)、同29(計算関係書類の監査)、同52(監査報告の作成・通知)</p> <p>○監査役会規則(ひな型)17(監査報告の作成)</p> <p>○監査役監査実施要領7章9項、10章1～3項</p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
VIII	6月上旬 ◎総会招集通知の発送 ◎財務報告内部統制報告書、監査証明	財務報告内部統制報告書の最終結果報告聴取	①財務報告内部統制報告書の評価結果報告と監査人の監査結果を報告聴取する。 ②有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容を確認する。 ③東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス報告書」の記載内容を確認する。	取締役 ⇒監査役会 会計監査人 ⇒監査役会	【方法】 ・個別会議 又は取締役会 【資料例】 ・内部統制報告書 ・監査証明	<p>であることが「取締役の職務の遂行に關し、不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実」に該当する場合には、その旨を監査役会監査報告に記載する。</p> <p>・上記VIIの時点までに報告を受けていた状況と異なり、新たに重要な欠陥等があるとの報告を聴取した場合には、監査役会を開催するなどして、既に株主に送付した監査役会監査報告との整合性や株主総会において監査役としての説明の必要性の有無などについて、審議・確認を行う。</p> <p>・有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容については、企業情報の適正な開示に関する監査の一環として虚偽記載がなく適正に記載・報告されているかを確認し、問題が認められる場合には取締役には是正を要請する。</p>	<p>○「<u>監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ&A</u>」 Q7(4)(平成20年9月29日日本監査役協会)</p> <p>○<u>金融商品取引法 24 条の4の4①(内部統制報告書の提出)</u>、<u>同193条の2②(内部統制報告書の監査証明)</u> ○<u>内部統制監査実施基準13(財務報告内部統制に関する監査)</u> ○<u>監査役監査実施要領5章3項、同7章2項、同9章2項</u> ○「<u>監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ&A</u>」 Q6(平成20年9月29日日本監査役協会)</p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
IX	6月中旬	監査役会での審議(第4回目)	①株主総会への対応に関して事前協議を行う。	常勤監査役 ⇒監査役会	【方法】 ・ 監査役会で審議、決定 【資料例】 ・ 株主総会口頭報告案	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制システム上、重大な欠陥や重大な不祥事等が存在する場合には、株主総会における報告の内容や総会当日の報告者をおおりに慎重に協議・決定する。当該判断に当たっては、以下の点を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 重大な不祥事の有無 ii) 重大な欠陥や不備に対する適切な対処状況 等 財務報告内部統制を含め、内部統制システムについて、上記Ⅶの時点で監査役が把握した状況と異なる後発事象が判明した場合には、それに対する対応を検討する。 	
X	6月下旬 ◎株主総会 ◎有価証券報告書の提出	株主総会説明・質疑応答	①内部統制システムの構築及び運用状況に関する株主からの質問に対応する。	監査役 ⇒株主	【方法】 ・ 口頭説明 【資料例】 ・ 想定問答	<ul style="list-style-type: none"> 監査役監査報告書との整合性に注意する。 特に、内部統制システムの監査結果の根拠については、具体的に説明できるように準備する。 監査役会監査報告作成後に重大な欠陥等が判明したときには、株主からの質問の有無にかかわらず、任意に報告することも検討する必要がある。 財務報告内部統制に関する質問があった場合には、<u>監査役の会社法上の職責に係する箇所について回答を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法314(取締役等の説明義務)、同384(株主総会に対する監査役報告義務) ○監査役監査基準 54(株主総会への報告・説明等) ○監査役監査実施要領 11章1、2項

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
XI	7月上旬	監査役監査計画策定	①新年度における内部統制システム監査の方針や方法を審議し作成する。 ②執行部門に対して、監査役監査計画の内容を周知徹底する。 ③会計監査人に対し監査役の監査計画の概要や監査重点項目を説明・情報提供する。	常勤監査役 ⇒ 監査役会 監査役会議 長 ⇒ 取締役会 常勤監査役 ⇒ 会計監査人	【方法】 ・ 監査役会で決議 【資料例】 ・ 監査役監査計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前事業年度の監査結果等を踏まえ、監査役会において内部統制システムに関する監査計画を審議し、作成する。当該監査計画に含まれる事項として、例えば以下が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> i) 監査事項（内部統制システムの整備に当たり想定されるリスクの識別、当該リスクに対応する内部統制システムのプロセスとしての機能状況を判断するための重要な統制上の要点、実施する監査手続） ii) 監査実施体制（上記 i. に適合した監査役の業務分担、内部監査部門や会計監査人との連携・活用など） iii) 監査先、監査日程 iv) 財務報告内部統制の評価結果と当該評価プロセスの状況 ・ 内部監査部門等及び会計監査人との連携方法は、具体的に明示するよう努める。 ・ 内部監査部門等について、リスクの高い領域も低い領域も同じリソースをかけていないか確認する。また、必要なスキル保有者によるチーム編成が考慮されているかなどを確認する。 ・ 会計監査人に対し、監査役の監査計画の概 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会社法 390②三（監査の方針、監査業務の分担など監査の方法等の決定） ○ 監査役監査基準 7 三（監査の方針、監査業務の分担など監査の方法等の決定）、同 31（監査計画及び業務の分担） ○ 監査役会規則（ひな型）13（監査の方針等の決議） ○ 内部統制監査実施基準前文Ⅱ 6：「重要な統制上の要点」会社法が規定する法令等遵守体制等の各体制の監査にあたって留意すべきチェックポイント ○ 内部統制監査実施基準 6 ②（内部統制システムに係る監査計画の策定） ○ 監査役監査実施要領 4 章、同 7 章 5 項

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
						<p>要や監査重点項目について、内部統制システムの監査の視点から説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部門に周知徹底するために、監査役の監査計画は、取締役会で監査役から報告することが望ましい。 	
XII	7月上旬	内部監査部門等との連携	①内部統制システムの実効性向上のため内部監査部門等と十分な意見交換等を行う。	監査役 ⇄内部監査部門等	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換等 <p>【資料例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役監査計画 ・内部監査計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役と内部監査部門等とが各々実効性のある監査を行い、かつ監査対象部門の重複を回避するために、予め相互に十分な意見交換等を行う必要がある。当該意見交換等に当たっては、以下の点を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 監査の内容、実施時期、方法 ii) 当期の重点監査ポイントの確認等 ・事業年度に合わせた（4月～翌3月）監査計画を作成している場合は、4月に意見交換等を実施する。 ・上記協議に当たっては、リスクの大小に応じて適切に監査資源を配分しているか、監査担当者の専門性、業務経験等を考慮して適切に監査チームが編成されているかなど、内部監査部門が行う監査の効率性と品質向上に留意する。 ・内部監査部門とは定期的に意見交換等の場を設定し、当該監査の実施状況等について適切かつ十分に報告を受けることが望ましい。 	<p>○監査役監査基準 21②（内部統制システム監査に関する内部監査部門等及び会計監査人からの報告受領）、同 31（監査計画及び業務の分担）、同 32（内部監査部門等との連係）、同 42（会計監査人との連係）</p> <p>○監査役会規則（ひな型）15（監査役会に対する報告）</p> <p>○内部統制監査実施基準 6（内部統制システムの整備状況の監査）、同 16（内部監査部門等との連係体制等）</p> <p>○監査役監査実施要領 4 章、同 7 章 1～3、6 項</p>

プロセス	実施時期	実施項目	目的	対象	具体的方法・資料	具体的内容・留意点等	関連条文・監査役監査基準等
XIII	7月中旬	会計監査人と連携	<p>①内部統制システムの実効性向上のため会計監査人と相互に十分な意見交換を行う。</p> <p>②監査役監査計画や会計監査人監査の参考となる情報を提供する。</p> <p>③会計監査人から監査計画を受領し、内容を確認する。</p>	<p>会計監査人 ⇄監査役</p>	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換 <p>【資料例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人監査計画 監査役監査計画 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人に対し、監査役の監査計画の概要や監査重点項目など、会計監査人監査の参考となる情報を提供する。 会計監査人から、監査計画の内容等について説明を受け、意見交換を行う。当該意見交換に当たっては、以下の点を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 会計監査の内容、実施時期、方法 ii) 財務報告内部統制の状況を踏まえた重点会計監査ポイント（分野、地域、業務内容等） iii) 会計制度変更の影響等 会計監査人の監査計画については、社外監査役を含めた監査役会において説明を受けることも考えられる。 会計監査人とは定期的に協議の場を設定し、当該監査の実施状況等について適切かつ十分に報告を受けることが望ましい。 	<p>○監査役監査基準 31(監査計画及び業務の分担)、同 42(会計監査人との連係)</p> <p>○監査役会規則(ひな型)15(監査役会に対する報告)</p> <p>○内部統制監査実施基準 6 (内部統制システムの整備状況の監査)、同 13(財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>○監査役監査実施要領 4 章、同 5 章 3 項、同 8 章 1 ～ 3 項、同 9 章</p>

以上

会計監査人の監査報酬の同意に関する監査役のベストプラクティス（時系列整理）

注：3月期決算の会計監査人設置会社の例。以下は監査役会を主体として表現したものの。

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
1. 事前の情報収集ならびに分析・意見交換						
(1) 実績のまとめ						
I	～3月末	監査役が実施した会計監査活動の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人監査の相当性の判断のために、年間を通じて状況把握に努める。 ・ 監査役が実施した会計監査について、実績（監査対象、内容、課題等）を整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人からの報告聴取、棚卸等の現場立会、経理部門からの報告聴取等により行う。 	
II	3月末～5月上旬	会計監査人の会計監査活動の把握（監査実績の分析・評価、計画と実績の対比）	経営執行部門 （経理部門・内部監査部門等） 会計監査人 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理部門・内部監査部門等から、各部門が把握した会計監査に係る実績について報告を受ける。 ・ 会計監査人から、監査実績について報告を受ける。 ・ 上記の各報告を受けて、前事業年度の会計監査における問題点・課題を把握する。 ・ 監査計画と監査実績の差異等を踏まえて、監査計画の内容の妥当性について検討するとともに、新事業年度の監査計画に反映させるべき事項を検討する。 ・ 会計監査人に対して、監査役として新事業年度の監査計画に反映させるべき要望等があれば伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役が検討時間を十分に確保するために、特に経理部門からの報告は、遅くとも決算発表前には受けていることが望ましい。 ・ 監査役の会計監査人の監査内容の妥当性の検証に資するため、各部門より受ける報告は、実施時期ごと、かつ監査対象ごとに整理・集計されていることが望ましい。 ・ 監査報酬の妥当性を検証するには、監査実績の分析・評価が肝要である。 	

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
(2) 新事業年度計画に関する情報収集・分析						
III	5月上旬	会計監査人から経営執行部門に対して、新事業年度の監査計画及び報酬額の見積り等の提出	経営執行部門 ⇔ 会計監査人 ⇒ 監査役	<ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門が会計監査人から新事業年度の監査計画及び報酬額の見積りその他関連資料を受領する。 監査役は、両者の折衝状況について把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門と会計監査人との折衝状況は、監査役に適宜な報告、もしくは監査役が容易に情報入手できよう、経営執行部門に求める。 経営執行部門と緊密に情報共有を図るよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法施行後における監査役監査の実践事例 調査結果【実践事例編】」(平成19年10月11日ケース・スタディ委員会)
IV	5月上旬	経営執行部門及び会計監査人から、新事業年度の監査計画及び報酬額の見積り等の提出	経営執行部門、 会計監査人 ⇒ 監査役	<p>【対経営執行部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門から、下記の事項について説明を受け、意見交換を行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 会計監査人との折衝にあたっての基本的考え方、及びその理由 ii) 新事業年度の会計監査人の報酬等の決定手続(手順、日程等) iii) 新事業年度特有の事項、重点事項の有無 iv) 金額水準についての認識 v) 非監査報酬の有無、及びその内容 vi) 企業グループ内における報酬等の決定方針及び手続 <p>[入手する資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新事業年度の監査計画、報酬額の見 	<ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門及び会計監査人からの情報提供又は説明は、監査役による検討時間を十分に確保できるタイミングで入手する。 入手する資料又は情報は、同意判断に必要な質・量を確保するよう努める。 経営執行部門から受領する資料又は情報は、各社の状況により、会計監査人が経営執行部門に提出したものと同一のものである場合と、経営執行部門で分析・評価等を加えたものである場合がある。 非監査報酬の有無及びその内 	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法施行後における監査役監査の実践事例 調査結果【解説編】」(平成19年10月11日ケース・スタディ委員会) 「監査役若しくは監査会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」(平成21年7月9日日本監査役協会、日本公認会計士協会) 「会計監査人との連携に関する実務指

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				<p>積り</p> <p>ii) 報酬等の金額水準に関する参考資料 (一般情報、自社の年次実績、同業他社・同規模会社の情報等)</p> <p>iii) 経営執行部門が作成したその他の検討・分析資料</p> <p>【対会計監査人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人から、下記の事項について説明を受け、意見交換を行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 新事業年度の監査計画・報酬等についての基本的考え方、及びその理由 ii) 新事業年度特有の事項、重点事項の有無 iii) 金額水準についての認識 iv) 非監査報酬の有無、及びその内容 v) 関与会計士の業務経験、専門性 <p>[入手する資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新事業年度の監査計画、報酬額の見積り ii) 監査担当チームの職掌ランク別の監査時間、報酬単価 	<p>容等については、会計監査人の独立性確保の観点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業グループによっては、親会社が一括して報酬等の折衝に当たることもある。 ・ 会計監査人から監査役への情報提供は、会計監査人から経営執行部門に対する情報提供と同一時期であることが望ましい。 ・ 監査報酬の内容の妥当性を精査するため、監査担当チームの職掌ランク別の監査時間、報酬単価について情報提供又は説明を受ける。 	<p>針」(平成 21 年 4 月 3 日会計委員会)</p> <p>○ 日本公認会計士協会「監査時間の見積りに関する研究報告(中間報告)」(監査・保証実務委員会研究報告第 18 号)</p> <p>○ 日本公認会計士協会「監査報酬算定のためのガイドライン」(平成 15 年 10 月)</p>
V	5 月上旬～中旬	経営執行部門と会計監査人との折衝	経営執行部門 ⇄ 会計監査人 ⇒ 監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記IVにおける監査役と経営執行部門、及び監査役と会計監査人との意見交換等を踏まえて経営執行部門と会計監査人との間で 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営執行部門と会計監査人との折衝の進捗状況は、双方から適時適切に監査役に情報提 	

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				行われる折衝状況について、把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役が、経営執行部門又は会計監査人に対して指摘した事項や要望が適切に反映されていることを把握する。 	
VI	5月上旬～中旬	各監査役(もしくは事前に分担を決めている場合は担当監査役)による分析・検討		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記IVにおいて経営執行部門及び会計監査人から入手した資料、及びそれらとの意見交換、並びにその後に行われた経営執行部門と会計監査人との折衝状況(同V)等を踏まえ、新事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積りについて、下記の点に留意し、それらの妥当性について分析・検討する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 会社の内部統制の状況が適切に認識・評価され、かつ反映されているか ii) 監査対象が会社のリスクに対応して適切に選定されているか iii) 監査手続が適切なものであるか iv) 監査の効率化に向けた取組みが認められ、かつ監査時間に過不足はないか v) 新事業年度特有の事項や重点事項等が監査計画に適切に反映されているか vi) 監査役の指摘事項や要望事項が適切 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営執行部門や会計監査人との情報交換・意思疎通の一元窓口には、一般に常勤監査役があたることが多いと考えられる。当該常勤監査役は、入手した情報や分析・検討の経緯等について、非常勤監査役を含む全ての監査役間で情報を共有し、意思疎通を図るよう努める。 ・ 情報共有・意思疎通を図る場として、監査役会の場を活用することも有効である。 ・ 分析・検討の過程で疑念が生じたり、又は確認すべき事項等が生じた場合には、経営執行部門又は会計監査人に対し適時に問い合わせ、確認等を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役監査基準27①(会計監査人の報酬等) ○ 監査役監査実施要領 5章2項3 ○ 「会社法施行後における監査役監査の実践事例 調査結果【解説編】(平成19年10月11日ケース・スタディ委員会) ○ 「会社法における会計監査の実務対応」(平成19年1月12日会計委員会) ○ 日本公認会計士協会「監査時間の見直しに関する研究報告

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				<p>に反映されているか</p> <p>vii) 監査担当チームの職掌リンク別の監査時間及び報酬単価は合理的な範囲内にとどまり、かつそれら監査人員の配分は適切なものであるか</p> <p>viii) 過去の計画時間及び実績時間の推移等に照らし、不合理な点はないか</p> <p>ix) 金額水準は妥当なものであるか</p> <p>x) 非監査報酬の内容・金額は妥当なものであるか</p> <p>xi) 同業他社・同規模会社等の情報と比較し、不合理な点はないか</p> <p>xii) 企業グループ内の他社との比較において、不合理な点はないか</p>	<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析・検討の過程・経過等については、監査調査等に記録を留める。 定時株主総会において監査役の変更が予定されている場合には、後任監査役への引継ぎを意識した職務遂行にも努める。 	<p>(中間報告)」(監査・保証実務委員会研究報告第18号)</p> <p>○日本公認会計士協会「監査報酬算定のためのガイドライン」(平成15年10月)</p>

2. 報酬同意の手続

VII	6月上旬	経営執行部門から、報酬同意の依頼書の受領	経営執行部門 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門から監査役会に対する報酬同意の依頼書を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 依頼書は必ず書面で受領する。 	
VIII	6月中旬	監査役会における審議同意又は不同意の手続		<ul style="list-style-type: none"> 上記VIに基づき、監査役会として同意するか否かを審議する。 結論が同意の場合は監査役会として決議し、同意書を作成し経営執行部門へ送付する。 さらに確認すべき事項がある等の結論に至った場合には、経営執行部門又は会計監査 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会における審議内容は議事録に記録を残すものとする。 	<p>○会社法 399①②(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役との関与)</p> <p>○会社法施行規則126</p> <p>○監査役監査基準</p>

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				<p>人に再確認等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結論が不同意の場合には、当該結論に至った根拠・理由等を文書にまとめ、経営執行部門及び必要に応じて会計監査人に伝達する。その後、経営執行部門及び必要に応じて会計監査人と監査役会との間で、当該不同意に至った根拠・理由につきその解消に向けた調整を行う。 		<p>27②(会計監査人の報酬等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役監査実施要領5章2項、同参考資料6 ○ 監査役会規則(ひな型)20(会計監査人の報酬等に対する同意)
3. 監査契約締結の手続						
IX	6月中旬～月末	監査契約の締結	経営執行部門 ⇄会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会が同意をした報酬金額について、当該監査報酬金額を内容とする監査契約を会社と会計監査人間で締結する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会が同意をした監査報酬金額等については、手続の透明性確保のため、経営執行部門から取締役会に報告をし、取締役会議事録にその旨の記録を留めておくことが望ましい。 	
X	6月末	監査契約の内容の確認	経営執行部門 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> 会社が会計監査人と締結した監査契約を閲覧し、監査役会が同意した報酬金額どおりであることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 正式契約前に会社と会計監査人との間で仮契約が締結されている場合には、監査契約の内容と当該仮契約の内容との整合性について確認する。 実務上、監査契約締結日は7月1日に設定されることが多いことに留意する。 	

以上

会計監査人の選任議案の同意に関する監査役のベストプラクティス（時系列整理）

注：3月期決算の会計監査人設置会社の例。以下は監査役会を主体として表現したものの。

a. 《再任の場合》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
1. 事前の情報収集ならびに分析・意見交換						
(1) 実績のまとめ						
I	～3月末	監査役が実施した会計監査活動の整理		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人監査の相当性の判断のために、年間を通じて状況把握に努める。 ・ 監査役が実施した会計監査について、実績（監査対象、内容、課題等）を整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人からの報告聴取、棚卸等の現場立会、経理部門からの報告聴取等により行う。 ・ 取締役の不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における、監査役会への報告義務の履行状況を確かめる。 	○ 会社法 397(監査役に対する報告)
II	3月末～ 5月上旬	会計監査人の 会計監査活動 の把握	経営執行部門 (経理部門・内 部監査部門等)、 会計監査人 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理部門・内部監査部門等から、各部門が把握した会計監査に係る実績について報告を受ける。 ・ 会計監査人から、監査実績について報告を受ける。 ・ 上記の各報告を受けて、前事業年度の会計監査における問題点・課題を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているか否かに留意する。 ・ 会計監査人の再任の検討に際しては、企業グループとしての意向にも留意する。 	○ 監査役監査基準 25(会計監査)、同 42(会計監査人との 連係)

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
(2) 会計監査人の再任に関する情報収集・分析						
III	5月上旬	経営執行部門・会計監査人からの報告聴取	経営執行部門 ⇔ 会計監査人 ⇒ 監査役 又は 経営執行部門、 会計監査人 ⇒ 監査役	<ul style="list-style-type: none"> 監査契約の更新に向けて経営執行部門が会計監査人と協議した重要な事項がある場合には、経営執行部門から当該内容について説明を受け、意見交換を行う。 会計監査人から、下記の事項について説明を受け、意見交換を行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 会計監査人が経営執行部門と協議した重要な事項 ii) 会計監査人の状況と監査体制（ローテーション等の体制、監査法人の内部管理体制、新事業年度における会計監査人の監査体制等） iii) 会計監査人の独立性に関する事項その他職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条各号に掲げる事項） 	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行社員等の交代があるときは、当該交代の方針、選任の経緯等について説明を受けるとともに、引継状況について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社計算規則 131（会計監査人の職務の遂行に関する事項） ○ 「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」(平成21年7月9日日本監査役協会、日本公認会計士協会) ○ 「会計監査人との連携に関する実務指針」(平成21年4月3日会計委員会) ○ 監査役監査基準26(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制)、同30(会計監査人の選任等) ○ 監査役会規則(ひな型)19(会計監査人の選任に関する同意等) ○ 監査役監査実施要

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
						<p>領5章1項</p> <p>○企業会計審議会「監査基準」(平成22年3月26日)「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日)</p> <p>○「会社法における会計監査の実務対応」(平成19年1月12日 会計委員会)</p> <p>○会社計算規則131(会計監査人の職務の遂行に関する事項)</p> <p>○公認会計士法34の11の3(大会社等に係る業務の制限の特例)</p> <p>○「会社法施行後における監査役監査の実践事例 調査結果【解説編】」(平成19年10月11日 ケース・スタディ委員会)</p>

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
2. 再任に関する手続						
IV	5月中旬	監査役会における審議 同意又は不同意の手続		<ul style="list-style-type: none"> ・上記Ⅲ及び「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定めている場合はその方針に照らして、監査役会として再任するか否かを審議し、審議内容を議事録に記載する。 ・法的には不要であるが、適正手続の確保（デュ・プロセス）の観点から、取締役に対し、会計監査人の再任同意依頼書の提出を求めることも考えられる。 <p>この場合、監査役会は、前事業年度に係る会計監査人監査の相当性の確認等を踏まえ、会計監査人の再任について同意の決議を行い、同意書を作成し、取締役を送付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役から会計監査人の解任又は不再任に係る提案がない場合でも、毎期、監査役会において会計監査人の再任の適否について審議する。 ・会計監査人を再任する場合には、会計監査人の選任等を株主総会の目的としない旨、監査役会議事録及び左記の再任同意書に明記することもできる。 	○会社法 344②(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)

b. 《不再任・選任の場合》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
1. 事前の情報収集ならびに分析・意見交換						
(1) 実績のまとめ						
a. 《再任の場合》のI及びIIに同じ。						
(2) 会計監査人の不再任・選任に関する情報収集・分析						
III	～5月上旬	経営執行部門・会計監査人からの報告聴取	経営執行部門 ⇒会計監査人 ⇒監査役 又は 経営執行部門、 会計監査人 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門が会計監査人の不再任を求める事由及びそれに対する会計監査人の意見について双方から説明を受ける。 新たな会計監査人を選任するために、経営執行部門及び会計監査人から、下記の事項について説明を受け、意見交換を行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 監査法人（又は公認会計士、以下同じ）の概要 ii) 欠格事由の有無 iii) 会計監査人の独立性に関する事項その他職務の遂行に関する事項（会社計算規則第131条各号に掲げる事項） iv) ローテーション等の体制 v) 監査法人の内部管理体制 vi) 新事業年度における会計監査人の監査体制 vii) 監査報酬の水準、及び非監査報酬の内容・水準 	<ul style="list-style-type: none"> 定時株主総会の議案を決定する取締役会の日程を意識し、遅くとも5月上旬までにはこれらの内容を実施する。 不再任の事由が、会計監査人の資質にある場合、監査チーム体制にある場合、会計処理を巡る経営執行部門と会計監査人の意見の相違にある場合、監査報酬にある場合などについて、当該事由を客観的かつ具体的に把握して、同意の可否を判断する。 監査役から取締役役に会計監査人の不再任について株主総会の議案とすることを請求する場合にも、同様の情報収集を行う。 	関連条文等は a. 《再任の場合》のIIIに同じ。

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
2. 不再任議案及び選任議案の同意、不再任議題の提案等の手続						
IV	5月中旬	経営執行部門から、不再任議案及び選任議案の同意の依頼書の受領	経営執行部門 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> 経営執行部門から、監査役会に対する現在の会計監査人の不再任議案及び新たな会計監査人の選任議案の同意の依頼書を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 依頼書は必ず書面で受領する。 依頼書を受領する際には、あわせて、当該不再任及び選任をす理由等を記した理由説明書及び新たな会計監査人の概要書等の添付を求め、受領する。 	
V	5月中旬	監査役会における審議の同意又は不同意の手続 不再任議案請求の手続		<ul style="list-style-type: none"> 上記Ⅲに基づき、監査役会として同意するか否かを審議する。 結論が同意の場合は監査役会として決議し、同意書を作成し経営執行部門へ送付する。 さらに確認すべき事項がある等の結論に至った場合には、経営執行部門又は会計監査人に再確認等を行う。 結論が不同意の場合には、当該結論に至った根拠・理由等を文書にまとめ、経営執行部門及び必要に応じて会計監査人に伝達する。その後、経営執行部門及び必要に応じて会計監査人と監査役会との間で、当該不同意に至った根拠・理由につきその解消に向けた調整を行う。 会計監査人の不再任議題を提案する場合にも、上記Ⅲに基づき、監査役会として審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会における審議内容は、議事録に記録を残すものとする。 監査役会が会計監査人の不再任を株主総会の目的とする場合とを取締役に請求する場合には、書面で請求する。 会計監査人に法定の解任事由が生じた場合、監査役は会計監査人の解任につき検討できる。この場合においても上記(1)、(2)に準じて手続を進める。 	○会社法 344③(会計監査人の選任に関する監査役会の同意等)、同 340 (監査役等による会計監査人の解任)

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
3. 選任議案の同意後の手続（選任の手続等）						
VI	6月中旬 ～月末	株主総会における選任決議		<ul style="list-style-type: none"> 取締役会において、現在の会計監査人の再任議案及び新たな会計監査人の選任議案が株主総会に提出する議案として適正に決議されることを確認する。 株主総会参考書類において、必要な記載事項が適正に記載されているか、確認する。 株主総会において、現在の会計監査人の再任議案及び新たな会計監査人の選任議案が適正に決議されることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人を不再任とする場合には、後任の会計監査人への引継状況について確認する。 必要に応じて引継が十分に行われるよう会計監査人に求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法 329(選任)、同 298(株主総会の招集の決定)、同 309①(株主総会の決議)、同 344(会計監査人の選任に関する監査役の同意等) 会社法施行規則 77(会計監査人選任議案)、同 81(会計監査人解任・不再任議案)、同 126(会計監査人設置会社の事業報告記載事項)
VII	6月中旬 ～月末	選任後の手続	経営執行部門 ⇄会計監査人 ⇒監査役	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人が選任された場合には、速やかにその社員の中から会計監査人の職務を行うべき者が選定され、会社へ通知されていることを経営執行部門に確認する。 新たな会計監査人の氏名又は名称が、2週間以内に会社の本店所在地に登記されたことについて、経営執行部門から報告を受けらる。 	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人の登記手続が行われたことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法 337(会計監査人の資格等)、同 911③十九(登記)、同 915(変更登記)、同 976 一(登記違反) ○商業登記法 54②③(取締役等の変更の登記)

c. 《解任の場合》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
<p>会計監査人の解任の手続については基本的に不再任の場合と同様であるため上記b. 《不再任・選任の場合》を参照のこと。会計監査人の解任の概要は次のとおりである。</p> <p>会計監査人は、いつでも株主総会の決議によって解任できるが、正当な理由がなく解任された会計監査人は解任によって生じた損害の賠償を請求することが出来る。経営執行部門が会計監査人の解任議案を株主総会に提出するときは監査役会の同意を要する。監査役会は、経営執行部門に対し会計監査人の解任を株主総会の目的にするよう請求できる。</p> <p>会計監査人が、職務上の義務違反・職務懈怠・非行・心身の故障により職務の執行に支障があり又は職務に堪えない場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任できる。この制度は、株主が多数の場合には会計監査人の解任のため臨時株主総会を開催することは容易でないことから設けられたものである。会計監査人を解任した場合には、監査役会が定めた（監査役の互選により定めた）監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、その旨及び解任の理由を報告する。</p>						<p>○会社法 339(解任)、同 344(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)、同 340(監査役等による会計監査人の解任)</p> <p>○監査役監査実施要領 5章1項</p>

d. 《解任・不再任の決定方針》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
		解任・不再任の決定方針の決定	経営執行部門 ⇔監査役	<ul style="list-style-type: none"> ・公開会社では、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を事業報告に記載しなければならぬため、取締役会での方針の決定状況を確認する。 ・監査役会は、取締役会が当該方針を定めるのと同様に、法定事由による会計監査人の解任権、会計監査人の解任又は不再任の議案に対する同意権、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とするこの請求権に係る「監査役会の方針」を定めることができる。 ・本方針を決定する際には、その内容について検討し、取締役会と協議のうえ定める。 ・本方針を定めた場合、事業報告に当該決定の方針が適切に記載されているかを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告への記載は、「取締役会」と「監査役会」の当該方針が一致している場合、あるいは、その一方のみの方針が定められている場合は、その内容が記載されることに留意する。 ・「取締役会」と「監査役会」の当該方針が一致していない場合は、原則として両方の方針とも記載することに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法施行規則126(会計監査人設置会社の事業報告記載事項) ○監査役監査実施要領5章1項

e. 《一時会計監査人の選任》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
		一時会計監査人の選任	監査役会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役会が一時会計監査人を選任する。 ・ 監査役会は、経理・会計部門等と連携し、一時会計監査人の候補を選び、当該候補に 関し b. 《不再任・選任の場合》 のⅢと同様の情報収集・分析を行い、監査役会を開催・審議し、一時会計監査人を選任する。 ・ 一時会計監査人を選任した場合は、その氏名又は名称につき2週間以内に会社の本店所在地に登記されたことについて、経営執行部門から報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会直後に会計監査人が欠けた場合で、近く臨時株主総会の開催予定がない場合等のように、株主総会での選任を待てない場合は監査役会が一時会計監査人を選任する。 ・ 選任の時期については、監査役会の選任手続及び一時会計監査人の受託可否の検討時間等相応の時間を勘案して手続に着手する。 ・ 一時会計監査人を選任した場合は、その後の最初の株主総会で新しい会計監査人を選任するため、前述の選任の手続に移行する。 	<p>○会社法 346④⑤⑥</p> <p>⑦(一時会計監査人の選任)、同976 十二(選任違反)、同911③二十(登記)、同976 一(登記違反)</p> <p>○監査役監査実施要領 5章1項</p>

以上

第三者割当に関する監査役監査のベストプラクティス（プロセス整理）

第三者割当は会社の資金調達手段の一方法であり、また、資金調達は会社の事業活動と表裏をなすものであり、取締役の重要な職務執行である。そして、それは重要な監査役監査の対象である。他方、第三者割当について、東京証券取引所の有価証券上場規程や「企業内容等の開示に関する内閣府令」により一定事項について開示が要請されている（その内容については、「平成 21 年東証上場第 17 号別添 1 - 1」参照。なお、当該資料の要点は「中間報告」（2 頁参照）内「株主と経営執行との利害調整について」の巻末資料に記載がある）。開示事項には監査役の有利発行該当性に係る適法性に関する意見も含まれているが、それ以外についても、会社として対外的にその項目に沿って開示することともなるわけであるから、監査役監査上の確認事項、確認の視点・留意点等についても、その開示内容に沿って整理することが実務上は便宜的であると考える。具体的には、後述 2. に、「第三者割当に対する監査役の意見表明に関する監査役監査のベストプラクティス」としてまとめた。

この「2. 第三者割当に対する監査役の意見表明に関する監査役監査のベストプラクティス」を踏まえた監査に基づいて、監査役は一定の対応を行うことになる。「3. 監査役会における審議等と対応」では、監査役の意見表明を行う際には、監査役会において審議を行い、監査役会としての意見表明をすることが望ましいと考え、監査役会における審議についてまとめている。また、適法性に問題があると認められた場合あるいはその蓋然性が高いと判断した場合に、監査役としてどのような行動を取るべきか、についても言及した。

さらに、会社が第三者割当を実施する場合には、監査役の見解その他の開示内容についての確認も必要となる。また、当該第三者割当が決議や開示した内容に沿って実行されているか否かについて、発行状況等の確認を行うこととなる。こうした点については「4. 第三者割当実施後の確認」に整理した。

なお、有価証券上場規程等により要請された監査役意見の形成や表明に直接関係するものではないが、第三者割当実施の確認、第三者割当の選択に至る過程における監査役の確認事項について整理することは、監査役の監査活動の実際において有用であると考え、これらについても「1. 第三者割当に至るまでの検討事項に関する監査役の確認事項」としてまとめた。

目次

1. 第三者割当に至るまでの検討事項に関する監査役の確認事項
2. 第三者割当に対する監査役の意見表明に関する監査役監査のベストプラクティス
3. 監査役会における審議等と対応
4. 第三者割当実施後の確認

凡例：「金商法施行令」：金融商品取引法施行令、「開示府令」：企業内容等の開示に関する内閣府令、

「規程」：有価証券上場規程（東京証券取引所）、「規程施行規則」：有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）

1. 第三者割当に至るまでの検討事項に関する監査役の確認事項

第三者割当は、そのみが独立した事象ではなく会社活動の一断面であり、日常的な会社の活動全体の中で会社が直面する様々な事象へのひとつの対応である、という要素もある。そうした会社の日常的な活動も、取締役の職務執行として監査役監査の対象となるものである。第三者割当実施の前提の確認、第三者割当の選択に至る過程における監査役の確認事項については、有価証券上場規程等により要請された監査役意見の形成過程においても有用であると考えられる。そこで以下に、第三者割当の選択に至るまでの執行側の職務執行に関する監査役の確認事項について、確認方法・資料、確認の視点・留意点を示すこととした。なお、掲記した項目の中には、後述2.の内容と重複するものもあるが、監査役の利用の便を考慮し、第三者割当に至るまでに監査役が確認すべき項目の整理という観点から、あえて重複した事項もそのまま示すこととした。

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
I	株主総会・四半期説明会・中期計画公表、等	①資金ニーズを伴う事業計画や株主還元策、財務目標等のファイナンス計画を開示する。 ②方針等についての基本的な考え方について説明する。	①会社の方針等に関する決定の過程、計画の進捗状況を確認する。 ②担当役員からの説明内容と開示内容との整合性を確認する。	・説明資料の入手 ・担当役員（財務、企画）へのヒアリング ・取締役会・常務会等における検討状況のチェック	・担当役員から適宜説明を受ける。 ・会社の方針等が適時適切に開示されているか監視し検証する。 ・開示内容について、担当役員に説明を求め、内容に重要な誤りがなく、かつ内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証する。	
II	第三者割当を要する事象の発生	①発生した事象について、事実関係を把握し、対応の緊急性等について検討する。 (検討例) i) 資金ショートの可能性	①左記の執行側による検討状況を確認する。 (確認例) i) 資金計画状況	・事実確認のための資料（借入金融資機関との折衝記録、契約書等）の入手 ・担当役員（財務、法務）へのヒアリング	・時間的制約があるため、担当役員に対して可能な限り早期の資料説明等を求める。 ・必要があると認めたときは、取締役会・常務会等において意見を述べる。 ・異議がある場合は、速やかにその旨を担当役員に表明する。	

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		<ul style="list-style-type: none"> ii) 自己資本の不足・毀損の可能性 iii) 財務制限条項への抵触 iv) 業務・資本提携の計画 <p>②当該事象は、インサイダー取引規制の対象となる可能性があり、十分な防止策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ii) 自己資本の不足・毀損状況 iii) 財務制限条項（銀行借入、社債）の内容 iv) 業務・資本提携の内容、検討過程 <p>②会社にて情報管理体制を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・常務会等における検討状況のチェック 		
III	対応策の検討	<p>①発生した事象への対応策として資金調達を選択することの是非について検討する。（他の選択肢はなにか。例えば、資産の売却、法的な手続き、等）</p>	<p>①対応策決定に至る検討過程を確認する。</p> <p>②資金調達の必要性について確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認のための資料の入手 ・担当役員へのヒアリング ・取締役会・常務会等における検討状況のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、事実関係及び対応の緊急性の把握は、ほぼ同時に行うこともある。 ・資金調達の必要性の判断は妥当であるか、既存株主の利益を損なっていないかの確認は、当該意思決定プロセスが適切であるか否かという観点から行う。 	
IV	資金調達方法の検討	<p>①銀行借入、社債発行、公募/第三者割当の選択等、資金</p>	<p>①資金調達方法の決定過程の妥当性を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当役員（財務）へのヒアリング ・取締役会・常務 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替案を検討したかどうかを確認する。また比較検討した結果を確認する。 	

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		調達の方法を検討する。	②第三者割当を選択する理由について、その合理性を確認する。	会等における検討状況のチェック		
V	第三者割当の選択	<p>調達スキームや割当先を検討し、決定する。</p> <p>①資金調達方法（新株予約権、転換社債型新株予約権付社債、優先株、普通株）を選択する。</p> <p>②資金調達の規模（金額）/条件を選択する。</p> <p>③割当先（候補、各社持込提案）について比較検討する。</p> <p>④公表予定日の10日以上前に、取引所への事前相談を行う。</p>	<p>検討状況、決定過程を確認する。</p> <p>①資金調達方法については、比較検討の状況や選択した理由等を確認する。</p> <p>②資金調達規模や条件の内容を確認する。</p> <p>③割当先候補に挙げられた経緯や、提案内容の比較検討過程を確認する。</p> <p>割当先の選択理由を確認する。</p> <p>④取引所や財務局への事前相談の状況を確認する。</p>	<p>・担当役員（財務）へのヒアリング</p> <p>・取締役会・常務会等における検討状況のチェック</p>	<p>・割当先候補について利益相反的な要素はないか確認する。</p> <p>・割当先候補の経験、実績などについて比較検討をする。</p> <p>・選定プロセス・理由に問題はないか確認する。</p> <p>・財務局への事前相談について具体的な時期は規定されていないが、実務としては、取引所に事前相談をして修正等の指摘事項がある場合には、指摘された事項を修正してから財務局に相談するよう指導されている。</p>	<p>○会社法199(株式の募集事項の決定)、同201①(公開会社における特則)、同238①(新株予約権の募集事項の決定)、同240①(公開会社における特則)</p> <p>○平成21年東証上場第17号別添1-1Ⅱ(1)〔開示に関する注意事項〕②</p>

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		⑤取引所からの指摘事項を修正した後、財務局への事前相談を行う。				

2. 第三者割当に対する監査役の見解表明に関する監査役監査のベストプラクティス

執行側が行う第三者割当に関する検討、判断・決定に関する監査役の確認事項について、ここでは第三者割当を、普通株式と、普通株式が交付される有価証券（新株予約権又は新株予約権付社債、及び普通株式を対価とした取得請求権付種類株式（以下、「新株予約権等」という））とに分け、さらに、発行される普通株式の規模の点から大規模第三者割当に該当する場合、の3つの場合に分けて整理した。すなわち、「I 普通株式の第三者割当が行われる場合」、「II 新株予約権等の第三者割当が行われる場合」、そしてI又はIIにおける「III 大規模第三者割当に該当する場合」である。各々について、監査役の確認事項、確認方法・資料、確認の視点・留意点をまとめている。下記の「(表) ベストプラクティス表の参照箇所」に、資金調達の形態（普通株式、あるいは、新株予約権・新株予約権付社債の別）と大規模第三者割当に該当するか否か、の組み合わせで参照すべき事項（I、II、III）を示した。Iの確認事項は、いずれの場合にも共通した確認事項となっている。場合に応じて、II及びIIIにおける確認事項もあわせて参照されたい。

なお、監査役には、第三者割当の払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する意見が求められているが、その判断に至る過程については、監査役会における審議を行うことが望ましい。第三者割当を行う緊急性等により時間的な制約がある場合でも、監査役相互に連絡を取り合うことにより、同様の実効性をあげる対応が望ましい、と考えている。

時間的な制約に関連して、監査の実効性を高め監査役の職責を果たすためにも、執行側に対し、その検討の状況に係る情報提供や説明等を可及的速やかに実施することを特に要請したい。また、日頃からの情報提供・説明や意見交換等についても緊密に実施することの重要性を強調しておきたい。

(表) ベストプラクティス表の参照箇所

	議決権の希薄化率 25%未満かつ支配株主の異動なし	議決権の希薄化 25%以上又は支配株主の異動あり（大規模第三者割当 ¹ ）
普通株式（上場株式）の第三者割当	I	I + III
新株予約権等の第三者割当	I + II	I + II + III

¹ 大規模第三者割当とは、(i)対象となる第三者割当を含む直近6ヶ月間における発行会社の第三者割当による議決権の希薄化率が25%以上となる場合、又は(ii)第三者割当によって支配株主となる者が生じる場合をいう（開示府令第2号様式記載上の注意23-6）。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
I	普通株式(上場株式)の第三者割当が行われる場合			<ul style="list-style-type: none"> 第三者割当について監査意見を述べる場合は、(1)第三者割当の内容(態様)、(2)有利発行該当性、(3)割当先の選定、(4)適正な開示、について検討しなければならぬ。検討に際しては、監査役会において審議することが望ましい。ただし、緊急性が著しく高いなど監査役会の開催が難しい場合には、できる限り監査役の意思疎通を図り監査役会としての意見形成に努めることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 199 ③(募集事項の決定) ○規程 402 一 a(会社情報開示)、同 421①(書類の提出等) ○規程施行規則 417 - g
	第三者割当の内容(態様)	(1)執行側が行った第三者割当に関する判断・決定が、いわゆる経営判断の原則等に照らして、取締役の善管注意義務・忠実義務等の法的義務に則って適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 関係資料の入手 担当役員(財務、企画)へのヒアリング 取締役会・常務会等における検討状況のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 有利発行に該当するか否かは第三者割当の態様等を踏まえた総合的判断となることから、監査役としては左記「監査役の確認事項」に掲げた事項について、執行側が行った判断・決定を総合的に検討した上で、有利発行に関する意見を述べることが望ましい。 	
	取締役の善管注意義務・忠実義務	<ul style="list-style-type: none"> 例えば執行側が行った下記の諸事項²⁾の検討につき、その検討過程において重要かつ不注意な誤りがなく、またその内容に著しく不合理な点がないか。 ①調達資金額、具体的使途、支出予定時期、調達資金の支出までの管理方法 ②資金使途が将来的な収益の向上や借入金の返済などを通じたバランスシート 		<ul style="list-style-type: none"> 監査役の見解表明等については、執行側の検討状況に応じて、必要がある場合には都度行う。 取締役会決議により第三者割当を実施する場合には、会社の開示資料に有利発行該当性に係る適法性に関する監査役の意見が求められているとき(平成21年東証上場第17号(後述脚注12)参照)は、その決議時点までには監査役の意見 	<ul style="list-style-type: none"> ○規程施行規則 417 - g (開示を要する決定事実に係る書類の提出)、同 435 の 2 (第三者割当に係る遵守事項の取扱い)、同 436 の 2 (反社会的勢力の関与)

²⁾ これらの諸事項は、第三者割当にあたって具体的開示が要請されている(平成21年東証上場第17号別添1-1参照)。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		<p>の改善につながるか否かなど、資金調達としての合理性</p> <p>③自己資本を拡充していくにあたっての会社方針との整合性</p> <p>④株式の希薄化による株主への影響（株式の希薄化を補うだけの一株当たり利益の向上が図られるものであるかどうかを含む）</p> <p>⑤発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であるか（割当先の保有方針等に鑑みて、発行される株式の数量が急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているか、株式の希薄化の規模が調達する資金の使途・調達額をはじめ会社の時価総額を総合的に勘案して既存株主に合理的な説明が行えるものであるかどうかを含む）</p> <p>⑥第三者割当以外の資金調達方法（公募増資その他）との比較における既存株主にとってのメリット・デメリット</p> <p>⑦事業提携・M&A（「M&A等」）を目的として行われている場合、当該M&A等の実施に伴う将来の事業構想、資金充当の期限、当該M&A等に資金が充当され</p>		<p>表明が必要である。ただし、公表予定日の10日以上前に、執行側には取引所への事前相談を行うことが要請されているため（1. プロセスV「執行側の検討事項」④参照）、その時点までには、確定的なものではないとしても、監査役（会）でのある程度の検討が必要である。執行側の検討と監査役監査が並行的に進んでいくことも想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見表明は、文書で行うことが望ましい。 ・意見表明の内容は、株主が差止請求権（会社法210）などの権限を行使する際に重要な判断材料となる。「有利発行に該当する／該当しない」という二者択一的な結論を述べるのではなく、監査役として、結論に至った判断根拠をできる限り具体的にした上で、意見表明することが重要である。 ・意見表明の際の文言例としては、特段の指摘事項がない場合には、「会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない」が考えられる。なお、監査の方法に該当する事項についてはさらに詳細な意見を述べておくことも考えられる。 ・会社の開示資料において、経営者が合理性について十分な説明を行っており、監査役もその内 	

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
	<p>有利発行該当性</p>	<p>なかつた場合の調達資金の代替使途 ⑧価額決定に当たって割当先との間で真摯な交渉が行われたか</p> <p>(2)執行側が有利発行該当性に関する検討にあたり、下記の諸要素を考慮したか。 その判断に著しく不合理な点はないか。</p> <p>①日本証券業協会の指針（第三者割当増資等の取扱いに関する指針）に沿っているか。特に、取締役会決議の直前日の価額でなく、一定期間の平均の価額を基準として採用するときは、株価の急激な変動や増資の目的等により取締役会決議の直前日の価額を用いることが適当で</p>		<p>容に異論がない場合には、監査役の判断根拠を、さらに株主の判断材料として詳細に開示することが不要な場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有利発行に該当するか否かは、①価格決定の直前の市場株価に近接しているか、②発行価額決定前の会社の株価、株価の騰落習性、売買出来高の実績、会社の資産状態、収益状態、配当状況、発行済株式数、割当株式数、株式市況の動向、これらから予測される割当株式の消化可能性等の諸事情が客観的資料に基づいて斟酌され、価額決定のためにとられた算定方法が合理的であるといえるか、によって判断される。 平成22年2月10日付日本証券業協会「第三者割当の取扱いに関するワーキング・グループ」報告書「第三者割当のあり方等について」（以下「証券業協会WG報告書」という）に沿っているか確認する。 	

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		<p>ない事情や真にやむを得ない事情が存在しているが³。</p> <p>②時価に対して、ディスカウント率が存在する場合、割当先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、割当先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の諸観点から、当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われているか⁴。</p> <p>③一株当たりの払込金額が監査役の適法性に関する意見の表明・開示が求められる水準か否か。決定直前日の市場株価、1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均の各平均株価と払込金額を比較したディスカウント率、その合理性に関する説明等により確認。</p> <p>④有利発行該当性に関する専門的事項について、弁護士、証券会社、評価機関等の外部専門家の意見等を取得した上で判断を行ったか⁵。意見を取得している場</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・左記のディスカウント率を勘案して、有利発行に該当しないことが明らかでない場合には、監査役の適法性に関する意見の表明・開示が求められる。 	

³ 証券業協会WG報告書参照。

⁴ 証券業協会WG報告書は、「基準となる価額の90%まで自動的にディスカウントして払込金額を決定できることを認めているものではなく、当該第三者割当増資等の目的や割当先の保有方針、発行決議時の相場環境等種々の要因を勘案して払込金額は決定されるべき」としている。

⁵ なお、新株予約権等の場合には、金融技術に詳しい外部専門家意見の取得の重要性は高い（後記プロセスII参照）。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
	割当先の選定	<p>合には意見を述べるのに必要な前提事実等を会社として十分に説明した上で意見を取得しているか。</p> <p>(3)・執行側が行った割当先の選定において著しく不合理な点がないか。⁶</p> <p>①割当先の属性（払込みに要する財産の存在を含む。ファンドの場合は、実態的な当事者について）</p> <p>②割当先との過去及び将来（予定）の取引関係。</p> <p>③割当先が反社会的勢力との関係がないこと。</p> <p>・執行側が行った割当先の保有方針の確認や開示について、不適切な点がないか。</p> <p>(4)第三者割当に関して、法令及び取引所の規則に照らして必要な開示事項が適</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該ファイナンスの実行に必要であること以上のメリットを提供していないか。 ・反社会的勢力と関係がないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年東証上場第17号別添1-1」参照。 	
	適正な開示				

⁶ 第三者割当を行う場合には、執行側は、割当先のすべてが東証の上場会社または取引参加者である場合を除き「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を作成し、直ちに提出しなければならない（規程 402 条、規程施行規則 417 条 1 号 g）。執行側がいかなる確認を行ったのかなどについても監査役として確認する。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		<p>正に開示されているか。</p> <p>提出が必要となる書類は、以下のとおりであるが、開示内容全般についての確認事項については、後述「4.第三者割当実施後の確認 I プレスリリース及び有価証券届出書等の作成」を参照。</p> <p>i) 有価証券届出書</p> <p>当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を開示する⁷。</p> <p>届出後、効力発生前に変更すべき事情が生じた場合は、訂正届出書を提出しなければならない⁸。</p> <p>ii) 取引所の要請による開示資料⁹</p> <p>当該発行に係る適法性に関して監査役又は監査委員会が表明する意見を添付する¹⁰。開示後、変更す</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・割当先の保有方針の適正な開示について、証券業協会WG報告書参照¹¹。 ・第三者割当に際して、原則として提出が必要となる有価証券届出書等について、その内容に重要な不実記載があった場合には、民事上の損害賠償責任、課徴金及び刑事罰の問題が生じることになるが、「重要な不実記載」にあたるかどうかは、投資判断に影響を与えるような誤解が生じるかどうかという点が基準になる。 ・会社が行う開示において、有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等は、わかりやすく具体的に記載されているか¹²。 	

⁷ 開示府令8条1項1号、第二号様式記載上の注意 23-5

⁸ 金商法7条

⁹ 規程402条1号a、規程施行規則401条1号、402条の2

¹⁰ 規程402条、規程施行規則402条の2第2号b

¹¹ たとえば、保有方針において「長期保有」と開示しつつも、デリバティブ取引等により実質的に所有権を移転させることが割当先において企図されている場合には、長期保有という開示だけでは投資家に誤解を与えるおそれがあると考えられる。また、保有方針において「適時適切に売却」など短期に売却する可能性のある旨の開示があるときであっても、第三者割当とデリバティブ取引等が同時に行われることが当初から予定されている場合等には、(開示される保有方針との矛盾はないもの) 当該デリバティブ取引等の内容を投資家に対して開示すべきであると考えられる。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		べき事情が生じた場合は、変更又は訂正の内容を開示しなければならない ¹³ 。 iii) その他 開示は、払込期日の15日以上前に行う。			
II	新株予約権等の第三者割当が行われる場合 オプショナル評価モデル	Iの確認事項に加えて、以下の点を確認する。 (1)執行側が条件決定に際して採用したオプショナル評価モデルやそれに用いるパラメータ・前提条件を選択する際の判断が、客観的な根拠に基づいて行われ、著しく不合理な判断が介在していないか ¹⁴ 。例えば、外部専門家の評価及び意見を取得しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 関係資料の入手 担当役員（財務、法務）へのヒアリング 取締役会・常務会等における検討状況のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> Iにおける指摘事項について同様。 なお、新株予約権等の場合には、常に有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等が求められていることに留意する。 新株予約権等の公正価値の評価は複雑であるため、金融技術に詳しい外部専門家による評価及び意見を取得することの重要性は高い。また、その内容等（オプショナル評価モデル・前提条件・パラメータの選択以外にも、外部専門家に評価及び意見の指示をしていないかなど）について著しく不合理な点がないかを確認する（当該評 	<ul style="list-style-type: none"> ○会社法 238 ①、③(募集事項の決定) ○規程 410 (MSCB 等の転換又は行使の状況に関する開示) ○規程施行規則 411 (MSCB 等

¹² 会社が行う開示において、有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見の表明・記載は、①株主総会において有利発行の特別決議を経る場合、及び、②決議の直前日の価額、決議日から1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して、有利発行に該当しないことが明らかでない場合（上場株の場合に限る。）は、不要となる。ただし、必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となるので十分に留意しなければならない（平成21年東証上場第17号 別添1-1 II (2) ⑤.(1)）。

¹³ 規程 416 条 1 項

¹⁴ オプショナル評価モデルとしては、例えば、ブラックショールズ・モデル、二項格子モデル、モンテカルロ・シミュレーションなどがある。新株予約権等の内容によっては、算定手段として適当ではないオプショナル評価モデルもあり、また、パラメータや前提条件についても執行側の恣意的な意向が入りうるものであるため、その選択が客観的な根拠によるものであるか確認することが必要となる。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
	行使価額修正条項付新株予約権等 (MSCB 等)	<p>(2)行使価額修正条項付新株予約権¹⁵が発行される場合、法令及び日本証券業協会の自主規制 (会員における MSCB 等の取扱いに関する規則) 等に照らして適正に発行されているか、一般株主の利益を不当に害する態様となっていないか。</p>		<p>価等を行った外部専門家から直接説明を受けることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行使価額修正条項付新株予約権等の中には、有利発行の疑義がある態様のあるものが混在しやすいと指摘されていることから、有利発行該当性に関して執行側が行った判断過程及び内容について十分な開示がなされているのかなどを、特に慎重に検討することが望ましい。 	<p>の定義)、同 436 (MSCB 等の発行に係る遵守事項の取扱い))</p> <p>○参考文献として武井一浩他「第三者割当の有利発行適法性意見制度と実務対応 (I) ~ (VII)」 (商事法務 No.1872、1873、1875、1879、1880、1884、1886)。</p> <p>○新株予約権等の評価におけるパラメータ及び</p>

¹⁵ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とは、・・・(中略)・・・発行された後の一定の日又は一定の期間における・・・(中略)・・・株券の価格・・・(中略)・・・を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたもの」のことである (開示府令 19 条 8 項)。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
					前提条件等の合理性については、同 (IV、V) (同No.1879、1880) を参照のこと。
III	大規模第三者割当 ¹⁶ に該当する場合	上記 I・II の確認事項に加えて以下の事項を確認する。 (1) 経営者から一定程度独立した者による当該大規模第三者割当の必要性及び相当性に関する意見 ¹⁷ (以下「第三者意見」という) について、述べた者に経営者からの独立性があるか、意見の形成過程及びその内容 ¹⁸ に著しく不合理な点がないか。 (2) 当該大規模第三者割当において、執行側が自らの地位の保全を目的としている	<ul style="list-style-type: none"> 第三者意見及び意見表明者からの説明 事実確認のための資料の入手 担当役員へのヒアリング 取締役会・常務会等における検討状況のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> I～IIにおける指摘事項について同様。 支配株主が異動した場合には、次のような点に留意し、引き続き監査・検証することが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> i) 原則として、取引所に対して1年に1回支配株主との取引状況等について記載した書面の提出を行わなければならない¹⁹。 ii) 取引所から照会があったときには、直ちに正確に報告する²⁰。 iii) 3年以内に支配株主との取引に関する健全 	○規程 432(第三者割当に係る遵守事項)、同 601 ①九の二、十七(上場内国会社の上場廃止基準) ○規程施行規

¹⁶ 前掲注 (1) 参照。

¹⁷ 大規模第三者割当について株主総会決議 (勧告決議を含む) を経ない場合、「緊急性が極めて高い場合」を除いて、第三者意見が求められている。緊急性が極めて高い場合は、資金繰りが急速に悪化していることにより第三者意見も株主総会決議もいづれも行うことが困難であると取引所が認めた場合をいう。

¹⁸ 第三者意見では、(i) 資金調達を行う必要があるか、(ii) 他の資金調達手段との比較で当該第三者割当を選択することが相当であるか、(iii) 会社の置かれた状況に照らして各種の発行条件の内容が相当であるか、という点を中心に言及される (平成 21 年東証上場第 17 号別紙 1-1 2 頁)。

¹⁹ 規程施行規則 601 条 9 項 3 号

²⁰ 規程施行規則 601 条 9 項 4 号

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		<p>など、利益相反的な要素が認められない²¹。</p>		<p>性が著しく毀損していると取引所が認めるときは上場廃止となる²²。</p>	<p>則 435 の 2 ①、②、同 601⑬六(上 場内国会社 の上場廃止 基準の取扱 い)</p>

²¹ この事項は第三者意見においても重要な事項となることが通常想定されるので、第三者意見も踏まえて監査役は意見を形成する。

²² 規程 601 条 1 項 9 号の 2

3. 監査役会における審議等と対応

前述の「2. 第三者割当に対する監査役の意見表明に関する監査役監査のベス卜プラクティス」を踏まえた監査に基づいて、監査役は一定の対応を行うことになる。法令等では、発行価額の適法性に関する監査役の意見表明等が求められており、必ずしも監査役会としてのものが求められているわけではないが、可能な限り監査役会における審議を行い、その審議を踏まえて監査役会としての意見表明を行うことが望ましい。

ここでは、第三者割当について「Ⅰ 有利発行該当性がないと判断した場合」及び「Ⅱ 適法性に問題があると認められた場合あるいはその蓋然性が高いと判断した場合」に分け、監査役会としての監査意見の形成、表明のほか、監査役として取るべき行動に関する監査役会の審議について整理した。

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
Ⅰ	有利発行該当性がないと判断した場合	①以下について検討する。 i) 割当の必要性及び相当性 ii) 有利発行に係る適法性 ②監査役の意見表明の内容を検討する。 ③意見表明する。	・ 1. 及び2. の各段階における検討資料を確認する。	・ 上記2. -Ⅰにおける検討結果に基づき、左記「監査役の確認事項」に掲げた項目について、監査役会において審議することが望ましい。 ・ 意見表明の内容は、「有利発行に該当する／該当しない」という二者択一的なものではなく、監査役として、結論に至った判断根拠を開示した上で、その意見の妥当範囲を明確にしたり、場合によっては、一定の前提に基づき留保付きの意見を述べることも考えられる。	○ 開示府令8 (有価証券届出書の記載内容等)又は19②二ホ(臨時報告書の記載内容等)、第二号様式第一部第三等、第二号の二様式、第二号の三様式、第十二号様式等 ○ 規程 402(会社情報の開

プロセス	事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
II	適法性に問題があると思われる場合あるいはその蓋然性が高いと判断した場合	<p>①適時に取締役会その他において意見を述べる。</p> <p>②適法性に関して問題がある旨の意見を作成する。</p> <p>③差止請求権の行使を検討する。</p> <p>④監査報告等において株主へ報告することを検討する。</p>	<p>・ 1. 及び2. の各段階における検討資料</p>	<p>・ 取締役会に限らず、随時意見を述べなければならない。</p> <p>・ 上記の意見表明にもかかわらず、取締役がこれを強行し又は強行するおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求することについて検討する。</p> <p>・ 期末に作成する監査役会監査報告の記載内容を審議する際に、期中に行った第三者割当の適法性に関する記載をすることについて検討する。</p>	<p>示)</p> <p>○規程施行規則 402 の2 二 b(第三者割当に関する事項の開示の取扱い)</p> <p>○会社法 381 ～385(監査役の権限及び義務)</p> <p>○会社法施行規則 129① 三(監査役の監査報告の内容)、同 130② 二(監査役会の監査報告の内容等)</p>

4. 第三者割当実施後の確認

会社が第三者割当を実施する場合には、監査役の意見その他の開示内容についての確認も必要となる。また、当該第三者割当が、決議や開示した内容に沿って実行されているか否かについて、発行状況等の確認を行う。さらに、支配株主が異動した場合には、支配株主との取引状況を継続的に注視することとなる。

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
I	プレスリリース及び有価証券届出書等の作成	提出が必要となる有価証券届出書や取引所の要請による開示資料等について以下の点を検討する。 ①発行価格の算定根拠、発行条件の合理性に関する考え方 ②有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由、判断の過程 ③監査役が表明する意見又は当該判断の参考にし	①開示内容を確認する。 ②リリース及び届出書の内容の充分性や整合性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 資料の入手 担当役員へのヒアリング 取締役会・常務会等における検討状況のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 開示される情報の内容が適切かどうか確認する。 株主に必要十分な情報が提供されているか確認する。 執行側の検討過程、決定事項のうち、重要な事項の開示が欠けていないか、についても確認する。 第三者割当に際して、原則として提出が必要となる有価証券届出書等について、その内容に重要な不実記載があった場合には、民事上の損害賠償責任、課徴金及び刑事罰の問題が生じることになるが、「重要な不実記載」にあたるかどうかは、投資判断に影響を与えるような誤解が生じるか否かという点が基準になる。 有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等は、わかりやすく具体的に記載する²³。 開示は、払込期日の15日以上前に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○金商法2③二ハ(定義)、同4①(募集又は売出しの届出)、同5①(有価証券届出書の提出) ○金商法施行令1の7一(少人数向け勧誘に該当する場合) ○開示府令8①一、同19②二ホ、第

²³

前掲注(12)参照。

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		た第三者による評価がある場合には、その内容				二号様式第一節第3等 ○規程 402 (会社情報 の開示)、同 416①(開示 内容の変更 又は訂正) ○規程施行規則 401一(決定 事実に係る 軽微基準)、 同 402 の 2 二 b(第 三者割当に 関する事項 の開示の取 扱い)
II	発行状況等の確認	①株式及び新株 予約権の発行が 発行条件に沿っ て発行されてい るか確認する。 ②支配株主が異 動した場合に	①執行側が行った 発行状況の確認 状況及び実際の 発行状況を確認 する。 ②上場廃止基準へ の抵触の有無及	・担当役員へのヒ アリング ・発行状況を示す 関係資料の入手 ・取引所への提出 書類の確認	・支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると取引所が認めるときは、上場廃止となる。 ・支配株主が異動した場合には、原則として、取引所に対して1年に1回支配株主との取引状況等について記載した書面の提出を行わな	○規程 601① 九の二(上 場内国会 社の上場 廃止基準)、 ○規程施行規 則 601 条⑨

プロセス	事項	執行側の検討事項	監査役の確認事項	確認方法・資料	確認の視点・留意点等	関連条文等
		<p>は、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 上場廃止基準に抵触する可能性があるか注視する。 ii) 支配株主との取引状況等について定期的に報告し、取引所からの照会に応じなければならぬ。 	<p>び取引所への報告状況を確認する。</p>		<p>ければならない²⁴。また、取引所から照会があったときには、直ちに正確に報告する²⁵。</p>	<p>(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p>

以上

²⁴ 規程施行規則 601 条 9 項 3 号

²⁵ 規程施行規則 601 条 9 項 4 号

内部統制システムの運用状況に関する監査役会監査報告 及び事業報告の記載事例（平成21年）

監査役会監査報告書又は事業報告において、内部統制システムの運用状況について記載を行ったと思われる事例を調査し、参考となると思われるものを抜粋した。

調査対象とした会社は、平成21年3月期決算会社（一部、4月期決算会社を含む）の477社である。具体的には、①日経平均採用225社のうち3月期決算の202社、②3月期決算会社が提出した平成21年3月期における内部統制報告書において、「重要な欠陥」がある旨を記載した56社、及び経営者による評価が未了とした会社9社の計65社、③当協会東京本部監査実務部会の登録企業のうち、3月及び4月期決算会社の中から協会の調査協力をいただいた210社である。

なお、下記各事例中、末尾のカッコ内は当該書類提出時における上場市場を表す。また、下線及び字体表示は編集による。

1. 監査役会監査報告への記載事例

（1）内部統制システムの運用面で問題がない場合

①内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの整備については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認めます。（東証一部上場）

②内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備および運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。財務報告に係る内部統制については、指摘すべき事項は認められません。（東証一部上場）

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、有効である旨の報告を取締役等及び〇〇〇監査法人から受けております。（東証一部上場）

（2）内部統制システムの運用面で問題があるものの改善が見られる場合

④内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、先般発覚しました製品A事案に対して、事実調査と原因究明が行われ、再発防止が図られ、内部統制システムの整備が進められていることが認められます。その運用状況も良好と判断いたします。（東証一部上場）

⑤内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。

また、事業報告に記載のとおり、子会社における不適切な取引が判明したことは内部統制システムが十分機能しなかったと認められますが、再発防止策が実施され、改善が図られていることを確認しております。（東証一部上場）

⑥内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、平成21年3月に製品Aの販売価格に関連して、当社の子会社である〇〇〇〇(株)が公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、当社も排除措置命令を受けました。監査役会は、当社グループを挙げて再発防止と法令の遵守並びに企業倫理の一層の強化・徹底に努めていることを確認しております。

（東証一部上場）

⑦内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行に関し、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制について取締役は不適切な取引を防止するための内部統制システムを決議に基づき整備・運用できていないおそれがあります。しかしながら、これに対する対策として、コンプライアンスに関する教育研修の徹底やコンプライアンス体制の推進、内部監査体制の向上、不適切取引の温床となりやすい取引に対する内部管理機能や相互牽制機能の強化、人事異動の促進等による不適切取引の機会の抑制、経理部門における人員体制の充実等を図ることにより、再発防止に向けた適切な対応が企図されていること、また、各取締役の責任について一層の自覚が図られていることが認めます。なお、本件に対する対応を含め取締役としての善管注意義務に違反する重大な事実は認められず、今後とも継続的に再発防止に向けた対応策の実施状況について注視してまいります。

事業報告のとおり、財務報告に係る内部統制について、取締役は重要な欠陥があり有効でないおそれがある評価しておりますが、上記のとおり、取締役はその改善に取り組んでおり、当期の計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の適正性に影響は生じておりません。（大証二部上場）

⑧取締役の職務の執行に関する行為については、事業報告記載のとおり、一部不適切なものがありましたが、関係取締役等による担保物の提供および内部統制システムの改善を通じ、その欠陥については、当該事業年度末までに治癒されていると認められます。（JASDAQ上場）

(3) 内部統制システムの運用面で問題があり改善の必要性等を言及している場合

⑨内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、相互の牽制監視が十分機能しなかったことに対する再発防止策として、社内管理体制の機能強化が重要であると考えております。（大証二部上場（現在は上場廃止））

⑩内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、内部統制に対する取組みの優先度が高いとは言えないこと等、全社統制については一層の整備が必要と考えております。

（JASDAQ上場）

⑪内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、取締役は、取締役会決議に基づく体制の整備に取り組んでいることを確認しておりますが、その構築及び運用状況の一部に改善すべき点が見受けられるため、監査役会は、その改善及び迅速な進捗に向けて一層の努力を要請しました。（JASDAQ上場）

⑫会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）については、取締役会では相当な内容が決議されているものの、本事業年度において、過年度決算の内容を修正したことに伴い、過年度損益修正損として多額の特別損失を計上しなければならない事態が生じたことから明らかとなり、現実の体制の整備及び運用に関して欠陥ないし改善すべき事項があるものと思料します。

この点に関しては、事業報告に記載されているとおり、既に取締役において、統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報の伝達及びモニタリングについてそれぞれ整備すべき項目を挙げて、具体的な改善作業に着手しております。監査役も、当該作業が円滑かつ迅速に進行し、可能な限り早期に所期の目的を達成できるよう、取締役の職務の執行の状況を厳しく監視・検証して参ります。（東証一部上場）

⑬内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備はおおむね完了しているものの、運用は不十分であり、また、その評価は実施されていない状況です。（東証マザーズ上場）

2. 事業報告への記載事例

(1) 会社の現況の中の「対処すべき課題」等に記載している例

- ①コーポレート・ガバナンスの面では、金融商品取引法で求められる財務報告に係る内部統制システムに関してはほぼ評価が終了し、適切な統制が働いていることを確認しております。さらに、環境対策、CSR活動、コンプライアンス等、広義の内部統制分野との有機的結合により、ステークホルダーからの信頼に応える、実効性のある内部統制システムの構築・運用を図ります。(東証一部上場)
- ②内部統制については、「内部統制基本方針」に基づき、その強化に取り組んでいます。平成20年度は当社グループにおけるリスク管理体制の強化を目的とした「リスク管理委員会」が主体となり、重要リスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の構築に取り組みました。平成21年度はこの仕組みに沿った運用を確実に進めていきます。また財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係わる内部統制運用規則」に従い、当社グループの全社統制及び業務プロセスの整備・運用状況の評価を実施しました。平成21年度においてもこの運用規則に則った運用を確実に進めていきます。(東証一部上場)
- ③財務報告に係る内部統制の適用初年度において、当社は財務報告に係る内部統制報告制度に基づき、その整備及び運用について鋭意取り組んでまいりました。
しかしながら、一部連結子会社の業務プロセスに係る日常的モニタリングが十分に設計されていなかったことにより、当該業務プロセスに係る内部統制に不備があると判断いたしております。その結果として財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く重要な欠陥があると認識し、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしております。日常的モニタリングの十分な設計ができなかった理由は、信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な能力を有する人材の確保および配置が不十分であるという点にあります。
一方、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性は十分認識しております。現在リスクの高低に応じたモニタリング体制を構築しており、補完関係にある定期的な人事異動については早急を実施し、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。
企業価値を高め持続的な成長を図り、経営の健全性と透明性を確保するため、コーポレートガバナンス体制の強化と内部統制システムの的確な運用に注力し、コンプライアンスおよびリスク管理ならびに環境マネジメント等をさらに徹底してまいります。(東証一部上場)

(2) グループの現況に関する事項の中の「事業の経過及びその成果」に記載されている事例

- ④当期は、金融商品取引法上の内部統制報告制度の適用初年度であったため、期末時点における財務報告に係る内部統制の有効性評価に向けて、年間を通じ必要な文書化・評価と業務プロセスの改善を実施しました。当社は、従来、グローバル連結ベースでの「業務品質の向上」を目的として、財務報告に限定しない幅広い内部統制の点検作業と改善活動を推進してきましたが、当期の取り組みを通じて当社グループの内部統制は更に強化されたものと考えています。（東証一部上場）

以上

監査役に対する会計監査人の監査報酬及び選任議案の決定権付与の可能性についての意見書

会計委員会専門委員 弥永 真生

1 会計監査人の選任議案の内容の決定を監査役（会）の権限とすることについて

(1) 専属的権限とする必要性

会計監査人の精神的独立性を担保するという観点からは、監査対象からのプレッシャーを受けないことが必要であるが、取締役(会)に選任議案の内容の決定権があるとなれば、会計監査人が計算関係書類を作成するあるいは計算関係書類の内容によって業績が評価される取締役からの要望等を考慮に入れるというインセンティブが生ずるおそれがある。監査役は取締役とともに一種の会社経営者であるとする余地はありうるが、会計監査人は被監査会社から独立した立場であることが本来必要であり、監査役に選任議案の内容を決定させることですら、問題があるという評価の余地すらある。もっとも、会計監査人と会社との間の信頼関係がなければ監査の実効性は確保できず、また、会社と会計監査人との間で契約させることによって、監査の効率性を高めるインセンティブが会計監査人に生ずるものと考えられるから、会社と会計監査人との間で交渉し、契約を行うという枠組みには相当の合理性がある。そのような枠組みの中で、会計監査人の精神的独立性が損なわれるおそれを低く抑えるためには、取締役(会)よりは監査役に選任議案の内容を決定させる方がよいものと考えられる。

しかも、日本における会計監査人制度の枠組みを前提とすると、会計監査人設置会社における監査役の会計監査は会計監査人の監査を前提とするものであり、監査役にとってはだれが会計監査人であるかによって、自らの責任が生ずるリスクが左右される。したがって、監査役は適切な者を会計監査人候補者として株主総会に提案する動機を取締役(会)以上に有するものと、通常は考えられる。

他方で、監査制度においては、監査対象の情報を利用する者が監査が適切に行われていることを信頼することが重要な意味を有し、監査人が精神的独立性を有しているように情報利用者の目に映ること(外観的独立性)が不可欠である。もし、そうでなければ、監査が行われても、情報利用者は監査がなされていないのと同様に、当該情報についての信頼性を判断するであろうから、監査制度の意義は大きく減殺される。このような外観的独立性を担保するという観点からも、いわゆる「ねじれ」は望ましくなく、社外・独立取締役が大半を占める場合は格別、取締役(会)よりも監査役(会)が会計監査人の選任議案の内容を決定することとするほうが、監査人の精神的独立性が確保されていると計算関係書類の利用者は知覚する可能性がより高いと推測される。

(2) 権限とすることに不都合があるか

会社法 344 条 2 項 1 号及び 3 項も、監査役(会)は、取締役に対し、「会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること」を請求することができるものと定めており、これは実質的には、その限りにおいて、監査役(会)は株主総会に提出される会計監査人の選任議案の内容を決定できることを意味している。したがって、現行法の下でも、会計監査人の選任議案の内容の決定は取締役(会)の独占的決定事項ではなく、しかも、取締役(会)が会計監査人の選任議案の内容の決定を決定する場合には監査役(会)の同意を要するとされているのである(会社法 344 条 1 項 1 号・3 項)。そして、現行法の下でも、監査役(会)が株主総会に提出することを要求した議案を取締役(会)が株主総会に提出しないことは許されないのに対して、監査役(会)が同意しない限り、取締役(会)は、自らが作成した選任議案を有効に株主総会に提出することはできないのであって、監査役(会)の意思が、選任等の議案の内容決定については、優先することになっている。したがって、会計監査人の選任議案の内容の決定を、つねに、監査役(会)の権限とするものとしても不都合はないものと考えられる。

2 報酬の決定権を監査役(会)の権限とすることについて

(1) 権限とする必要性

上述のように、日本における会計監査人制度の枠組みにおいては、会計監査人設置会社における監査役の会計監査は会計監査人の監査を前提とするものである。そして、監査役は会計監査人の監査の「方法」及び結果の相当性について意見を表明することとされている。このことは、監査役は会計監査人の監査計画について十分に情報を入手し、その監査計画及びその実施について過不足がないことをチェックする義務を負っていることを意味する。言い換えるならば、会社法の建前に照らすならば、監査役は会計監査人の監査計画の適否を判断するに十分な情報と能力を有しているはずであり、有していることが期待される。ところが、監査報酬の額は、どの程度の監査リソースを投入すべきか、すなわち、監査計画に基づいて決定されることが自然であるから、監査報酬の決定は監査計画の決定と表裏一体の関係にあるはずである。そうであれば、監査計画の適否を判断する監査役が監査報酬の決定を行うことが自然である。

また、監査役の会計監査についての法的責任のリスクは会計監査人が適切に会計監査を行ってくれることによって大きく減少するという関係にあるから、監査役(役)が監査報酬の決定を行うこととすれば、過小な監査報酬の決定がなされる可能性は一般的には減少するものと期待できる。他方、監査役が会計監査人からバック・マージンのようなものを受け取るというような通常想定できないケースを除けば、監査役には過大な監査報酬決定を行うインセンティブはないであろうし、また、過大であると考えられるのであれば、それは株主総会における監査役の再任を巡る議論の中で反映させることは可能であると考えられる。

たしかに、現行法の下で認められている同意権でも十分ではないかという立論はありうるが、3 で述べるように、同意権と決定権との間には、精神的独立性の担保、十分な監査の確保及び外観的独立性の確保という点が重要な差異が生じるものと考えられる。

(2) 権限とすることに不都合があるか

監査報酬は会社が会社以外の者に金銭等を支払うものであり、監査報酬の決定は業務執行の一環であるから、取締役または取締役会で決定することが筋であるという考え方がこれまでは暗黙の前提とされていたのかもしれない。

しかし、会社法 388 条は「監査役がその職務の執行について監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。」として、監査費用の額については、監査役が本来判断するものであるという立場を採用していると理解できる。たとえば、会計監査人設置会社以外の会社において、監査役が公認会計士または監査法人を会計監査のための補助者として用いた場合の報酬額は監査役が定め、会社に求償または前払いを求めることができることになる。そして、会計監査人設置会社においては、監査役の会計監査は会計監査人の会計監査を前提とすることに鑑みれば、会計監査人の監査報酬は監査役にとって一種の監査費用としての面を有するという見方も可能である。そうであれば、監査役に会計監査人の報酬の決定権があるが、その額が過大であることを取締役会が立証した場合には減額できる¹としたほうが平仄がとれることができる。

また、監査役が業務執行を行うべきではないと考えられる根拠の1つは、監査役が業務執行を行うと、取締役の業務執行を監査することと矛盾する、中立性が確保できない、あるいは監査にあたっての独立性が確保できないおそれがあるというものであろうが、会計監査人の報酬等の決定は、取締役が行う会社の事業に係る業務執行と不可分のものとは考えられず、むしろ、取締役が作成した計算書類の監査を行う主体を取締役が自ら選任することを業務執行と性質決定することのほうが不自然であるともいえるし、監査役が会計監査人の報酬等の決定を行うことによって、監査役が取締役の職務執行を監査するうえで何らかの支障が生ずる、あるいは、独立性が損なわれるということは考えにくい。また、監査役が業務執行を行うべきではないと考えられる根拠としては、経営判断をするのは取締役(会)の任務であり、監査役がそのようなことに口をさしはさむことは会社の効率的・統一的運営を損なうということも考えられる。しかし、会計監査人の報酬等は、会社の業績によって変動させるべきものではな

¹ 同意権よりはるかに弱い。

く、むしろ、会社の財政状態及び経営成績が悪化している時にこそ、粉飾の誘因は高まるので、会計監査上のリスク(固有リスク)は高まり、会計監査人としては、より丁寧かつ広範に監査手続きを実施しなければならないはずである。このように考えると、会計監査人の報酬等の決定は経営判断の問題ではなく、会社法の下で、要求される水準の監査を実施するために必要な額に係るものであると評価すべきである。監査報酬が多額すぎることによって、会計監査人の独立性が損なわれるという議論との関係でも、取締役等が決定するからこそ、そのような弊害が生ずる可能性があるのであって、会計監査人の報酬等の決定を業務執行の一環として位置付けることは適当ではない。

以上に加えて、会社法上、会社と取締役との間の訴訟は、本来、会社の業務執行と代表という性質を有するが、監査役が会社を代表することとされているが²、訴訟の提起の判断と遂行は、典型的な業務執行行為であり、経営的な判断が働く典型的な行為のはずである。それにもかかわらず、会社法は、取締役と会社との間の訴訟においては、監査役が会社を代表すべきものとしているのであって、ある行為が業務執行の性質を有する場合であっても、監査役に行わせることによって、会社ひいては株主の利益につながると定型的に考えられる場合には、監査役の権限としているのである。すなわち、立法論として、ある行為が業務執行にあたるという一事をもって、監査役の権限とすることはできないという立場は現行法においてすら採用されていない。

しかも、取締役の責任の一部免除・責任限定契約の締結に係る定款変更などとの関連でも監査役(会)の同意は要求されている(会社法 425 条・426 条・427 条)。また、株式会社の支配に関する基本方針および具体的取組みに関する事項が事業報告の内容となっているときは(会社法施行規則 118 条 3 号)、その事項についての意見を監査役監査報告および監査役会監査報告の内容としなければならないものとされている(会社法施行規則 129 条 1 項 6 号・130 条 2 項 2 号)。これも、会社の業務執行という面を併せ有していると考えられる事項について、直接的な介入は認めてはいないものの、監査役の意見を表明させ(株主総会等によるフィードバックを可能にする)ものである。

したがって、立法論として、監査報酬の決定権を監査役(会)に与えることは現行法の基本的な枠組みと首尾一貫しないというわけでもない。

² どのように訴訟追行するか、和解するかなど意思決定も監査役がなすものと解されている。取締役の会社に対する責任の追及の訴えを提起するか否かの判断が監査役には委ねられているが(386 条)、訴えを提起するか否かは適法性の判断にとどまるものではなく、妥当性のレベルの判断が必要とされる可能性がある。会社法施行規則 218 条 3 号は、「請求対象者に損害を賠償する責任があると判断した場合において、責任追及等の訴え……を提起しないときは、その理由」を不提訴通知に含めることを要求するが、これは、損害賠償責任があると判断しても訴えを提起しないことが正当であるとされる場合があることを示唆している。

3 同意権と決定権との相違

かつて、竹内昭夫教授は監査役との関係であるが、「制度の実効性を担保する仕組みが制度自体に組み込まれておらず、もっぱらその制度を動かす人の個人的性格にたよろうとしているような場合には、われわれはそのような制度に信頼することはできないわけである。……法律制度としては、できるだけ無理のない仕組みを作り、とび抜けて勇気にあふれた人でなくてもその職責を果たせるような仕組みにしておかなければならない」（会社法の理論 129 頁）と指摘されたが、このような発想を前提とするならば、特に、取締役（会）に決定権を残さなければならない合理的な理由がないのであれば、同意権にとどめることは不適當であると考えられる。

すなわち、同意権であっても決定権と同様の効果を上げることができるのは、当該監査役の資質・立場・経験などが優れているからであって、標準的な監査役を想定すれば、決定権と同意権とでは、少なくとも、以下の3点で相違が生ずるのではないかと予想される。

第1に、同意権にとどまる場合には、取締役（会）が決定したものが著しく不当な場合を除いては不同意とすることは難しいであろうが、決定権が与えられていれば、よりよいというレベルで選択が可能になる可能性が高そうである。

第2に、監査役の選任議案の内容の決定権・報酬議案の内容の決定権が実質的には代表取締役等に握られているという状況の下では、不同意とすることには勇気が必要である。これに対して、決定権が与えられている場合には、取締役の意思決定を覆すのではないから、自ら適切と考える内容を決定しやすいと推測される。

第3に、決定権が与えられていれば、その決定に必要な情報が監査役に自然に集まる構造が生ずる（経理部や公認会計士・監査法人から必要な情報が提供される）と予想されるのに対して、同意権にとどまると、監査役の側から情報を収集しなければ十分な情報を得られないというのが多くの場合ではないかと考えられる。そして、決定権が与えられた場合に得られる情報は、監査役が監査計画の適否を判断するための情報としても有用であることが多いと考えられ、監査役の意見表明を適切に行わせるという観点からも望ましい。

以上

有識者懇談会の答申に対する最終報告書 作成検討メンバー一覧

《監査法規委員会》

委員長	蒲生 邦道	東洋エンジニアリング株式会社	常任監査役
専門委員	武井 一浩	西村あさひ法律事務所	弁護士
委員	板谷 正徳	野村ホールディングス株式会社	取締役
委員	伊東 敏	日本電気株式会社	監査役
委員	今里 政彦	阪神電気鉄道株式会社	常任監査役
委員	太田 順司	新日本製鐵株式会社	常任監査役
委員	崎山 忠道	株式会社日立製作所	取締役
委員	新里 智弘	株式会社パルコ	取締役
委員	宮串 努	株式会社リエントコーポレーション	常勤監査役

《会計委員会》

委員長	横瀬 元治	ヤマトホールディングス株式会社	監査役
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科	教授
委員	麻野 浅一	協立運輸倉庫株式会社	監査役
委員	大橋 博行	株式会社理経	監査役
委員	大貫 誠	旭情報サービス株式会社	常勤監査役
委員	神谷 国広	日立マクセル株式会社	取締役
委員	中津川 昌樹	トヨタ自動車株式会社	常勤監査役
委員	蛭崎 淳文	株式会社島津製作所	常勤監査役
委員	武藤 仁一	北海道旅客鉄道株式会社	常勤監査役
委員	村上 元則	三井物産株式会社	常勤監査役

(敬称略、五十音順)

《日本監査役協会》

伊藤 智文	専務理事
宮本 照雄	常務理事
高橋 均	常務理事(企画部長兼任)
上遠野 恭啓	企画部企画課長
森山 良子	企画部企画課
野村 彩子	企画部企画課
岸元 忠相	企画部企画課
芦田 真理	企画部企画課

注：メンバーの所属は、平成22年3月31日時点である。